

高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2020

令和5年3月
高 島 市
(中間見直し版)

はじめに

高島市が発足して15年が経過しました。この間、少子高齢化は一層加速し、高齢化率は令和2年2月末現在34.7%、年少人口は低下の一途をたどり出生数は300人を割り込んでいます。

また、核家族の増加あるいは家族形態の変化により多様な子育てニーズに対応する支援体制の強化が求められています。



こうした中、高島市では平成27年度に策定しました「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2015」に基づき、子育て支援施策を押し進めてきました。計画期間中、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、令和元年10月より国における幼児教育・保育の無償化がスタートしました。また、それに加え当市におきましては、国の無償化の対象にならない子どもたちにつきましても助成を行うことにより、保育料の完全無償化を行ったところです。

その一方で女性の就労意識の高まりが低年齢からの保育園入所につながり、待機児童が発生するなど新たな課題にも直面しております。このことから、前計画の実績を検証するとともに、新たな課題に対応しながら、子ども・子育て支援法および改正次世代育成支援対策推進法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2020」を策定いたしました。

計画の策定にあたりましては、市民の皆様のご意見や小学生以下の子どもをもつ保護者を対象に実施しましたアンケート調査結果等をふまえ、市が設置します「子ども・子育て会議」で活発な議論を重ねていただきました。

高島市ではこの計画をもとに、関係機関がより一層連携を深めながら、「子育てしやすい高島市」を目指し、子どもが心豊かに育つ環境づくりに努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なご協力を賜りました「子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げ策定にあたりましてのご挨拶とします。

令和2年3月

高島市長

福井正明

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
(1) 計画の法定根拠	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の性格	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
6 高島市の子どもと子育て家庭の概況	4
7 子ども・子育て支援に関するニーズ調査から	11

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	29
2 計画策定の視点	30
3 計画の基本目標	32
4 施策の体系	34
5 重点施策	40

第3章 目標実現のための施策の推進

基本目標1 出会いから子育てへの支援の充実	42
基本施策1-(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実	42
基本施策1-(2) 子育て支援ネットワークづくり	46
基本目標2 子育て家庭への支援の充実	48
基本施策2-(1) 共働き家庭への支援	48
基本施策2-(2) 子育て家庭に対する経済的支援の充実	51
基本目標3 親子のこころとからだの健康を支える取組みの推進	54
基本施策3-(1) 親子の健康づくりの推進	54
基本施策3-(2) 思春期保健対策の充実	58
基本施策3-(3) 食育の推進	59
基本施策3-(4) 妊娠・出産・子育て期の医療との連携推進	61
基本施策3-(5) 支援が必要な子どもや家庭を支える体制の充実	63

基本目標4	充実した教育・保育の提供体制の推進	70
基本施策4-1	乳幼児期の教育・保育事業の充実	70
基本施策4-2	子育て施設的环境づくり	73
基本目標5	未来を担う人づくりの推進	75
基本施策5-1	未来を担う人材の育成に向けた学校教育の充実	75
基本施策5-2	豊かな自然環境や歴史・文化を生かした人づくり	79
基本施策5-3	体験活動による子どもの健全育成の推進	81
基本施策5-4	スポーツによる子どもの健全育成の推進	84
基本施策5-5	家庭や地域の教育力向上	84
基本目標6	子どもの安心の提供	87
基本施策6-1	児童虐待防止対策の充実	87
基本施策6-2	いじめ防止の推進	88
基本施策6-3	一人ひとりの育ちをサポートする体制の整備	89
基本施策6-4	交通安全対策の充実	91
基本施策6-5	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	92
基本施策6-6	外国人児童への支援	96
基本目標7	子どもの夢をかなえる体制整備	97
基本施策7-1	子どもの居場所の確保	97
基本施策7-2	相談体制の整備	98
基本施策7-3	ひとり親家庭への支援	100

第4章 計画の目標値等

1	教育・保育提供区域の設定	103
2	将来の子ども人口	105
3	乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	109
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	112

第5章 計画の推進

1	計画の推進主体と連携の強化	127
2	計画の進行管理	127

資料編

1	計画の策定経過	128
2	用語の説明	130

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、乳幼児期の質の高い教育・保育ニーズの高まりなど、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育および地域の子育て支援に係る新たな制度が、平成27年度から施行され、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が図られています。また、「子ども・子育て支援法」により、都道府県および市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、平成26年度末で計画期間が終了した次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。

一方、高島市では、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を整備していくため、平成22年度に「高島市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）たかしま こども みらい あくしょん・ぷらん2」を、また、平成26年度に「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2015」を策定し、計画に基づき地域の実情に応じた教育・保育の提供や子育て支援策の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

このような中、「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2015」の計画年度が、令和元年度末をもって終了することから、計画での取組みの成果や課題等を踏まえるとともに、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援の計画として、「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2020」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

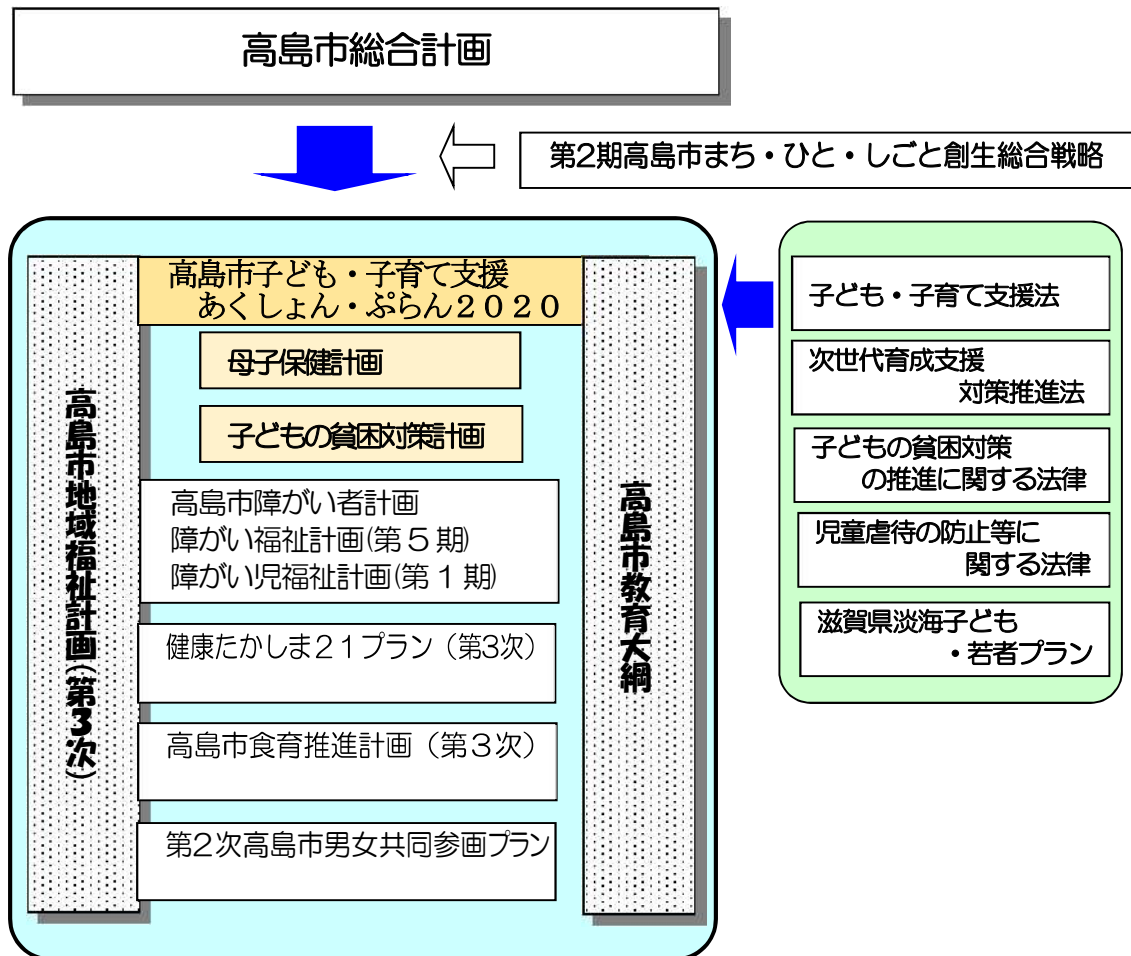
（1）計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村子ども・子育て支援事業計画として策定します。また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項において、市町村の努力義務として定められています市町村行動計画を包含したものとします。さらには、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に定める市町村計画および母子保健計画策定指針に基づく市町村母子保健計画についても、子ども・子育て支援と関連が深いことから、一体的に策定することとします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、高島市の最上位計画である「高島市総合計画」に基づく施策を推進するための個別計画として位置づけられます。また、「子ども・子育て支援法」をはじめとする関連の法律や「滋賀県淡海子ども・若者プラン」など関連する個別計画との整合性を図ります。

■計画の位置づけ



(3) 計画の性格

本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組みの基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組みを示すものです。また、市民をはじめ、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、事業者、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3. 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民、団体等も対象とします。

<参考>

子ども・子育て支援法第6条第1項

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、子ども人口の推移や事業の進捗状況、社会環境の変化等により、計画期間内に見直すことがあります。

○計画の期間

計画	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高島市子ども・子育て支援 あくしょん・いっしょ2015		→									
高島市子ども・子育て支援 あくしょん・いっしょ2020							→				

5. 計画の策定体制

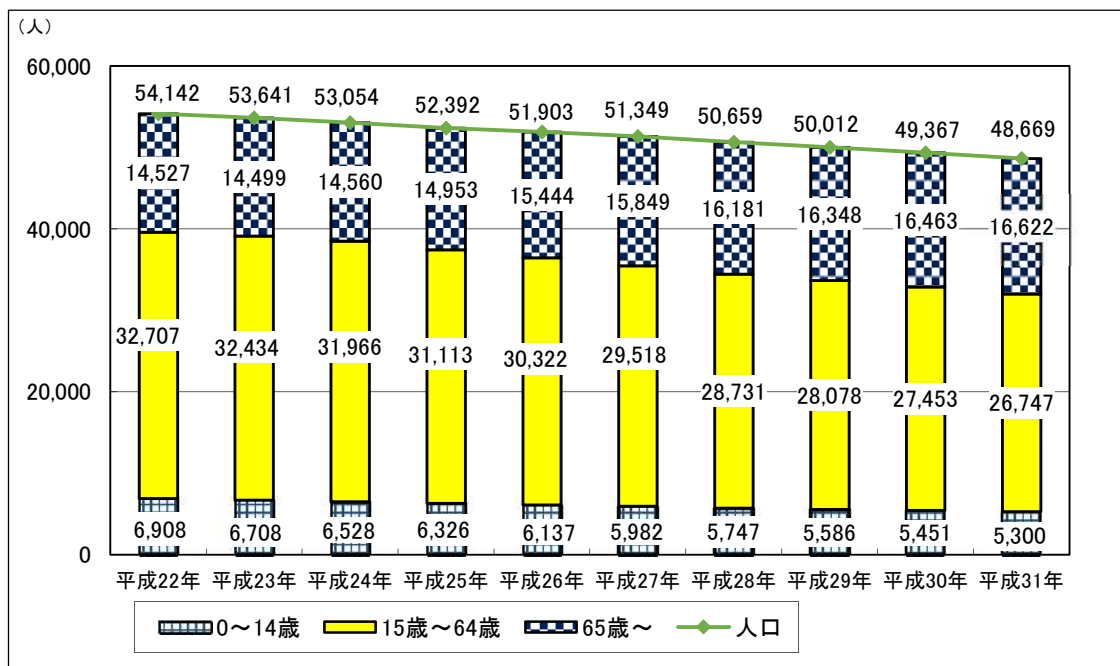
本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「高島市子ども・子育て会議」を設置し、それぞれの分野から幅広いご意見を伺いました。また、高島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を、小学校就学前子どもがいる世帯および小学生のいる世帯を対象に実施し、その結果を事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。さらに、本計画に対する市民の意見を広く求めるため、パブリックコメントを実施しました。

6. 高島市の子どもと子育て家庭の概況

① 人口の減少

高島市の平成22年以降の人口の推移を住民基本台帳で見ると、減少傾向を示し、平成31年には48,669人となっています。また同様に、0～14歳も減少の一途をたどり、平成31年には5,300人となり、少子化が一層進んでいます。

■人口の推移



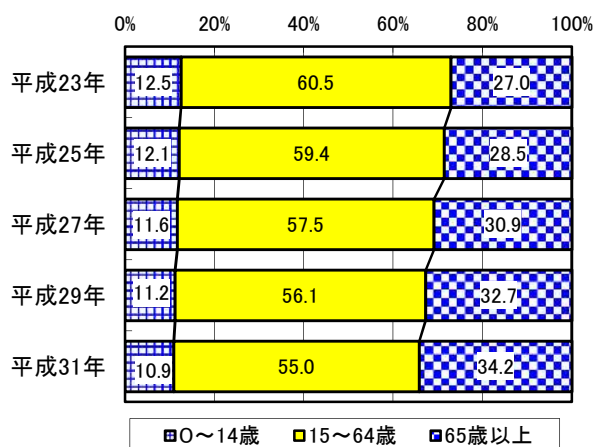
資料：住民基本台帳(3月末現在)

② 少子高齢化の進行

年齢3区分別人口構成のうち、0～14歳の年少人口率は、平成23年の12.5%が平成31年には10.9%に低下しています。

一方、65歳以上の高齢者人口率（高齢化率）は、平成23年の27.0%が、平成31年には34.2%に上昇しています。

■年齢3区分別人口構成の推移

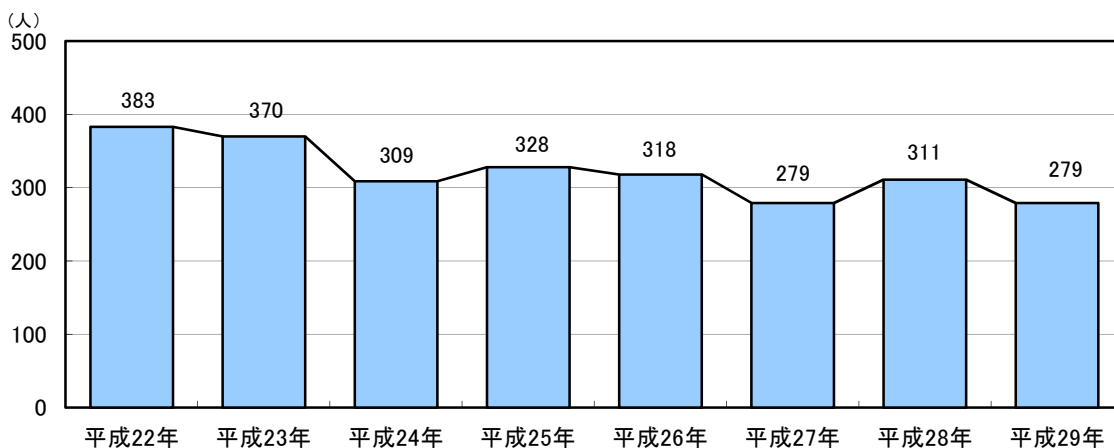


資料：住民基本台帳(3月末現在)

③ 年間出生者数の減少

出生数は、平成22年の383人から年々減少し、平成24年には309人となりましたが、平成25年は328人と増加しました。その後300人前後で推移し、平成29年には279人で、近年の最少となっています。

■出生数の推移

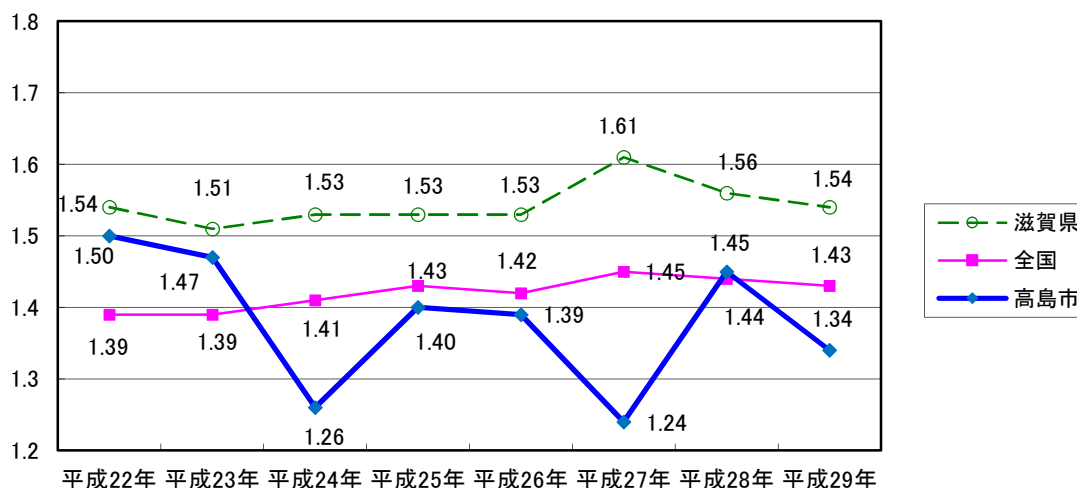


資料：各年厚生労働省「人口動態統計」(年次集計)

④ 合計特殊出生率の低下

ベイズ推定値による合計特殊出生率は、高島市の平成22年は1.50と全国水準より高い数値でしたが、平成27年は1.24に低下し、平成28年は1.45と一旦回復しましたが、平成29年は1.34と全国や滋賀県の値を下回っています。

■ベイズ推定値による合計特殊出生率の推移



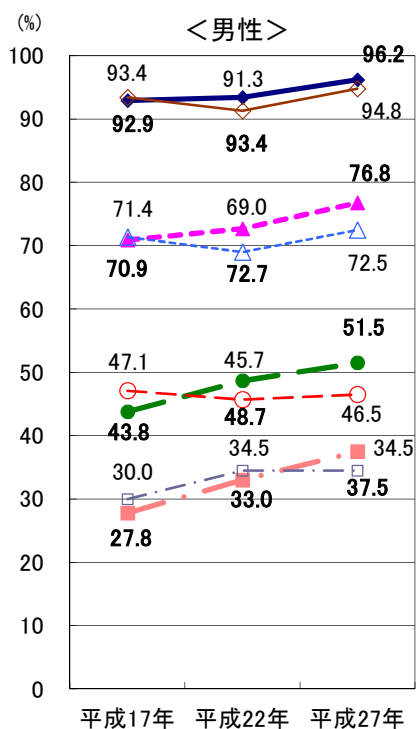
資料：人口動態統計特殊報告

注)ベイズ推定値とは、市町村別の合計特殊出生率は、出生数が少なく、年齢階級別出生率が不安定な動きを示すため、当該市町村のデータと二次医療圏等单位で推定した変数を総合化することにより算出した数値のことをいいます。

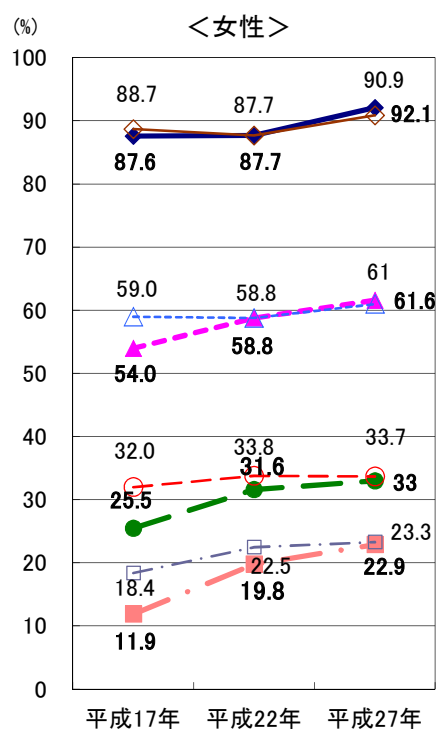
⑤ 未婚率の上昇

国勢調査から男女別に未婚率をみると、男女ともにどの年齢層も未婚率が上昇を続けています。特に男性の場合は、30～34歳の上昇が大きくなっており、平成27年には、すべての年代において全国水準を上回っています。また、女性の場合も、30～34歳の未婚率の上昇が大きくなっており、平成27年には、どの年代も全国水準とほぼ同値となっています。

■性別・年齢5歳階級別 未婚率の推移



資料：国勢調査(各年10月1日)

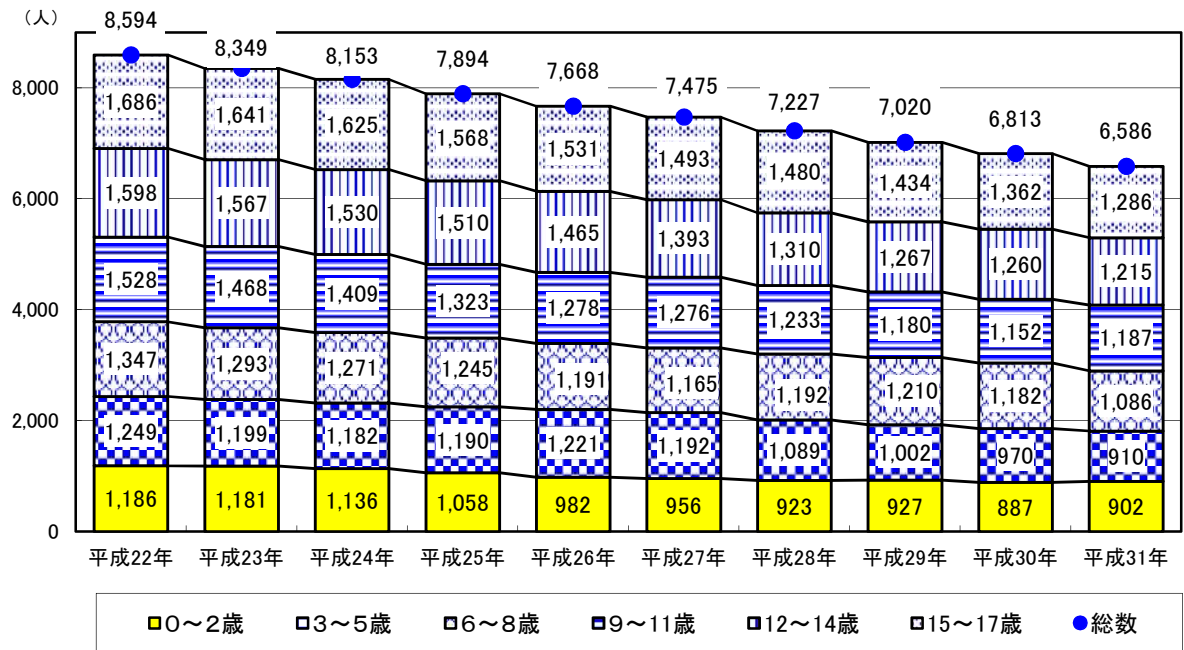


⑥ 子ども人口の減少

18歳未満の子ども人口の推移をみると年々減少し、平成31年3月末現在では6,586人となっており、減少率は平成22年の23.4%、2,008人の減少となっています。また、3歳ごとの年齢別にみると、最も減少が大きい年齢層は、3～5歳で、平成22年の27.1%となっています。一方、最も減少が少ない年齢層は、6～8歳で、平成22年のおよそ19.4%となっています。

平成31年における年齢層別の構成比は、15～17歳（高校生相当）が19.5%で最も高く、次いで12～14歳（中学生相当）が18.4%、9～11歳が18.0%、6～8歳が16.5%、3～5歳が13.8%、0～2歳が13.6%で最も低くなっています。

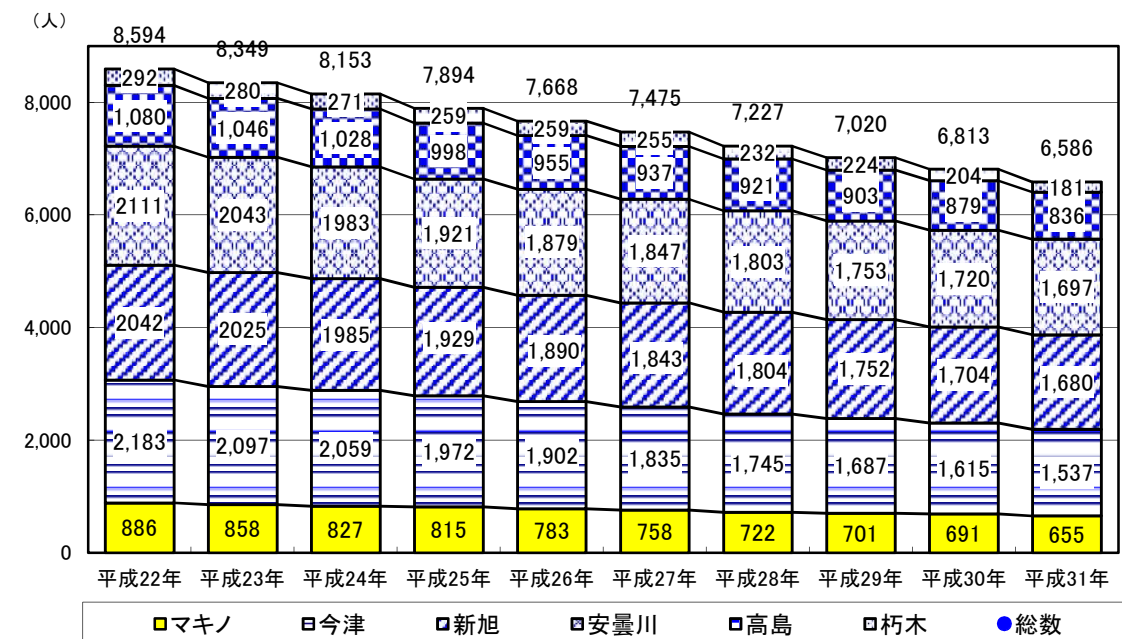
子ども人口の推移



資料: 各年住民基本台帳(3月末現在)

地域別の子ども人口の推移は、市内すべての地域で減少しています。そのうち、減少率が最も高い地域は朽木地域で、平成31年の子ども人口は平成22年に比べ38.0%、111人の減少となっています。一方、減少率が最も低い地域は新旭地域で、平成22年に比べ17.7%、362人の減少となっています。また、地域別の子ども人口の構成比は、安曇川地域が全体の25.8%を占め最も高く、次いで新旭地域が25.5%、今津地域が23.4%、高島地域が12.7%、マキノ地域が9.9%、朽木地域が2.7%となっています。

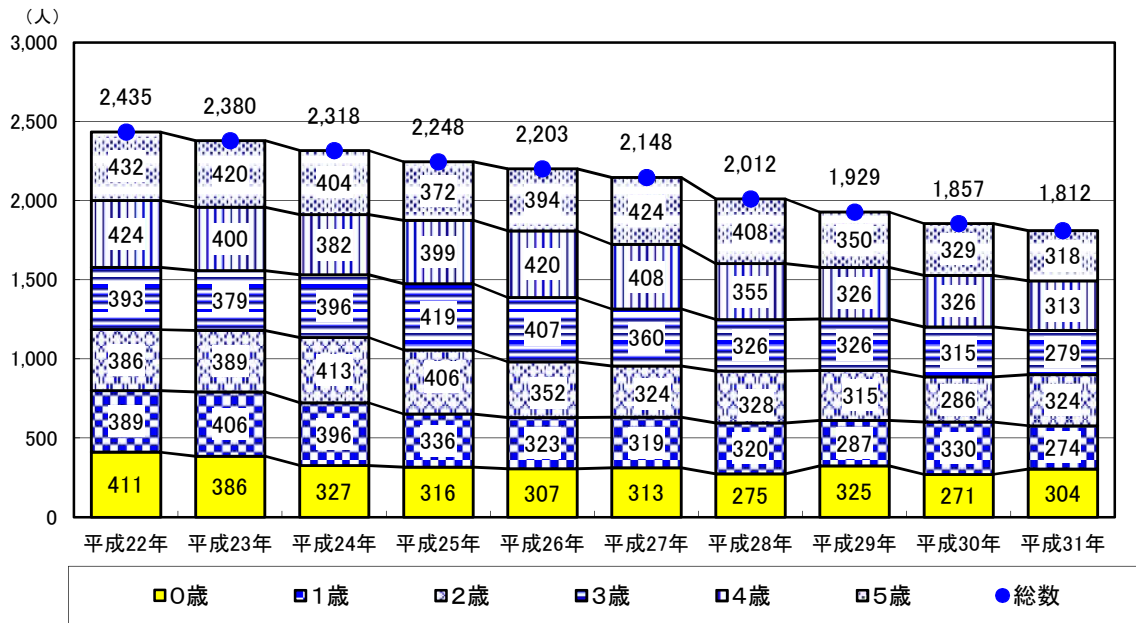
地域別 子ども人口の推移



資料: 各年住民基本台帳(各年3月末)

子ども人口のうち、就学前の0～5歳の人口は減少傾向を示しています。平成31年では0歳が304人で総数の16.8%、1歳が274人で15.1%、2歳が324人で17.9%、3歳が279人で15.4%、4歳が313人で17.3%、5歳が318人で17.5%となっています。また、1歳および3歳が200人台になっており、その他の年代は300人台となっています。

■就学前人口の推移

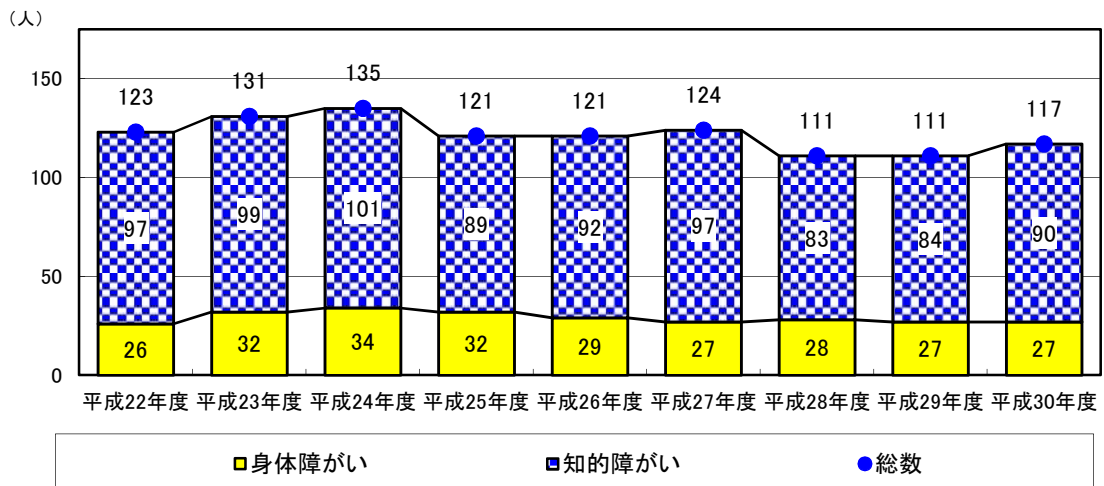


資料: 住民基本台帳(各年3月末)

⑦ 障がいのある児童

身体障害者手帳および療育手帳の交付状況をみると、身体障がいまたは知的障がいのある児童は、110人台から130人台で推移しており、子ども人口が減少しているにも関わらず交付者数に変化が少ないことから、割合が増加しています。

■身体・知的障がいのある児童の推移



資料: 福祉行政報告例(各年度3月末現在)

■身体障害者手帳交付状況（18歳未満）

（単位・人）

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
視覚障がい	4	4	4	4	4
聴覚・平衡機能	2	1	0	0	0
音声・言語・そしゃく	1	2	1	1	0
肢体不自由	16	15	18	17	17
内部障がい	6	5	5	5	6
計	29	27	28	27	27

■療育手帳交付状況（18歳未満）

（単位・人）

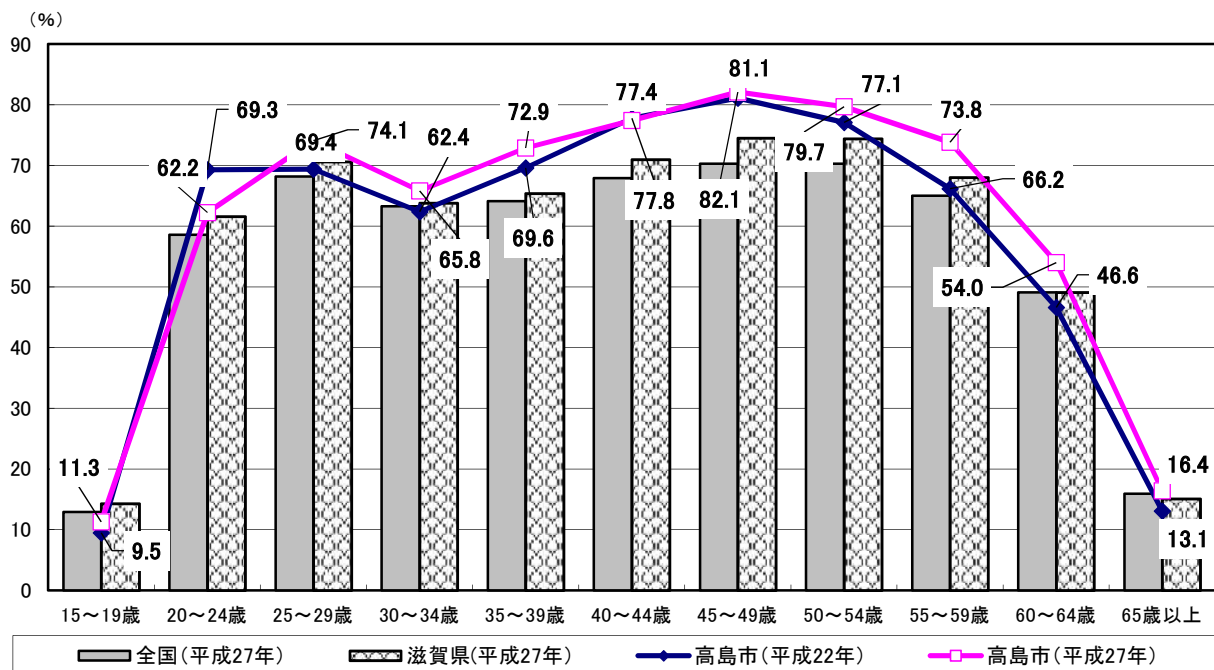
種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最重度	16	16	10	13	14
重 度	22	21	13	10	11
中 度	19	21	21	21	22
軽 度	35	39	39	40	43
計	92	97	83	84	90

資料：福祉行政報告例（各年度3月31日現在）

⑧ 女性の就業率の上昇

女性の年齢別就業率は、結婚・妊娠期にあたる年代で一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。また、平成22年と27年を比べると、20～24歳、40～44歳は低下しましたが、その他の年代は上昇しています。10代後半を除いて、各年齢層で全国や滋賀県の就業率よりも高くなっています。

■女性の年齢5歳階級別 就業率



資料：国勢調査（両年10月1日）

⑨ 母子世帯の増加

ひとり親世帯の推移をみると、平成17年の263世帯が平成27年には303世帯と増加しています。その内訳は、母子世帯の増加が大きく、平成27年では全体の89.1%を占めています。

■ひとり親世帯の推移

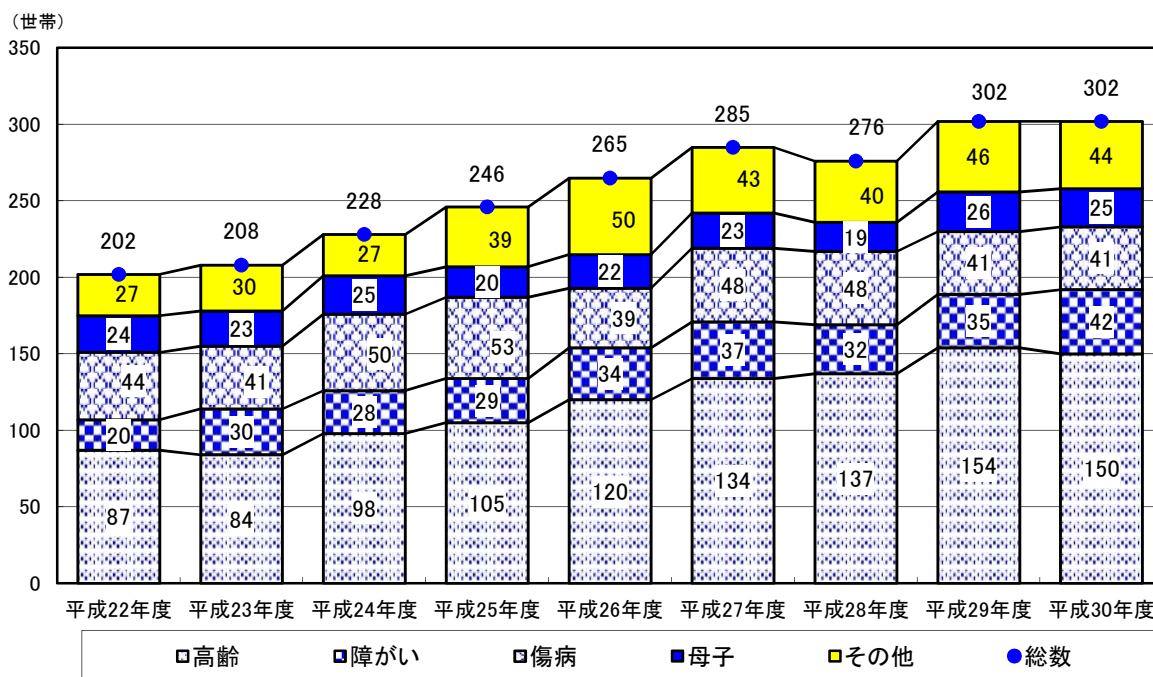
項目 年次	総数			6歳未満親族の いる一般世帯			18歳未満親族の いる一般世帯		
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
合 計	263	286	303	47	50	68	251	264	272
母子世帯	236	261	270	44	47	66	226	246	246
父子世帯	27	25	33	3	3	2	25	18	26

資料：国勢調査（各年10月1日）

⑩ 生活保護世帯における母子世帯

生活保護の被保護世帯のうち、母子世帯数は、平成22年度末は24世帯、平成30年度末は25世帯で、近年は19~26世帯で推移しています。

■生活保護の被保護世帯の類型別推移



7. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査から

計画策定にあたって子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しており、その結果は、次のとおりです。

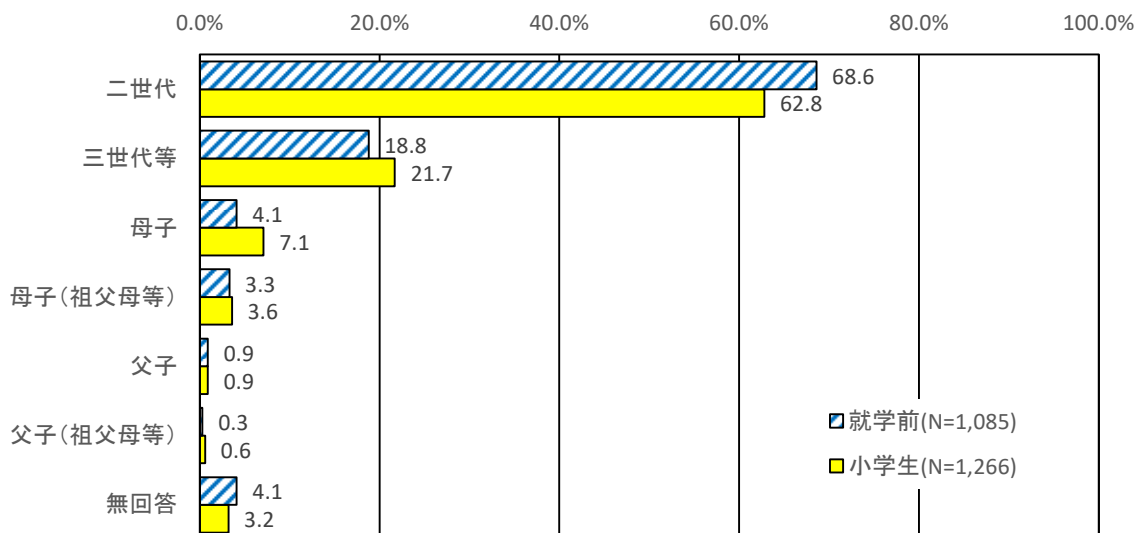
■調査の概要

項目	就学前子ども保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	就学前子どもの保護者	小学生の保護者
抽出方法	就学前子どもがいる家庭すべて	小学生のいる家庭すべて
調査方法	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校を通して配付・回収し、郵送回収も可としました。また、幼稚園・保育園、認定こども園に通っていないお子さんのいる家庭は、郵送による配付・回収を実施	
調査期間	平成31年3月8日～平成31年3月18日	
配付数	調査票は、就学前子ども保護者調査と小学生保護者調査を一体型として作成し、配付。配付数：2,858件	
回収数	回収数：1,956件	
回収率	就学前子どもの保護者：69.9% 小学生の保護者：70.3%	

① 同居の世帯類型

就学前子どもがいる世帯（以下「就学前世帯」といいます。）、小学生の子どもがいる世帯（以下「小学生世帯」といいます。）とも「二世帯」が最も高く、就学前世帯が68.6%、小学生世帯が62.8%で、就学前世帯の方が高くなっています。また、「三世帯等」は、就学前世帯が18.8%、小学生世帯が21.7%で、小学生世帯の方が高くなっています。「ひとり親」は、祖父母等との同居も合わせて、就学前世帯が8.6%、小学生世帯が12.2%で、小学生世帯の方が若干高くなっています。

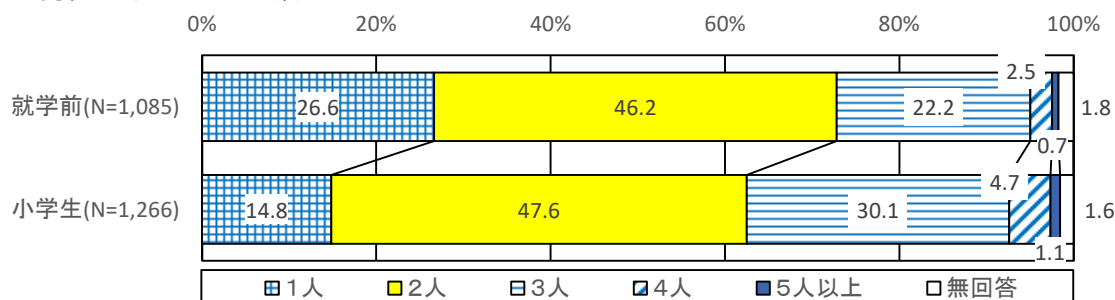
■同居の世帯類型



② 子どもの人数の現状と理想

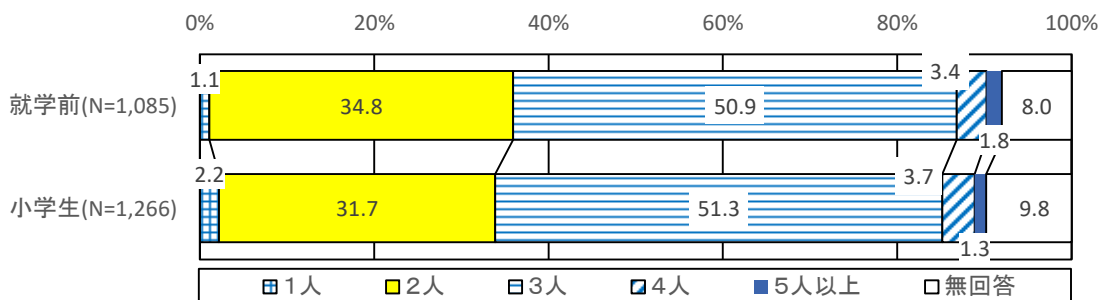
現在の子どもの人数では、就学前世帯も小学生世帯も、「2人」が最も高く、就学前世帯が46.2%、小学生世帯が47.6%となっています。次いで就学前世帯は「1人」が26.6%、「3人」が22.2%と続き、小学生世帯は「3人」が30.1%、「1人」が14.8%と続きます。また、「4人以上」が合わせて、就学前世帯が4.2%、小学生世帯が5.8%となっています。子どもの人数の最大は6人で、就学前世帯の平均は2.03人、小学生世帯の平均は2.29人で、小学生世帯の方が高くなっています。

■ 現在の子どもの人数



理想の子どもの人数は、就学前世帯も小学生世帯も「3人」が最も高く、就学前世帯が50.9%、小学生世帯が51.3%となっています。また、「4人以上」が、就学前世帯が5.2%、小学生世帯が5.0%となっています。

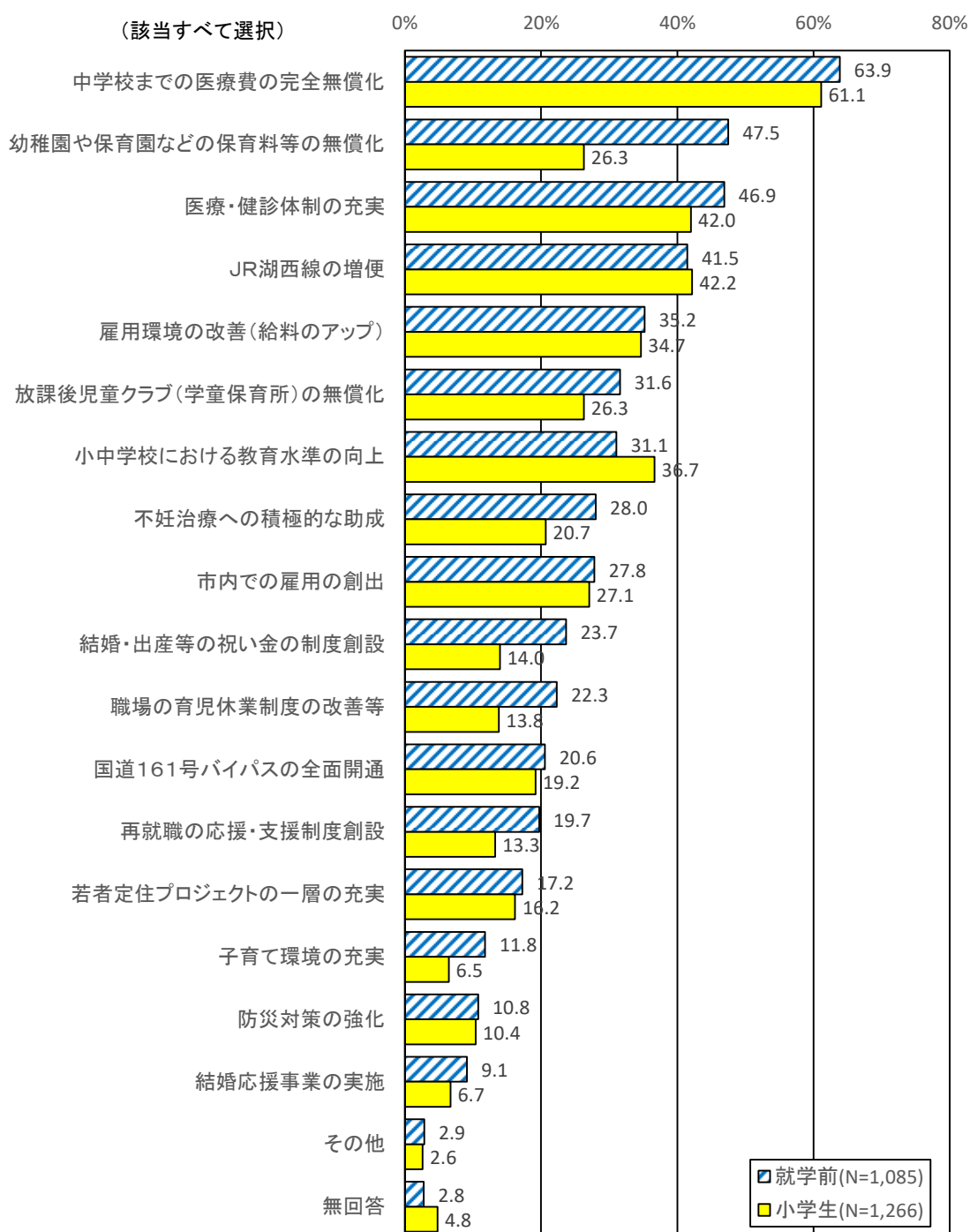
■ 理想の子どもの人数



③ 高島市の少子化問題に対して求める施策

高島市の少子化問題に対して求める施策は、就学前世帯も小学生世帯も「中学校までの医療費の完全無償化」が最も高く、就学前世帯が63.9%、小学生世帯が61.1%となっています。次いで、就学前世帯では「幼稚園や保育園などの保育料等の無償化」(47.5%)、「医療・健診体制の充実」(46.9%)、「JR湖西線の増便」(41.5%)、などで40%以上となっています。また、小学生世帯では、「JR湖西線の増便」(42.2%)、「医療・健診体制の充実」(42.0%)、「小中学校における教育水準の向上」(36.7%)、「雇用環境の改善(給料のアップ)」(34.7%)、と続きます。

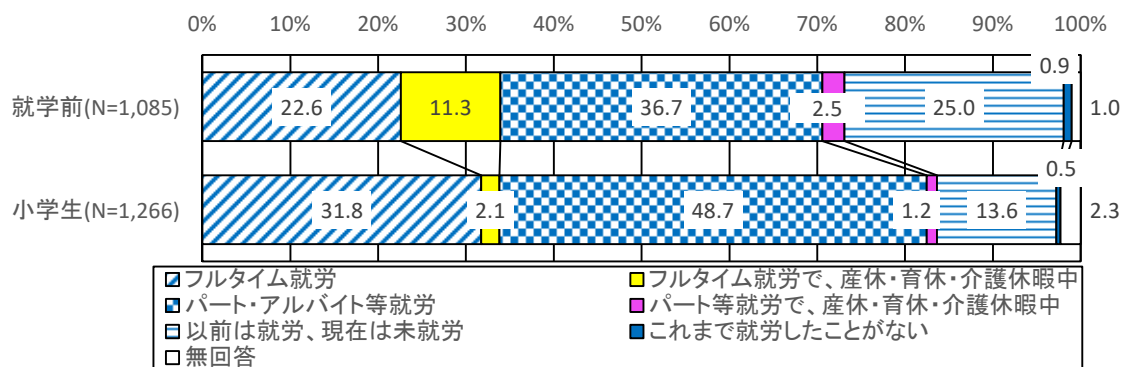
■少子化問題に対して求める施策



④ 保護者の就労状況

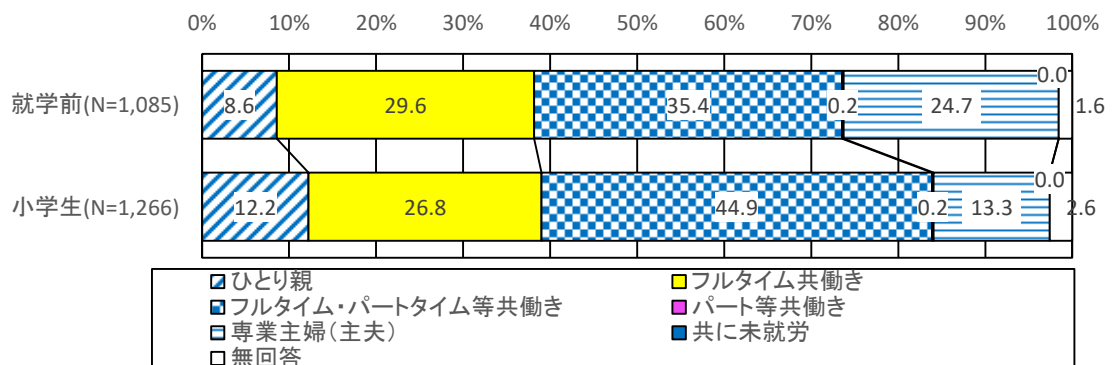
母親の就労状況で、「フルタイム就労」および「フルタイム就労で、産休・育休・介護休業中」を合わせた割合は、就学前世帯、小学生世帯とも33.9%となっています。また、「パート・アルバイト等就労」および「パート・アルバイト等就労で、産休・育休・介護休業中」を合わせた割合は、就学前世帯が39.2%、小学生世帯が49.9%となっています。この双方を合わせた就労率は、就学前世帯が73.1%、小学生世帯が83.8%となっています。

■母親の就労状況



母親と父親の就労状況による家庭類型では、「フルタイム共働き」は就学前世帯が29.6%、小学生世帯が26.8%、「フルタイム・パート等共働き」は就学前世帯が35.4%、小学生世帯が44.9%、「パート等共働き」は就学前世帯が0.2%、小学生世帯が0.2%で、共働き率はこれらを合わせて、就学前世帯が65.2%、小学生世帯が71.9%となっています。

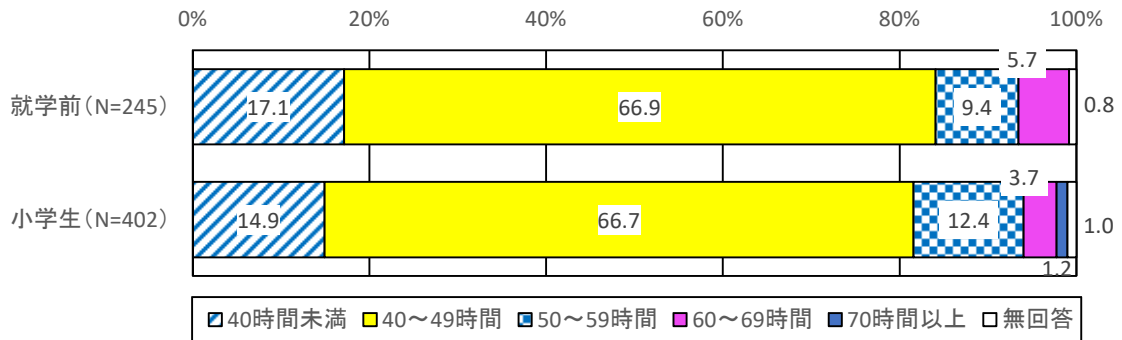
■母親と父親の就労状況による家庭類型



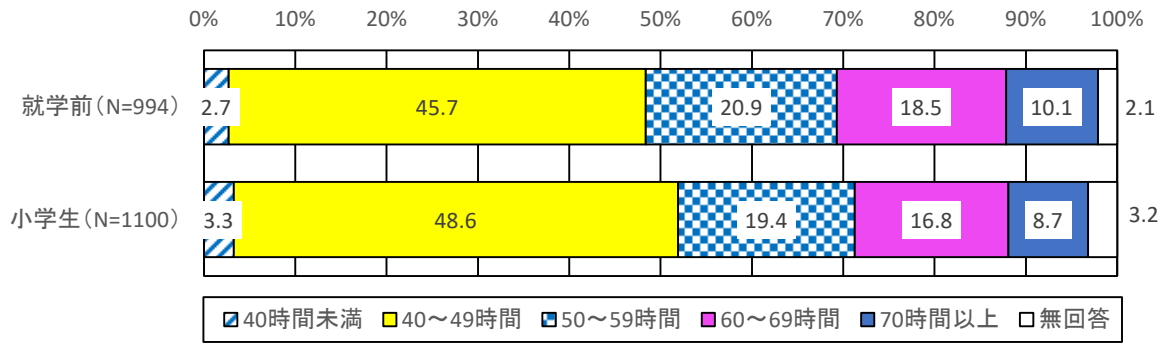
母親のフルタイム就労者の1週あたりの就労時間は、就学前世帯も小学生世帯も「40～49時間」が最も高く、就学前世帯が66.9%、小学生世帯が66.7%となっています。週「60時間以上」の長時間勤務は、就学前世帯が5.7%、小学生世帯が4.9%となっています。

父親のフルタイム就労者の1週あたりの就労時間は、就学前世帯も小学生世帯も母親と同様に「40～49時間」が最も高く、就学前世帯が45.7%、小学生世帯が48.6%となっています。週「60時間以上」の長時間勤務は、就学前世帯が28.6%、小学生世帯が25.5%となっています。

■母親のフルタイム就労者の1週当たりの就労時間



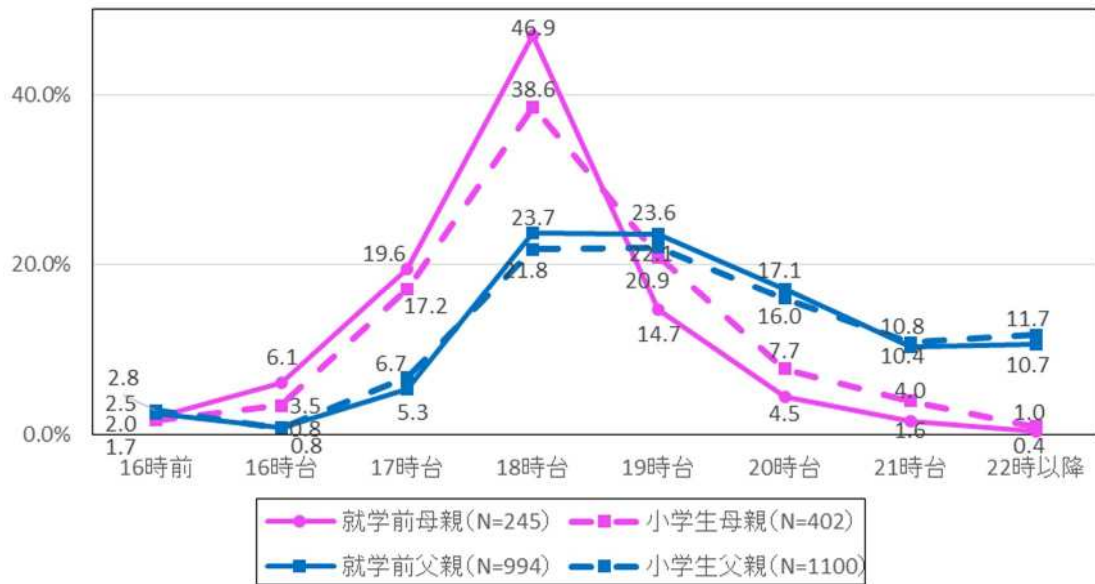
■父親のフルタイム就労者の1週当たりの就労時間



母親のフルタイム就労者の帰宅時刻は、就学前世帯も小学生世帯も「18時台」が最も高く、就学前世帯が46.9%、小学生世帯が38.6%で、就学前世帯の方が高くなっています。また、「19時台」が就学前世帯で14.7%、小学生世帯で20.9%と同程度で、「20時以降」が合わせて就学前世帯は6.5%、小学生世帯は12.7%となっています。

父親のフルタイム就労者の帰宅時刻は、就学前世帯は「18時台」と「19時台」がそれぞれ23.7%、23.6%と同程度で、「20時台」が17.1%など分散しています。小学生世帯も「18時台」と「19時台」がそれぞれ21.8%、22.1%と同程度で、「20時台」が16.0%など、就学前世帯と同様に分散しています。「20時以降」が合わせて就学前世帯は38.2%、小学生世帯は38.5%となっています。

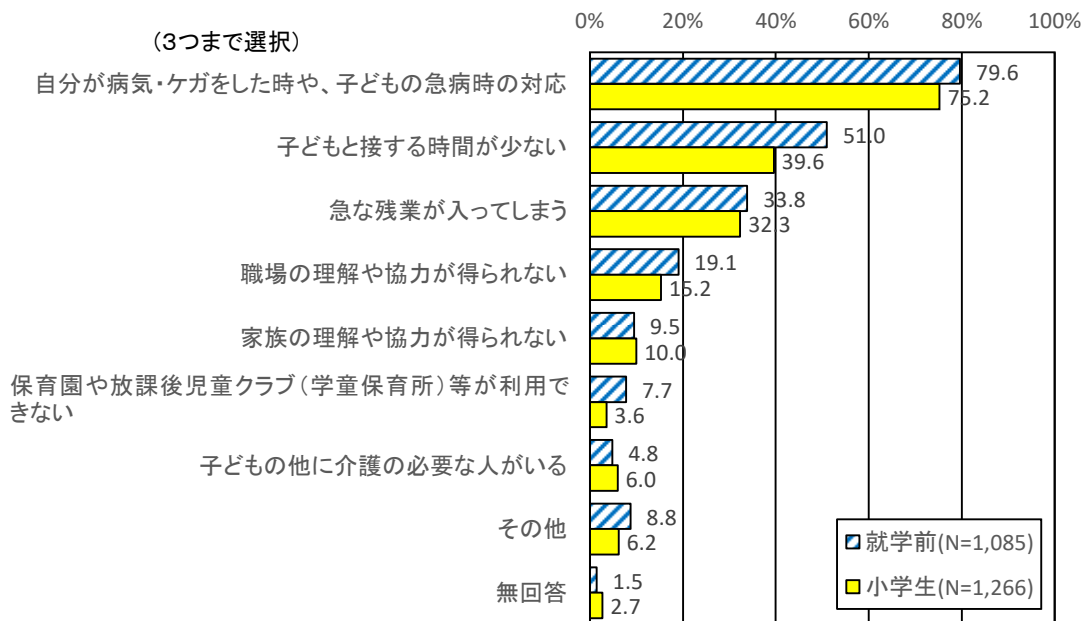
■母親と父親のフルタイム就労者の帰宅時刻



⑤ 仕事と子育ての両立支援

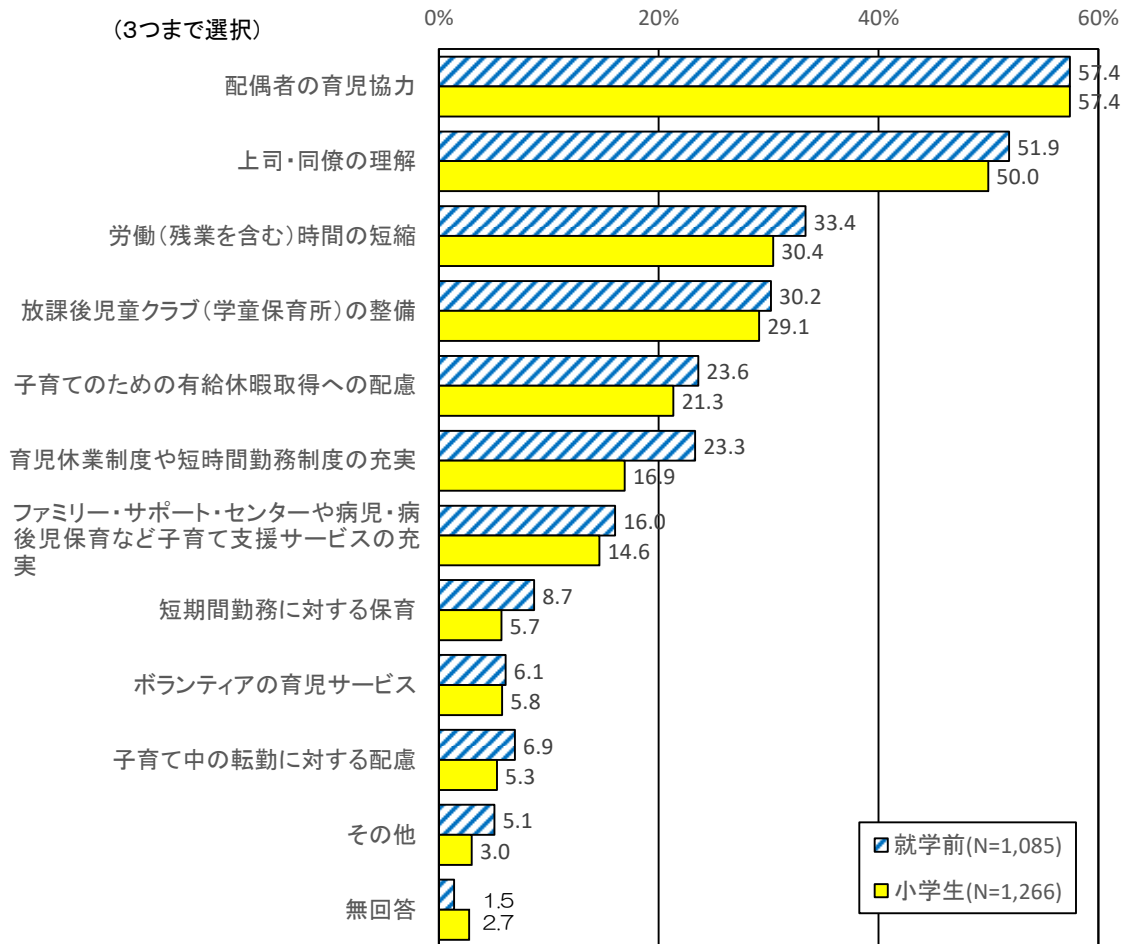
仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることは、就学前世帯も小学生世帯も「自分が病気・ケガをした時や、子どもの急病時の対応」が最も高く、就学前世帯が79.6%、小学生世帯が75.2%となっています。次いで就学前世帯も小学生世帯も「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」、「職場の理解や協力が得られない」と続きます。

■仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じること



仕事と子育てを両立するうえで必要なことは、就学前世帯も小学生世帯も「配偶者の育児協力」が最も高く、就学前世帯、小学生世帯とも57.4%で半数を大きく超えています。次いで就学前世帯も小学生世帯も「上司・同僚の理解」、「労働（残業を含む）時間の短縮」、「放課後児童クラブ（学童保育所）の整備」と続きます。

■仕事と子育てを両立する上で、必要なこと

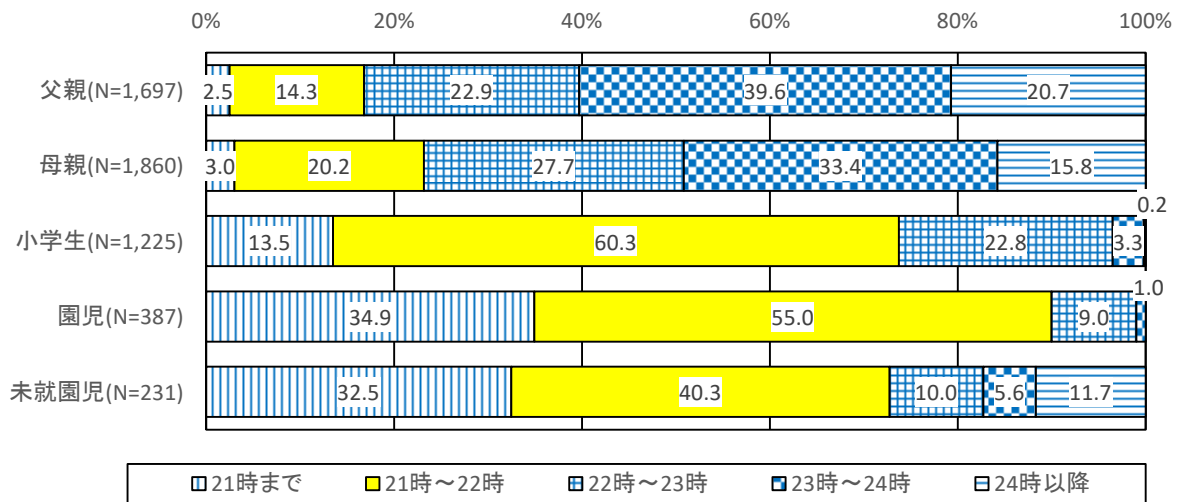


⑥ 家族の就寝・起床時刻

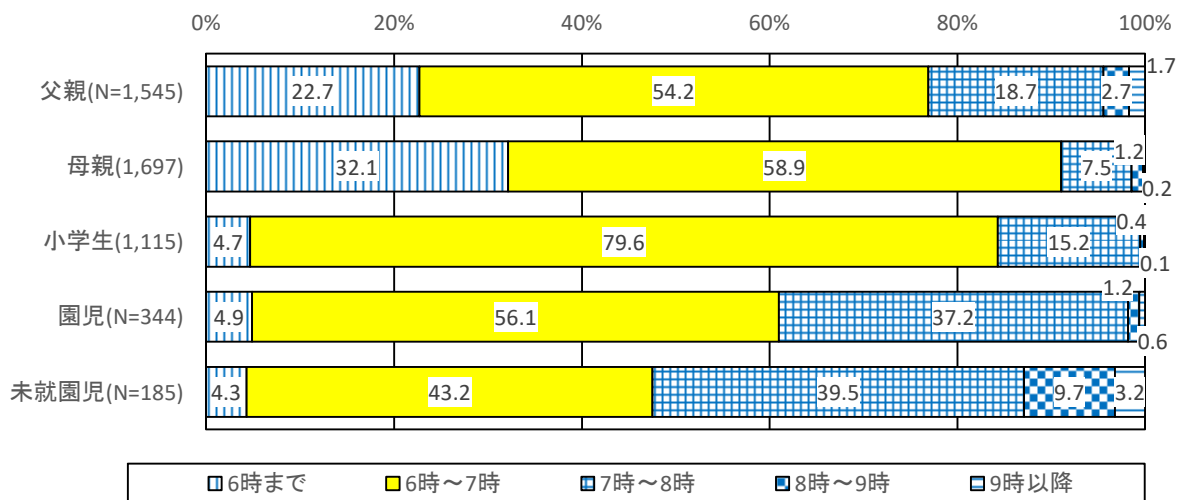
家族の就寝時間は、父親、母親は「23時～24時」が最も高く、父親が39.6%、母親が33.4%となっています。次いで父親、母親とも「22時～23時」が高く、父親が22.9%、母親が27.7%と続きます。また、小学生、園児、未就園児は「21～22時」が最も高く、小学生が60.3%、園児が55.0%、未就園児が40.3%となっています。次いで小学生は「22時～23時」が高く22.8%、園児、未就園児は「21時まで」が高く、園児が34.9%、未就園児が32.5%と続きます。

起床時間はすべての分類で「6時～7時」が最も高く、父親が54.2%、母親が58.9%、小学生が79.6%、園児が56.1%、未就園児が43.2%となっています。次いで父親、母親は「6時まで」が高く、父親が22.7%、母親が32.1%、小学生、園児、未就園児は「7時～8時」が高く、小学生が15.2%、園児が37.2%、未就園児が39.5%と続きます。

■家族の就寝時間



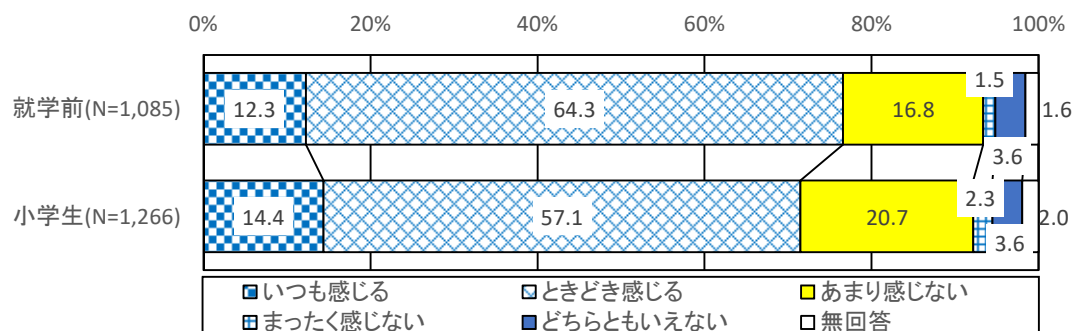
■家族の起床時間



⑦ 子育てに関する不安や負担

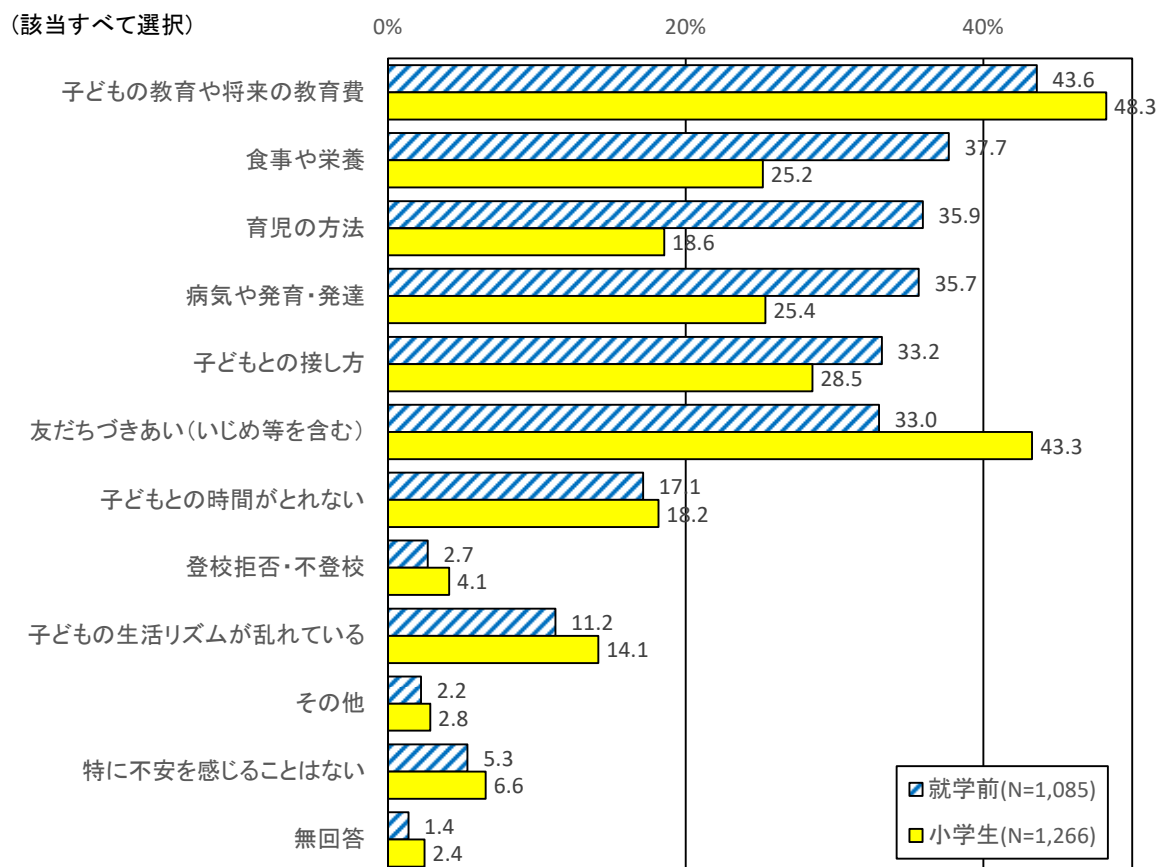
子育てに関する不安や負担について、「いつも感じる」と「ときどき感じる」を合わせた「感じる」は、就学前世帯が76.6%、小学生世帯が71.5%となっています。

■子育てに関する不安や負担



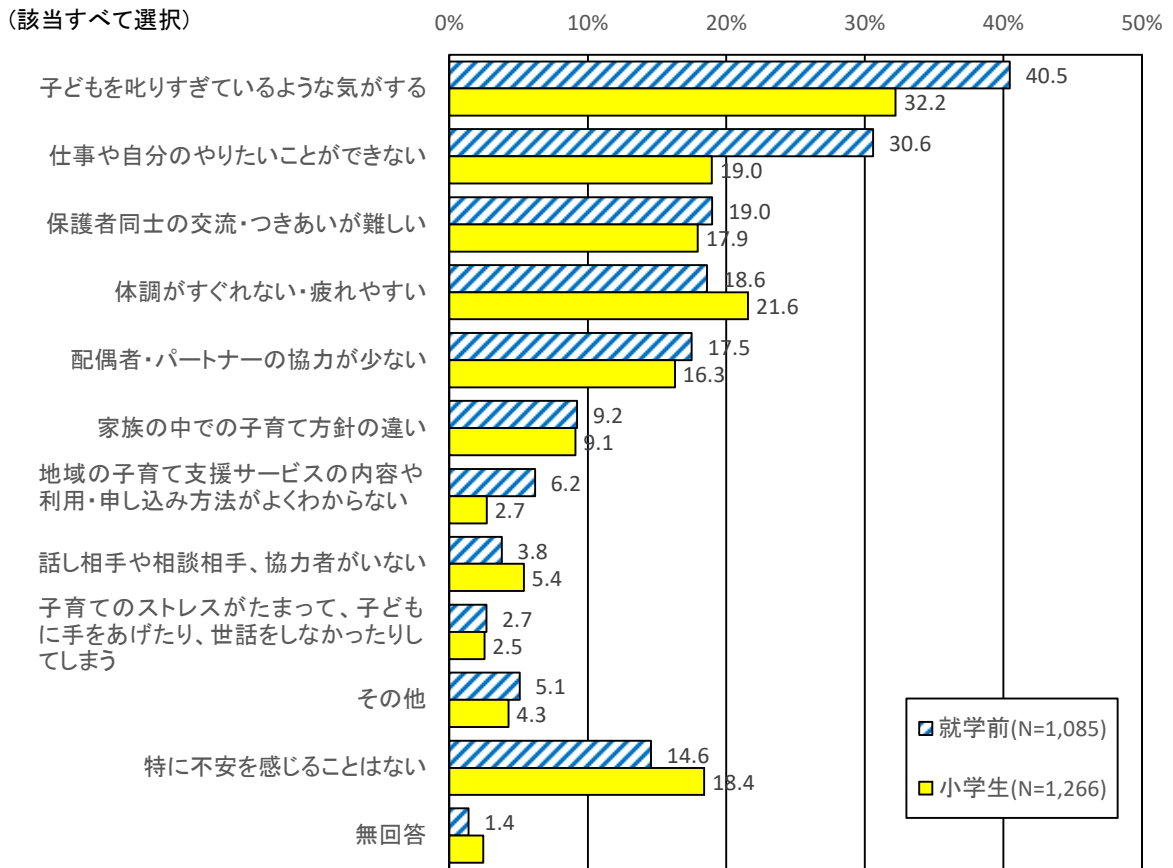
子どものことでの悩みや不安に感じることは、就学前世帯も小学生世帯も「子どもの教育や将来の教育費」が最も高く、就学前世帯が43.6%、小学生世帯が48.3%となっています。次いで、就学前世帯は「食事や栄養」(37.7%)、「育児の方法」(35.9%)、「病気や発育・発達」(35.7%)、「子どもとの接し方」(33.2%)「友だちづきあい(いじめ等を含む)」(33.0%)、などと続きます。また、小学生世帯は、次いで「友だちづきあい(いじめ等を含む)」が43.3%、「子どもとの接し方」(28.5%)、「病気や発育・発達」(25.4%)、「食事や栄養」(25.2%)などとなっています。

■子どものことでの悩みや不安に感じること



保護者自身のことでの悩みや不安に感じることは、就学前世帯も小学生世帯も「子どもを叱りすぎているような気がする」が最も高く、就学前世帯が40.5%、小学生世帯が32.2%となっています。次いで、就学前世帯は「仕事や自分のやりたいことができない」(30.6%)、「保護者同士の交流・つきあいが難しい」(19.0%)、「体調がすぐれない・疲れやすい」(18.6%)、「配偶者・パートナーの協力が少ない」(17.5%)と続きます。また、小学生世帯は、「体調がすぐれない・疲れやすい」(21.6%)、「仕事や自分のやりたいことができない」(19.0%)、「保護者同士の交流・つきあいが難しい」(17.9%)、「配偶者・パートナーの協力が少ない」(16.3%)と続きます。

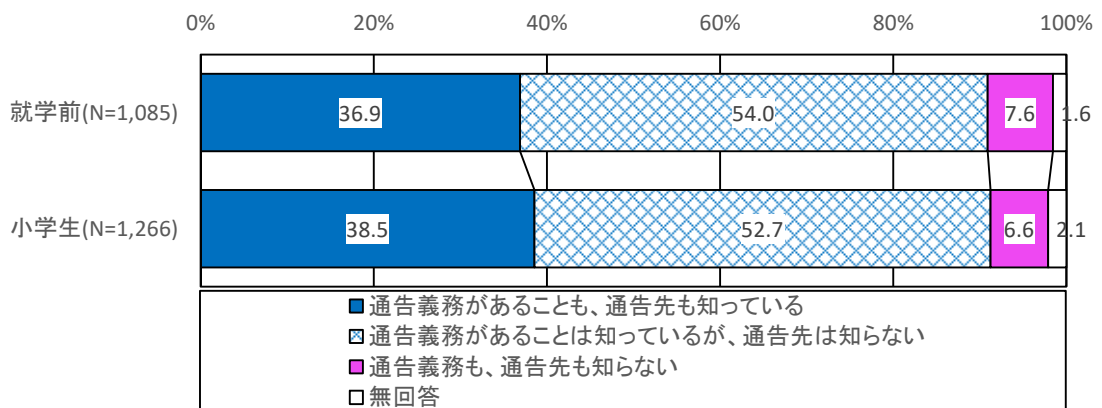
■自分自身のことでの悩みや不安に感じること



⑧ 虐待について

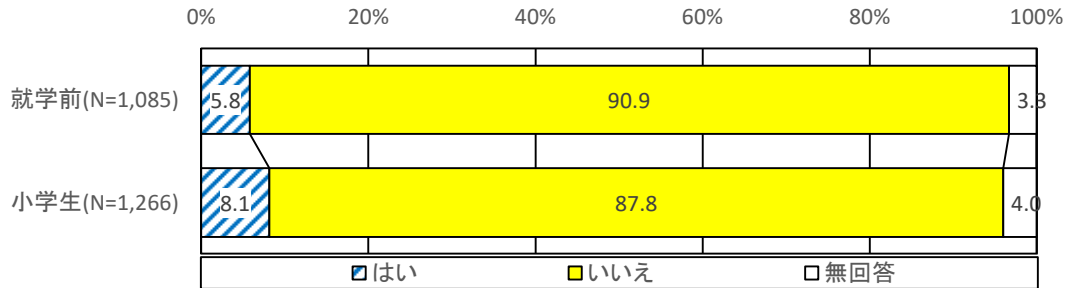
虐待発見時の通告義務の認知状況は、就学前世帯も小学生世帯も「通告義務があることは知っているが、通告先は知らない」がそれぞれ54.0%、52.7%で最も高く、「通告義務があることも、通告先も知っている」が36.9%、38.5%、「通告義務も、通告先も知らない」が7.6%、6.6%となっています。

■虐待発見時の通告義務の認知状況

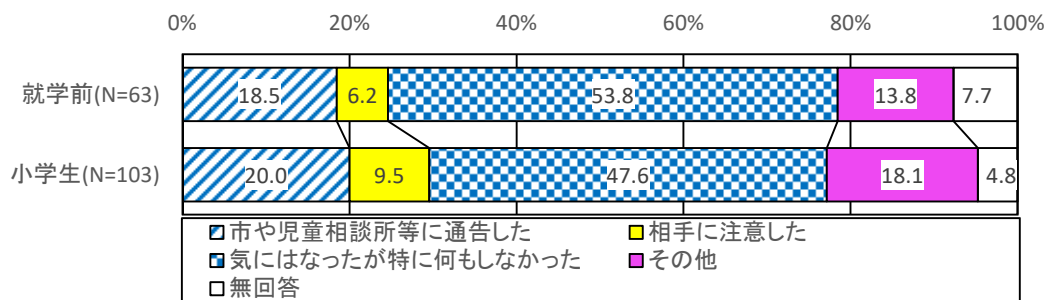


虐待の場面を見たことが「ある」は、就学前世帯が5.8%、小学生世帯が8.1%となっています。また、見たことがある人で、「市や児童相談所等に通告した」は、就学前世帯が18.5%、小学生世帯が20.0%、「相手に注意した」は、就学前世帯が6.2%、小学生世帯が9.5%となっています。一方、「気にはなつたが特に何もしなかった」は、就学前世帯が53.8%、小学生世帯が47.6%となっています。

■虐待の場面を見たこと



■見た時の対応



⑨ 教育・保育事業の利用状況と利用意向

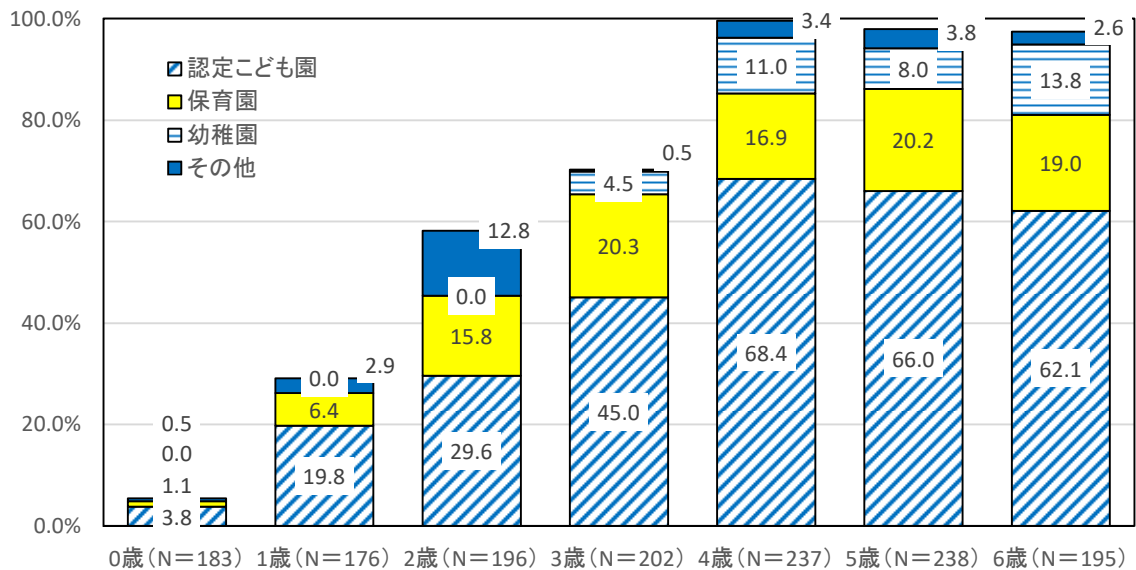
就学前の教育・保育事業の利用状況について、子どもの年齢別にみると、公立園と私立園を合わせた「認定こども園」は、どの年齢層も利用率が最も高く、0歳児が3.8%、1歳児が19.8%、2歳児が29.6%、3歳児が45.0%、4歳児が68.4%、5歳児が66.0%、6歳児が62.1%となっています（年齢は平成31年3月1日時点）。「保育園」は公立のみで、0歳児が1.1%、1歳児が6.4%、2歳児が15.8%、3歳児が20.3%、4歳児が16.9%、5歳児が20.2%、6歳児が19.0%となっています。公立園と私立園を合わせた「幼稚園」は、3歳児が4.5%、4歳児が11.0%、5歳児が8.0%、6歳児が13.8%となっています。

地域別にみると、どの地域も「認定こども園」の利用率が最も高くなっています。また、認定こども園がない新旭は、「保育園」が61.2%、「幼稚園」が25.0%となっています。

■子どもの年齢別 現在利用している教育・保育事業

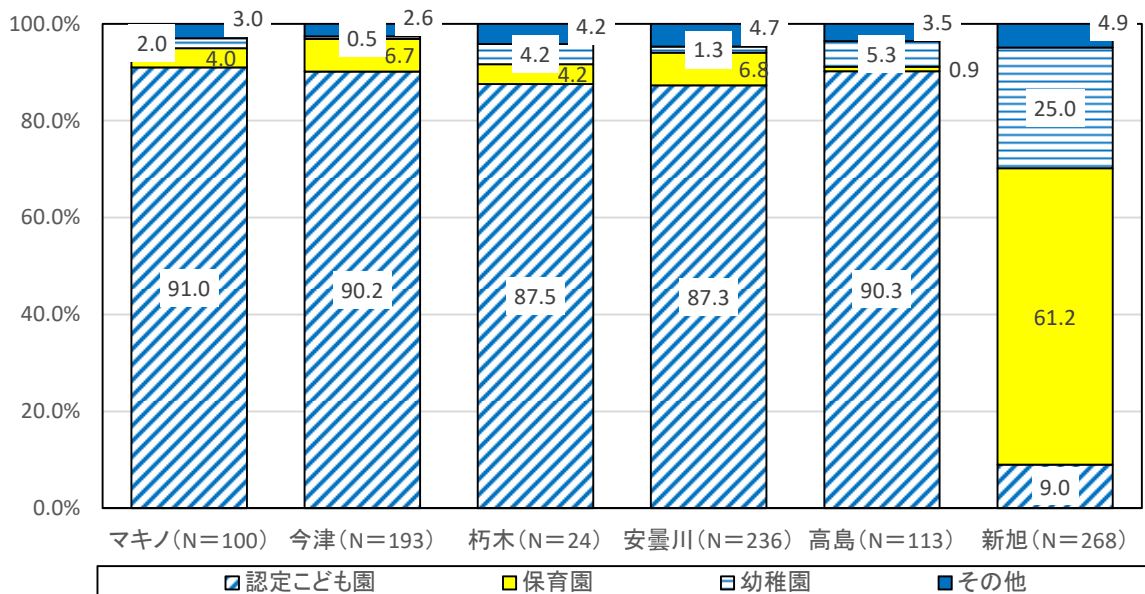
注)「その他」は、児童発達支援事業、事業所内・院内保育所、その他

(該当すべて選択)



■地域別 現在利用している教育・保育事業

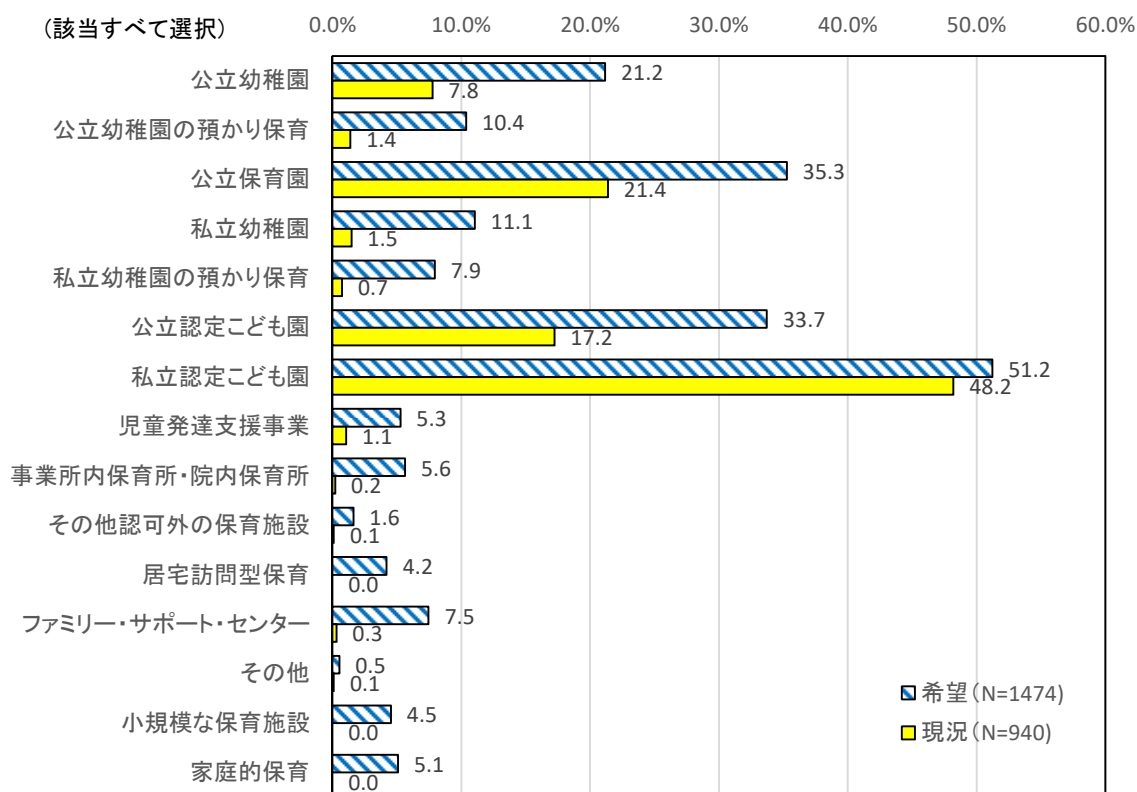
(該当すべて選択)



今後利用したいと考える教育・保育事業は、「私立認定こども園」が51.2%で最も高く、次いで「公立保育園」が35.3%、「公立認定こども園」が33.7%、「公立幼稚園」が21.2%、「私立幼稚園」が11.1%などとなっています。

現在の利用状況と比べると、すべての事業で利用希望率が高くなっています。

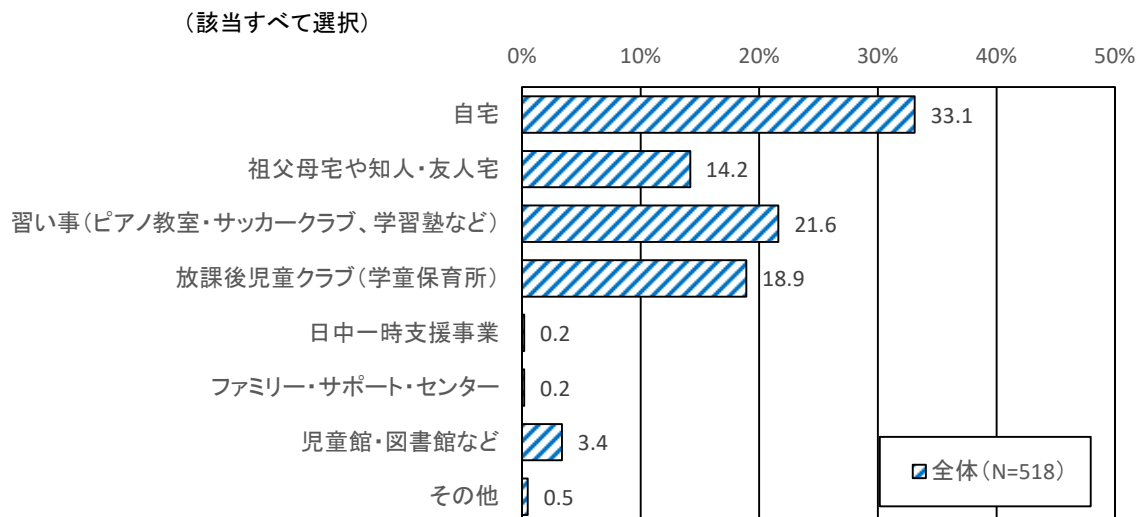
■今後定期的に利用したい教育・保育事業／現在の利用状況との比較



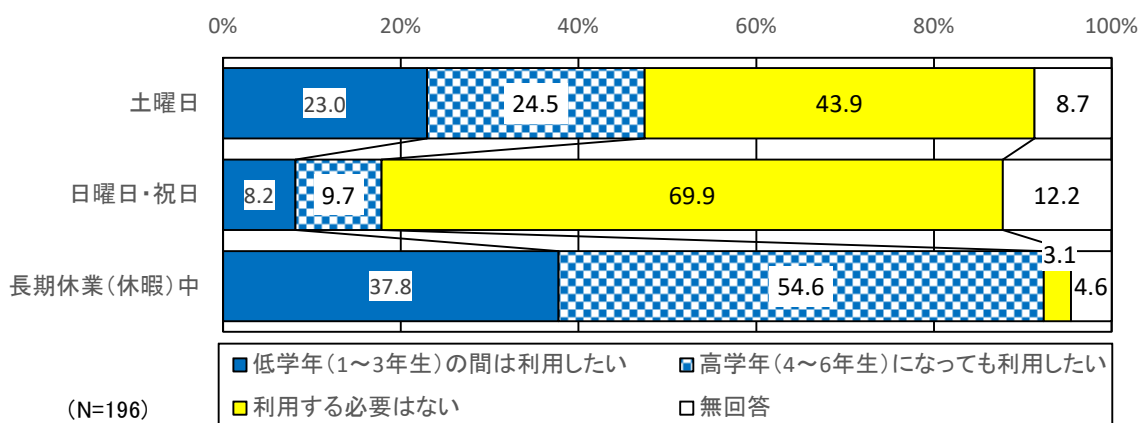
⑩ 放課後児童クラブ（学童保育所）の利用について

5歳児および6歳児の小学校就学後の放課後の過ごし方で、「放課後児童クラブ（学童保育所）」の利用希望は18.9%となっています。利用したい曜日は、「土曜日」の場合、低学年時は23.0%、高学年時は24.5%となっており、「日曜日・祝日」の場合、低学年時は8.2%、高学年時は9.7%となっています。「長期休業（休暇）中」の場合、低学年時で37.8%、高学年時で54.6%と高くなっています。

■放課後過ごさせたい場所（児童数）



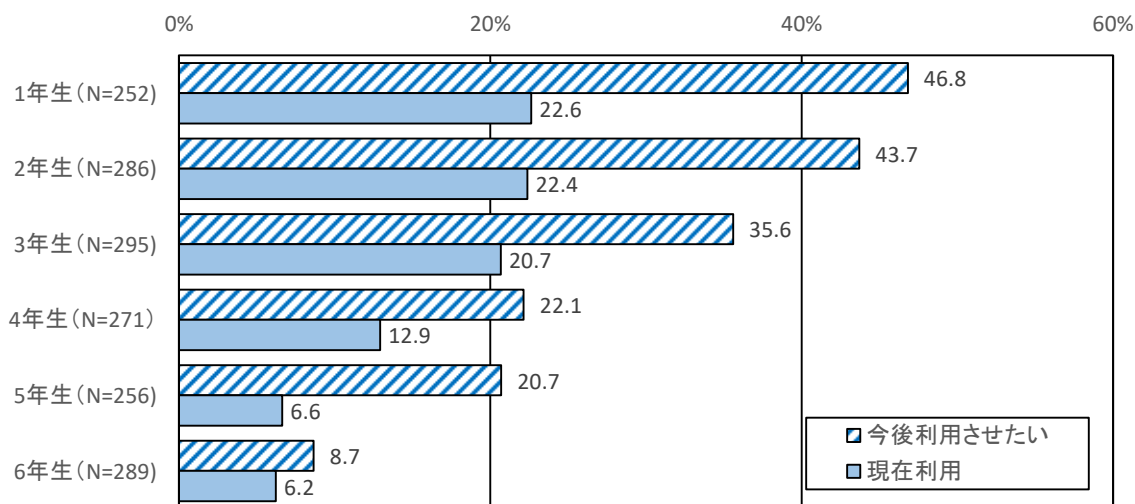
■土曜日、日曜日・祝日、長期休業中の放課後児童クラブ（学童保育所）利用希望



小学生の放課後の過ごし方で、「放課後児童クラブ（学童保育所）」の利用は、全体では13.3%となっています。学年別では、1年生が22.6%で最も高く、学年が上がるにしたがい利用率が低下し、6年生が6.2%で最も低くなっています。

今後「利用させたい」は、1年生が46.8%、2年生が43.7%などで、学年が上がるにしたがい低下しますが、すべての学年で現在の利用率よりも高くなっています。

■学年別 放課後児童クラブを利用させたい率／現在の利用との比較

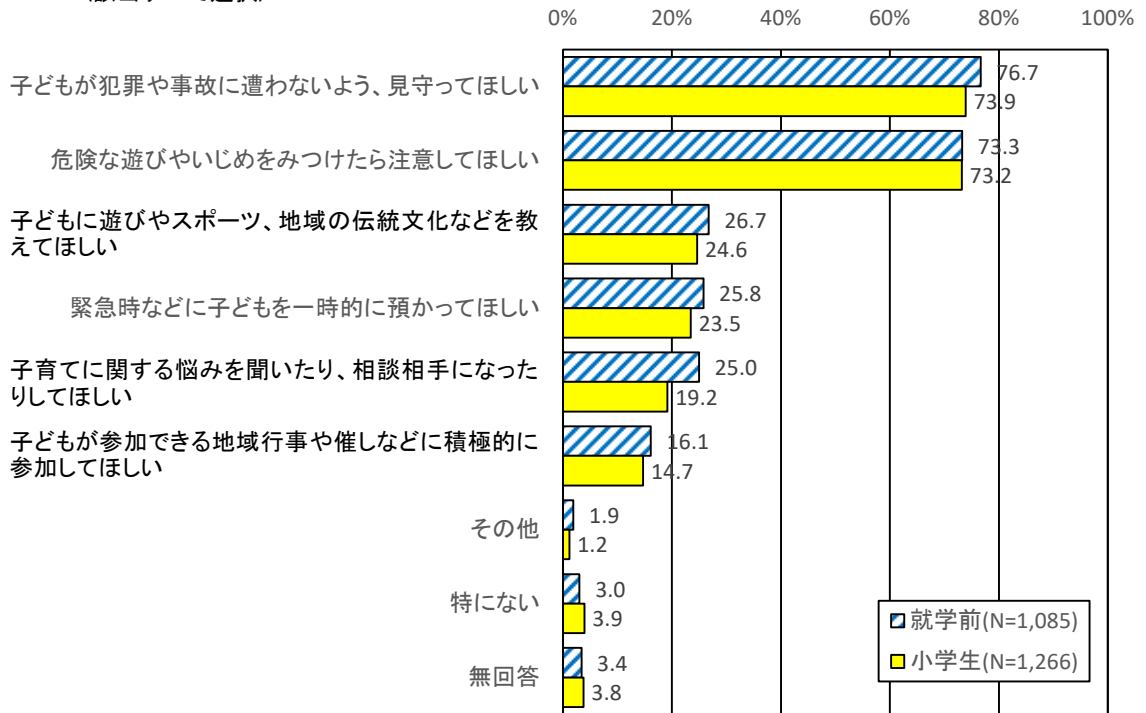


⑪ 子育て支援として、身近な地域の人に期待すること

子育て支援として、身近な地域の人に期待することは、就学前世帯も小学生世帯も「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が最も高く、就学前世帯が76.7%、小学生世帯が73.9%となっています。次いで就学前世帯も小学生世帯も「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」、「子どもに遊びやスポーツ、地域の伝統文化などを教えてほしい」、「緊急時などに子どもを一時的に預かってほしい」、「子育てに関する悩みを聞いたり、相談相手になったりしてほしい」となっています。

■子育て支援として地域の人に期待すること

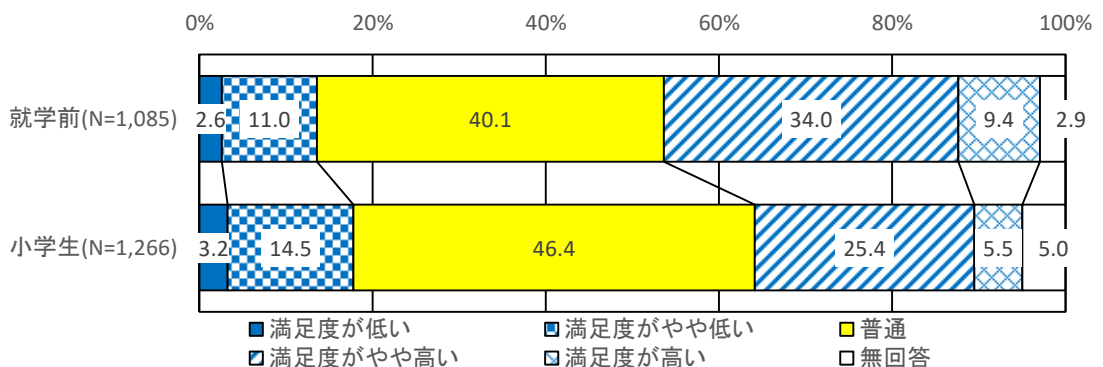
(該当すべて選択)



⑫ 高島市の子育て環境や支援への満足度

高島市の子育て環境や支援への満足度については、就学前世帯、小学生世帯ともに「普通」が最も高く、就学前世帯が40.1%、小学生世帯が46.4%になっています。また、満足度が「高い」と「やや高い」は合わせて、就学前世帯が43.4%、小学生世帯が30.9%で、就学前世帯の方が高くなっています。一方、満足度が「低い」と「やや低い」は合わせて、就学前世帯が13.6%、小学生世帯が17.7%で、小学生世帯の方が高くなっています。

■高島市の子育て環境や支援への満足度



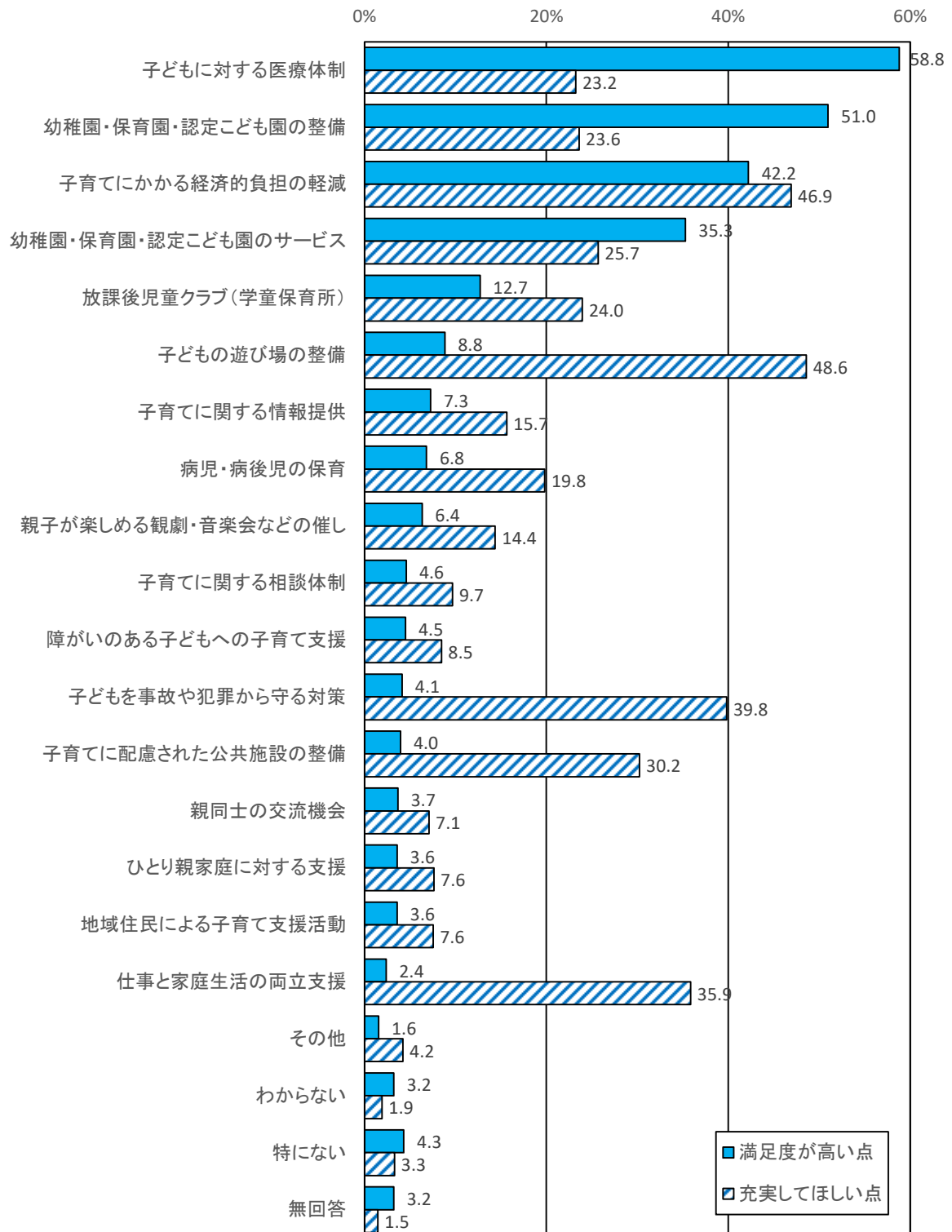
⑬ 満足度が高い施策、今後充実してほしい施策

最も満足度が高い施策は、就学前世帯、小学生世帯ともに「子どもに対する医療体制」で、就学前世帯が58.8%、小学生世帯が50.8%となっています。次いで就学前世帯では、「幼稚園・保育園・認定こども園の整備」(51.0%)、「子育てにかかる経済的負担の軽減」(42.2%)、「幼稚園・保育園・認定こども園のサービス」(35.3%)と続きます。また小学生世帯では、「幼稚園・保育園・認定こども園の整備」(39.9%)、「子育てにかかる経済的負担の軽減」(28.0%)、「幼稚園・保育園・認定こども園のサービス」(23.0%)と続きます。

今後、最も充実してほしい施策は、就学前世帯は「子どもの遊び場の整備」(48.6%)、小学生世帯は「子育てにかかる経済的負担の軽減」(47.3%)となっています。次いで就学前世帯では、「子育てにかかる経済的負担の軽減」(42.2%)、「子どもを事故や犯罪から守る対策」(39.8%)、「仕事と家庭生活の両立支援」(35.9%)、「子どもに配慮された公共施設の整備」(30.2%)と続きます。また小学生世帯では、「子どもを事故や犯罪から守る対策」(40.1%)、「子どもの遊び場の整備」(38.2%)、「仕事と家庭生活の両立支援」(26.1%)と続きます。

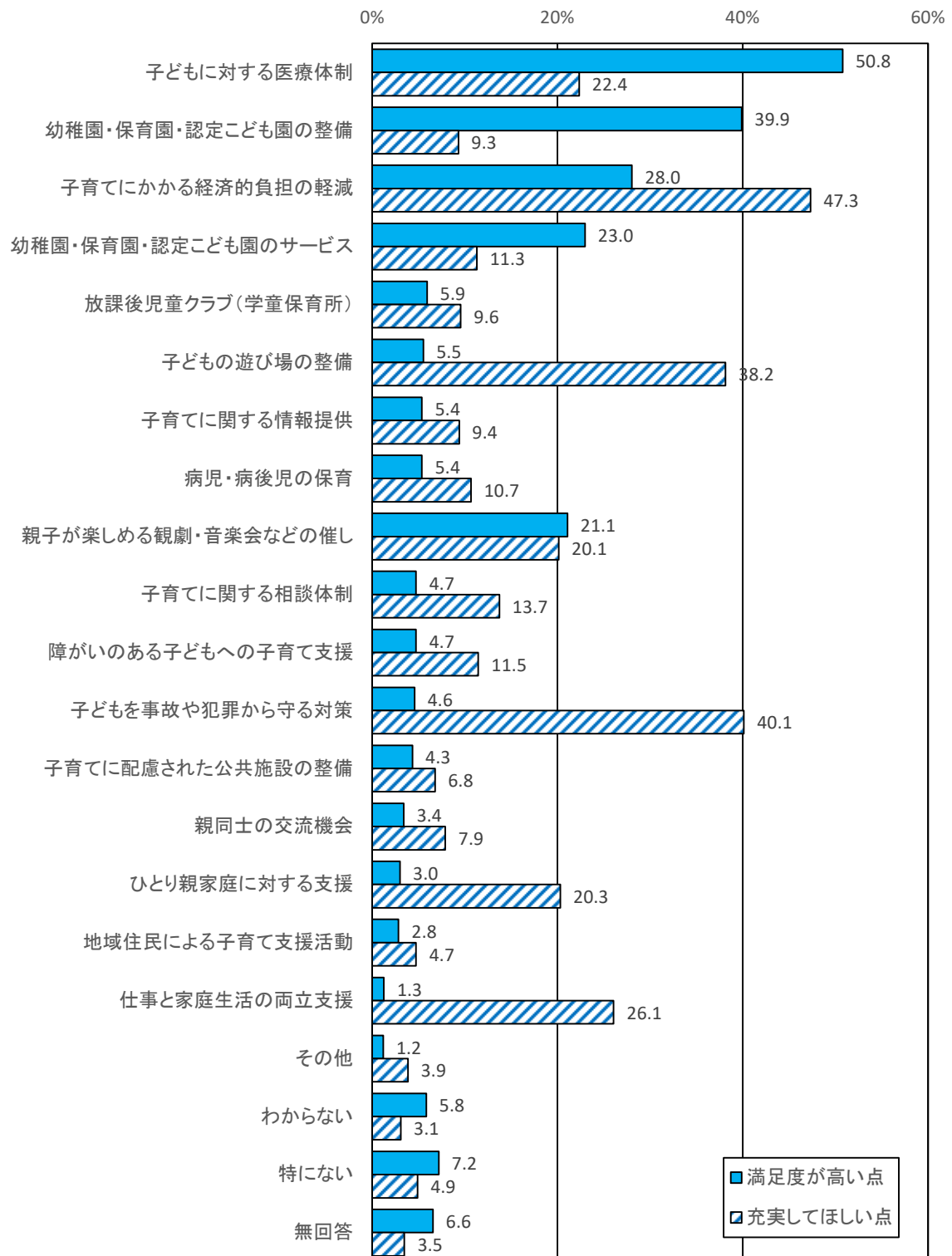
■就学前の満足度が高い施策、今後充実してほしい施策

(N=1,085、該当すべて選択)



■小学生世帯の満足度が高い点、今後充実してほしい点

(N=1,266、該当すべて選択)



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

高島市のまちづくりの方向性を示す「高島市総合計画」においては、目指すべき将来の目標像を「水と緑 人のいきかう高島市」としています。また、まちづくりの政策分野ごとの方針では、『「あゆむ」子育て・教育』として、子育て分野におけるまちづくりを「道」に例えています。高島市で生まれた人、また高島市を選んだ人が、このまちで人生を歩みたくなるまちづくりに取り組みます。そして、この政策方針に基づく施策項目として次の2項目を掲げています。

施策項目1 魅力ある子育て・教育環境を整えます

施策項目2 郷土愛と誇りを育む人づくりを推進します

高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん 2020 で目指す理念

水と緑 子どもとともに育ち合う たかしま

高島市総合計画に基づき策定する「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん 2020」では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との基本的認識のもとに、子育て家庭のみならず地域社会で子育ての意義についての理解が深められ、支え合うことによりまち全体が育ち合い、子育てにともなう喜びが実感される高島市を目指していきます。また、その実現に向け、自然を生かした魅力ある子育て環境の整備と郷土愛と誇りを備えた人づくりを推進していきます。

2. 計画策定の視点

子ども・子育て支援の取組みを進めるにあたって、次の6点を基本的視点とします。また、併せて持続可能な開発目標（SDGs）の視点も踏まえます。

視点1 高島市の未来を見つめる視点

出会い・結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うことにより、子育てに対する不安が和らぎ、子育てが楽しくなる高島市の未来を創造します。

視点2 多様な子育て支援ニーズへ対応する視点

子どもの教育・保育事業に対する多様なニーズや、社会的養護を必要とする子どもの増加、貧困や虐待、支援の必要な子どもなど、様々な状況に対応できるよう、柔軟かつ総合的な取組みを行うとともにその質の確保に努めます。また、家庭的な養護の推進や自立支援策の強化の観点など、利用者の立場に立った取組みを進めます。

視点3 親子がともに成長し、子育てを楽しめる家庭をつくる視点

親が子育てを楽しみながら、子どもとともにいきいきとした生活を送ることができるよう、親の学びを支援します。また、家庭における仕事と子育ての調和の実現など、ゆとりをもって子育てができる環境づくりを目指します。

視点4 地域ぐるみで子どもを育てる視点

地域全体で子育てを支援するため、家庭、地域住民、各種団体、企業、幼稚園・保育園・認定こども園、学童保育所、学校、行政などの多様な主体が協働し、子どもを地域の宝として大切に育てる仕組みづくりを進めます。

視点5 豊かな自然や歴史文化を生かして子どもを育む視点

子どもたちが高島市の恵まれた自然環境や地域に刻まれた歴史・文化にふれあいながら、次世代を担う人として育つための環境づくりを進めます。

視点6 子どもの人権を尊重する視点

子ども一人ひとりの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に確保できるよう「生きる権利」や「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重します。

持続可能な開発目標（SDGs）の視点を生かした取組みの推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、貧困や格差、気候変動などの課題解決に向け、国連加盟国が2030年までに取り組むべき17の目標です。この目標は、私たちの自治体行政とも様々な関連があり、持続可能な社会を目指す取組みを自治体の施策に取り入れることにより、更なる活性化を図ります。

子ども・子育て支援の取組みにおいても、持続可能な開発目標が掲げる17の目標と重なるものが多く、目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」があてはまります。市はもとより、家庭、地域住民、企業等の社会全体が、それぞれの立場から出会い・結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援していくことが、持続可能な開発目標の達成に向けた取組みに繋がっていきます。



3. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、「子ども・子育て支援あくしょん・ぴらん2020」では、次の7つを基本目標として取り組みます。

【基本目標1】 出会いから子育てへの支援の充実

出会い・結婚・妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援と、各種の情報を一元的に提供する仕組みづくりを推進します。また、子育て家庭の育児不安の高まりや孤立を防ぐため、相談機能の充実や地域全体で子育てを支援するためのネットワークを構築することにより「子育てしやすい高島市」の実現に向けた少子化対策に努めます。

【基本目標2】 子育て家庭への支援の充実

子どもを育てるための経済的な不安が少子化の一因となっていることから、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めます。また、保護者が安心して働きながら子育てができる環境整備に努めます。

【基本目標3】 親子のこころとからだの健康を支える取組みの推進

妊娠や出産など妊婦やその家族が抱える不安や悩みを軽減させるため、相談体制や学習・交流の場の充実を図ります。また、乳幼児期から子どもを健やかに育てていけるよう、障がいの早期発見や対応を一元的に提供できる体制づくりを進めます。さらには、食の大切さを理解し実践できるよう、「食育」を推進します。

【基本目標4】 充実した教育・保育の提供体制の推進

乳幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、保育園・幼稚園・認定こども園での、教育・保育の質の向上に努めます。また、保護者の家庭状況や就労状況により多様化している保育ニーズに対応します。

【基本目標5】 未来を担う人づくりの推進

豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、市の未来を担う子どもたちが、創造力や対話力を養い、心豊かに育つことができるよう、地域の特色を生かした体験学習や交流活動を一層充実させるとともに、子どもの基礎的、基本的な知識・技能や確かな学力、たくましく生きる力を伸ばすため、自ら学びに向かうことができる教育環境を整備します。また、子どもが地域の様々な人たちとつながり、地域行事に参加するなど地域の中で支えられ、育まれる環境を整えます。

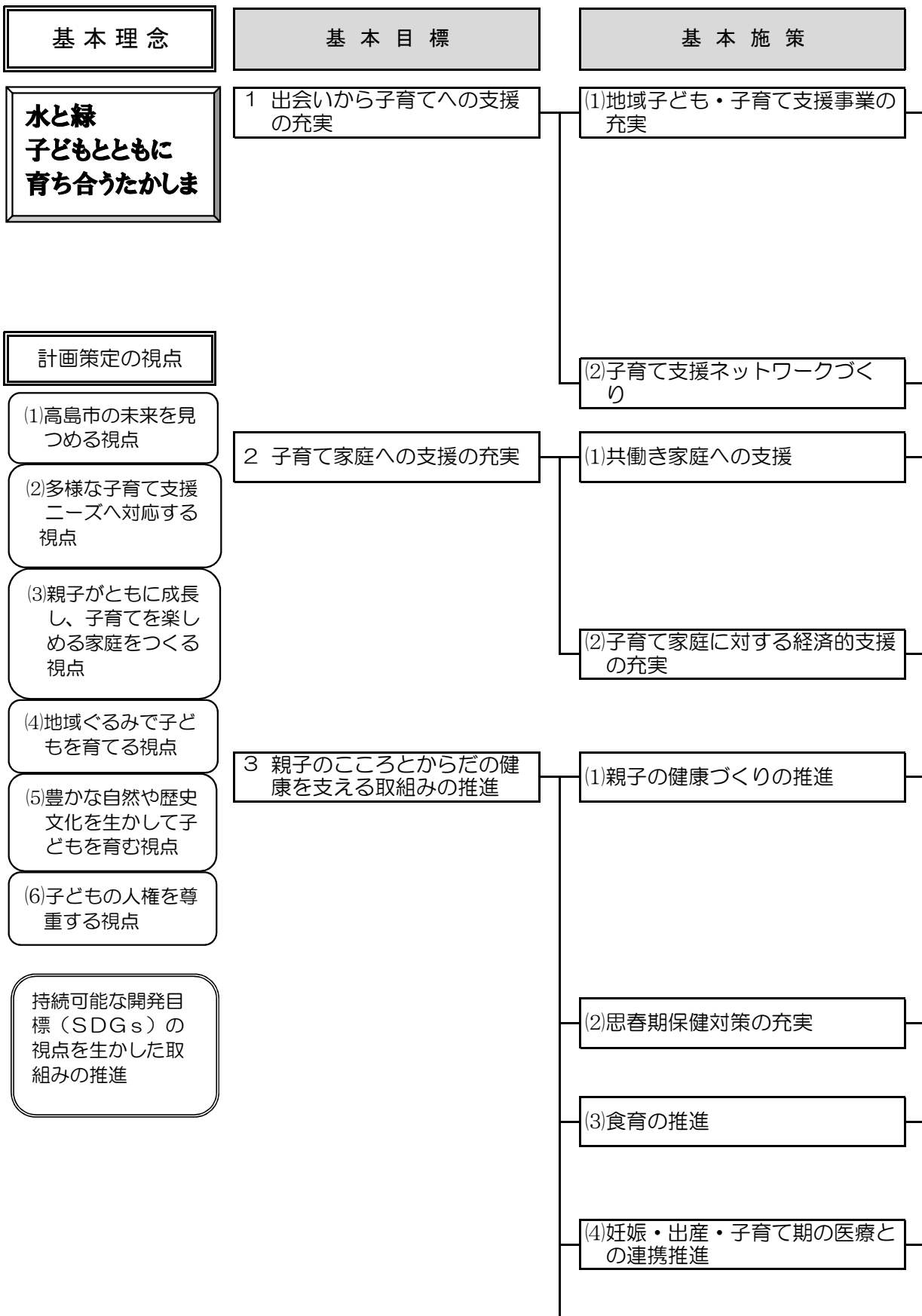
【基本目標6】 子どもへの安心の提供

児童虐待や子どもが同居する家庭における配偶者からの暴力（DV）などから子どもを守り、支援するため、関係機関と地域が顔の見えるネットワークを構築し、適切な対応を進めます。また、いじめや不登校などの悩み、外国人家庭などへの相談体制の充実を図ります。さらには、子どもが交通事故や犯罪などの被害に遭わないよう、温かな目で見守り、安全を確保できるよう地域ぐるみで取り組みます。

【基本目標7】 子どもの夢をかなえる体制整備

子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、教育や遊びの機会などが保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう支援します。それらの取り組みを通じて、子どもの貧困対策を進めていきます。

4. 施策の体系



取組事業	対象年齢層						担当課
	出生前	3歳未満	3～5歳	小学生	中・高生	保護者	

(令和元年度の担当課)

① 出会いの創出	○						子育て支援課
② 結婚新生活支援事業	○						子育て支援課
③ マタニティカフェ事業	○						健康推進課・子育て支援課
④ こんにちは赤ちゃん事業		○				○	子育て支援課
⑤ 利用者支援事業（基本型）	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
⑥ 子育て情報の提供	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
⑦ 児童館の運営		○	○	○	○	○	子育て支援課
⑧ ブックスタート事業		○				○	図書館
⑨ 一時預かり事業（一般型）		○	○			○	子育て支援課
⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		○	○	○		○	子ども家庭相談課

① 地域子育て支援拠点事業		○				○	子育て支援課
② 地域在宅児童子育て支援活動事業等		○				○	子育て支援課

① 一時預かり事業（幼稚園型）			○			○	子育て支援課
② 延長保育事業		○	○			○	子育て支援課
③ 休日保育事業		○	○			○	子育て支援課
④ 病児保育事業		○	○	○		○	子育て支援課
⑤ ファミリー・サポート・センター事業		○	○	○	○	○	子育て支援課
⑥ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）				○		○	子育て支援課
⑦ ワーク・ライフ・バランスの推進						○	人権施策課

① 児童手当の支給		○	○	○	○	○	子育て支援課
② 乳幼児福祉医療費助成制度・子ども医療費助成制度		○	○	○	○	○	保険年金課
③ 幼児教育・保育の無償化		○	○			○	子育て支援課
④ 奨学金制度による支援					○	○	教育総務課

① 利用者支援事業（母子保健型）	○	○	○	○	○	○	健康推進課
② 妊婦健康診査・産婦健康診査	○					○	健康推進課
③ 妊娠・出産包括支援事業	○	○	○	○	○	○	健康推進課
④ 新生児聴覚検査助成事業		○					健康推進課
⑤ 乳幼児訪問事業	○	○	○			○	健康推進課
⑥ 乳幼児健康診査	○	○	○			○	健康推進課
⑦ 歯科保健推進事業	○	○	○	○	○	○	健康推進課
⑧ 健康づくりのための啓発	○	○	○	○	○	○	健康推進課
⑨ 予防接種事業		○	○	○	○	○	健康推進課

① 喫煙・薬物に関する教育				○	○	○	学校教育課
② 性に関する正しい知識の普及				○	○	○	学校教育課
③ 子どものこころの問題への対応				○	○	○	健康推進課・学校教育課

① 離乳食教室		○				○	健康推進課
② こども園等における食育の推進		○	○			○	子育て支援課
③ 学校給食における食育の推進				○	○	○	学校給食課
④ 高校生食育推進事業					○		健康推進課

① 周産期・小児期の医療体制の充実	○	○	○	○	○	○	健康推進課
② 特定不妊治療助成事業	○						健康推進課
③ 不育症治療費助成事業	○						健康推進課

基本目標

基本施策

(5) 支援が必要な子どもや家族を支える体制の充実

4 充実した教育・保育の提供体制の推進

(1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実

(2) 子育て施設的环境づくり

5 未来を担う人づくりの推進

(1) 未来を担う人材の育成に向けた学校教育の充実

(2) 豊かな自然環境や歴史・文化を生かした人づくり

(3) 体験活動による子どもの健全育成の推進

取組事業	対象年齢層					担当課
	出生前	3歳未満	3～5歳	小学生	中・高校生	

① 発達支援体制の構築		○	○	○	○	○	健康推進課・障がい福祉課 カンガルー教室・学校教育課
② 発達相談事業		○	○	○	○	○	健康推進課
③ 巡回相談事業			○	○	○	○	学校教育課
④ 幼児おやこ教室		○				○	健康推進課
⑤ カンガルー教室		○	○			○	カンガルー教室
⑥ ことばの教室		○	○			○	学校教育課
⑦ 通級指導教室				○	○	○	学校教育課
⑧ 特別支援教育推進事業				○	○	○	学校教育課
⑨ 放課後等デイサービス事業				○	○	○	障がい福祉課
⑩ 障がい福祉サービスの提供		○	○	○	○	○	障がい福祉課
⑪ 地域生活支援事業		○	○	○	○	○	障がい福祉課
⑫ 医療的ケア児の通学にかかる保護者支援事業				○	○	○	障がい福祉課・学校教育課
⑬ 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給		○	○	○	○	○	子育て支援課・障がい福祉課
⑭ 重度心身障害者（児）福祉医療費助成制度		○	○	○	○	○	保険年金課
⑮ 特別支援教育就学奨励事業				○	○	○	学事施設課
⑯ 保育士等に対する障がい児保育（特別支援教育）研修		○	○			○	子育て支援課

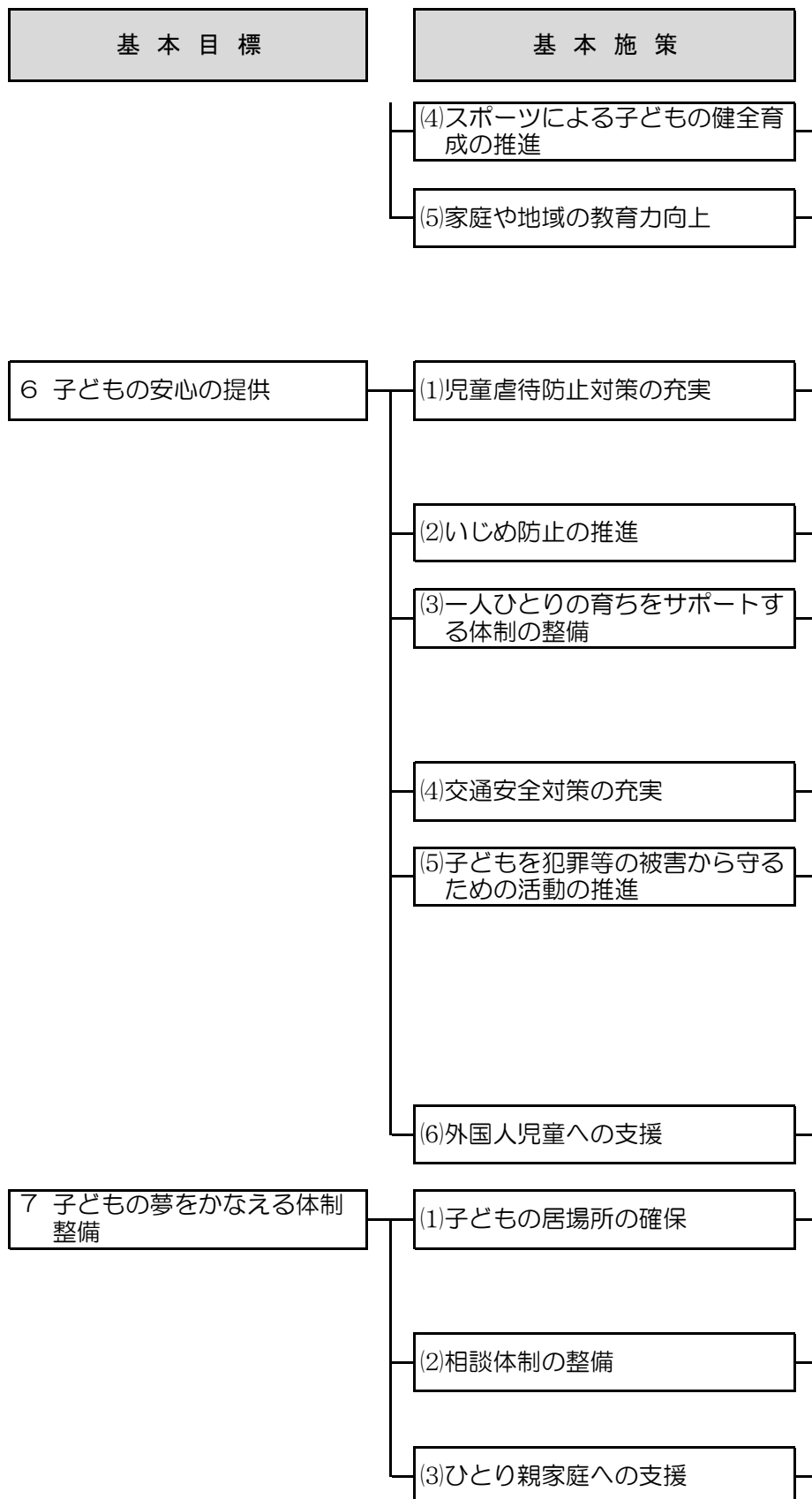
① 教育・保育の質の確保・向上		○	○			○	子育て支援課
② こども園等における自己評価の実施		○	○			○	子育て支援課
③ 私立幼稚園・認定こども園の支援		○	○			○	子育て支援課
④ 自然や人とのふれあいによる活動の充実		○	○			○	子育て支援課
⑤ こども園等と小学校との連携		○	○	○		○	子育て支援課・学校教育課
⑥ 保育士等の確保対策		○	○			○	子育て支援課
⑦ 認可外保育施設の質の確保・向上		○	○			○	子育て支援課

① 地域型保育事業等の推進		○				○	子育て支援課
② 認定こども園の整備（移行）		○	○			○	子育て支援課
③ 保育の実施体制の整備		○	○			○	子育て支援課
④ 児童福祉施設・設備の改修		○	○	○	○	○	子育て支援課

① 小中一貫教育推進事業				○	○		学校教育課
② 小・中学校外国語指導助手設置事業				○	○		学校教育課
③ 学校運営協議会の設置				○	○	○	学校教育課
④ 情報教育の推進				○	○		学校教育課
⑤ 学校における読書活動の推進				○	○		学校教育課
⑥ キャリア教育の充実					○		学校教育課
⑦ 地域連携による高校生キャリアデザイン事業					○		市民協働課
⑧ 環境出前講座				○	○	○	環境政策課
⑨ たんぼの子体験事業				○			学校教育課・農業政策課
⑩ こども園等と中学校の連携			○	○	○		学校教育課

① 緑の少年団活動事業				○	○		森林水産課
② 森林環境学習やまのこ事業				○			森林水産課・学校教育課
③ 地域に根ざした体験活動の推進				○	○		社会教育課
④ 「心のみがく良知をみがく」実践活動				○	○		学校教育課
⑤ マイスクール事業				○	○		学校教育課

① 児童交流活動の推進				○	○		社会教育課
② 子どもの体験活動の支援				○	○	○	社会教育課
③ 地域で育む高島こどもの宿				○		○	社会教育課
④ 図書館活動の充実		○	○	○		○	図書館
⑤ 文化活動の推進			○	○	○		社会教育課・市民会館



取組事業	対象年齢層						担当課
	出生前	3歳未満	3～5歳	小学生	中・高校生	保護者	
① 学校施設の開放		○	○	○	○	○	市民スポーツ課
② 青少年スポーツ団体の育成				○	○		市民スポーツ課
① 家庭教育の充実		○	○	○	○	○	社会教育課
② 子どもにどうかかわりあうか講座						○	社会教育課
③ つながり響き合う教育推進事業（地域学校協働活動）				○	○	○	社会教育課
④ 青少年健全育成事業				○	○	○	社会教育課
⑤ 青少年団体活動支援				○	○	○	社会教育課
① 要保護児童対策地域協議会	○	○	○	○	○	○	子ども家庭相談課
② 相談体制の充実	○	○	○	○	○	○	子ども家庭相談課
③ 子ども虐待防止に向けた啓発事業	○	○	○	○	○	○	子ども家庭相談課
④ CAPプログラム推進事業			○			○	子ども家庭相談課
① いじめ対策事業				○	○		子育て支援課・学校教育課
① 別室登校児童生徒支援事業				○	○		学校教育課
② 教育相談事業				○	○	○	学校教育課
③ 教育支援センター「スマイル」設置事業				○	○	○	学校教育課
④ 子ども・若者育成支援事業				○	○		少年センター・あずくる高島
⑤ 地域生活つむぎあいプロジェクト		○	○	○	○	○	社会福祉課
① 散歩コースの安全の確保		○	○				子育て支援課
② 就学前幼児交通安全教育実施事業の支援			○			○	都市政策課
① デートDV防止講座				○	○		人権施策課
② 少年センター事業				○	○		少年センター
③ 子どもを見守る体制整備				○	○		社会教育課
④ 子ども安全リーダーと不審者情報メール				○	○	○	社会教育課
⑤ 学校安全防犯対策事業				○	○		学校教育課
⑥ スクールガード等による子どもの見守り				○	○		学校教育課
⑦ 見守りネットワーク事業	○	○	○	○	○	○	社会福祉課
⑧ 有害図書等販売対策				○	○		少年センター
① 外国人児童への支援	○	○	○	○	○	○	子育て支援課・学校教育課
① 子どもの生活・学習支援事業				○	○	○	子ども家庭相談課・社会福祉課
② 子ども食堂の実施		○	○	○	○	○	社会福祉課
③ 児童生徒就学援助事業				○	○	○	学事施設課
④ ファミリー・サポート・センター事業利用料助成		○	○	○	○	○	子育て支援課
① 子ども家庭総合支援拠点の整備	○	○	○	○	○	○	子ども家庭相談課
② 養育支援訪問事業	○	○	○	○	○	○	子ども家庭相談課
③ 保護者の就労支援						○	子ども家庭相談課・社会福祉課
① 児童扶養手当の支給		○	○	○	○	○	子ども家庭相談課
② ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給					○	○	子ども家庭相談課
③ 母子家庭・父子家庭福祉医療費助成制度					○	○	保険年金課
④ 母子・父子・寡婦福祉資金の活用					○	○	子ども家庭相談課
⑤ 母子・父子自立支援員の配置						○	子ども家庭相談課
⑥ ひとり親家庭福祉推進員の活動支援						○	子ども家庭相談課

5. 重点施策

高島市では、今後も少子高齢化が進行し、人口減少が続くことが予想されています。少子化は、地域経済の持続可能性を危うくする点で地域の中の重要課題と言えます。このような地域の実情を踏まえ、出会いから子育てを温かく支える地域づくりに取り組むことで、少子化対策を推進する必要があります。また、近年ひとり親家庭の増加、保育ニーズの低年齢化など、子育て環境が急速に変化しています。このような中で、地域において子育て家庭が孤立しないよう、子どもだけではなく親への支援をともに行うために、子育てに関わる関係機関がより一層結びつきを強め、密接な連携のもと、総合的な支援を行うことが求められています。

これらを踏まえ、子ども・子育て支援法第60条の規定により定められた基本指針に基づき、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、次の6項目を重点施策として積極的な取組みを進めます。

《重点施策1》 出会い・結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

出会い・結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うことにより、結婚や妊娠を望んでいる方が、その選択に基づき子どもを産み、そして、子育てにあたって多様な地域の支援施設等を円滑に利用できるよう必要な情報提供を行います。また、子育てに携わる様々な機関や人が密接に連携することにより、「子育てしやすい高島市」として若者が魅力的に捉え、その結果として出生数の増加を図ります。

《重点施策2》 待機児童対策および保育の提供体制の見直し

共働き世帯の増加や核家族化などにより、保育園、認定こども園に入園を希望する子どもが低年齢化しており、これにともない0歳児から2歳児で待機児童が発生しています。また、幼児教育・保育の無償化が、乳児段階からの入園希望の増加の一因になっているとも考えられます。

一方で、少子化の進行にともない一部の公立保育園等では園児が減少しており、3歳以上児にとって必要となる集団での保育が成り立たなくなる園も現れています。さらには、保育士が不足する状況もあり、施設の規模に見合う低年齢児の受け入れが困難になっています。

これらを踏まえ、待機児童の解消に向け、新たな地域型保育事業所の設置を進めるとともに、保育園・幼稚園・認定こども園が定員に見合う子どもを受け入れできるよう保育士等の確保対策に取り組めます。また、幼稚園教育・保育の提供体制の見直しなどにより、保護者が安心して預けられる体制づくりに取り組めます。

《重点施策3》 発達に課題がある子どもへの支援

市内には、身体障がいや知的障がい、発達障がいなど発達に課題がある子どもや、障がいの診断には至らなくとも発達に関する何らかの不安や心配のある子どもがいる状況から、障がいの有無や種別に関わらず、様々な課題に対応する支援体制を構築する必要があります。このため児童発達支援センターを子どもの発達に関する総合相談窓口として位置付け、専門的な相談や療育を含む発達支援のための教室を行うとともに、保育園・幼稚園・認定こども園や学校との連携による保護者支援や、地域に向けた啓発を行います。このことにより、0歳から概ね18歳までの発達に関する課題のある子どもを対象に、発達段階により支援の主体が変わらない一貫した支援体制の構築に取り組みます。

《重点施策4》 児童虐待防止対策への取組み

全国的に児童虐待が増加する傾向があり、深刻な虐待事案も繰り返されています。本市でも、平成18年7月5日に当時2歳7か月の幼児が、保護者の虐待により幼い命を奪われる事件が発生しました。このような悲劇が二度と繰り返されないよう、地域や関係者が虐待の防止に強く関心を持ち、地域ぐるみで虐待を防ぐための意識の醸成や体罰によらない子育ての推進、地域における相談支援体制の構築に努めます。また、要保護児童の早期発見と適切な対応や関係機関との連携による包括的な支援により、児童虐待防止対策に取り組みます。

《重点施策5》 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭（母子家庭および父子家庭）は年々増加しています。ひとり親家庭が、必ずしも生活に困窮しているとは限りませんが、現実には、生活保護の被保護世帯のうち母子家庭の占める割合は一定数あります。そのため、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援するため、18歳以下の子どもを対象とした児童扶養手当などによる経済的支援や、ひとり親家庭の保護者の不安に対する相談・就労支援、生活支援に取り組みます。

《重点施策6》 子どもの貧困への取組み

子どもの現在および将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、また、教育や遊びの機会が保障されるとともに、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。そのため、子どもの貧困を子育てや家庭のみの責任とするのではなく、地域全体で課題を解決するという意識を持ち、「貧困の連鎖」の防止が図られるよう取り組みます。

第3章 目標実現のための施策の推進

基本目標 1 出会いから子育てへの支援の充実

基本施策 1-(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

① 出会いの創出

結婚を希望する方の相談を受け、縁結びボランティアへ繋いだり、婚活イベントの案内を行ったり、人と人が出会える場を創出します。また、地域で活動する縁結びボランティアへの支援を行うとともに、ボランティア同士の連携を図ります。

【現状と課題】

事業は民間団体に委託し、本人やその家族などの相談に応じたり、地域住民を対象とした講座や座談会など結婚支援への理解を深める活動を行ったりしています。また、出会いのきっかけづくりとして、独身者限定の社会人サークルを立ち上げ、独身者同士の交流を深めるとともに、婚活での経験や悩みを共有する場としています。さらに、各事業所に対し結婚や子育て支援の情報を提供するプロモーターを設置するなどにより、事業所との連携を図っています。

結婚に関することは、個人の問題と捉えがちですが、地域全体で結婚を応援する体制を構築し、若者の希望が叶う支援を行う必要があります。

【施策の方向】

結婚支援の情報発信や相談業務を継続するとともに、この活動に賛同していただける地域の方や企業・団体を募り、地域で結婚を応援する機運を高めます。また、様々な機会を通じ、若者が集える場の提供を検討します。

② 結婚新生活支援事業

婚姻後、高島市で新生活を始められる世帯を対象に、住宅にかかる初期費用の一部を補助することにより、結婚に伴う経済的負担を軽減します。

【現状と課題】

経済的な不安により結婚に踏み切れない方を支援するため、結婚を機に高島市で新生活を始められる世帯を対象に、住宅にかかる経費や引越し費用の一部を補助しています。

所得制限や年齢制限があり、婚姻された方すべてが対象とならないため、申請件数が伸び悩んでいます。

【施策の方向】

婚姻にかかる経済的負担を軽減し、高島市に居住することを選択していただくことにより、将来の子育て世代の増加を図るため、引き続き補助金を支給します。結婚相談時や企業訪問を通じ、所得制限など事業内容の周知を行います。

③ マタニティカフェ事業

妊婦とその家族を対象に、妊娠中の不安や疑問を話し合える場を提供することにより、妊婦の孤立を防ぎ、不安を解消するための支援を行います。

【現状と課題】

定期的にマタニティカフェを開催し、出産後に活用できるグッズを制作しながら、保健師や助産師に気軽に相談できる環境を提供しています。

妊娠中でも仕事を続ける方が多いため、妊娠初期・中期の参加者が少ない状況です。

【施策の方向】

妊婦やその家族の不安解消や孤立感の解消のため、事業を継続します。実施にあたっては、妊婦のニーズを把握し、参加しやすい日時を選定や事業内容を検討します。

④ こんにちは赤ちゃん事業

乳児家庭の孤独化防止のため、新生児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報を提供することにより、育児不安解消への支援を行います。

【現状と課題】

生後3か月の子どもがいる家庭を対象に、主任児童委員による訪問活動を行っています。訪問の中で保護者の悩みや不安をお聴きし、必要に応じて支援機関に繋げています。また、子育て支援施策を紹介することにより、子育て中の孤独感を防ぐ役割も担っています。

里帰り出産等で、長期間にわたり出会えない場合があります。

【施策の方向】

核家族化や地域のつながりが希薄化することによる孤独化を防ぎ、子育て世帯に寄り添うために、実施にあたっては、主任児童委員のご協力により多くの家庭を訪問できるよう努めます。

⑤ 利用者支援事業（基本型）

子どもやその保護者の身近なところで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供します。また、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【現状と課題】

事業は民間団体に委託し、地域の子育て支援事業の情報提供や相談・援助、各関係機関との連絡調整などを行っています。また、足育教室やむし歯・口腔ケアの学習会など子育てに関する講座を開催しています。

子育て支援部門だけの連携ではなく、企業や団体ともかかわりを持ちながら、地域全体で子育てを応援するネットワークの構築が必要になっています。

【施策の方向】

子育て支援の情報発信や相談業務を継続するとともに、各種団体と積極的にかかわりを持ちながら課題の掘り起こしや地域資源の開発を図ります。また、子育て世代が必要な情報を手軽に取得できるよう、SNSやアプリの活用などを検討します。

⑥ 子育て情報の提供

高島市の子育て関連情報や施設の連絡先などを掲載した「子育て応援ぶっく」を作成し、関係機関の窓口に設置するとともに、子育て家庭へ配付し、情報の提供を行います。

【現状と課題】

こんにちは赤ちゃん事業での訪問時や母子手帳の交付時、転入時等に「子育て応援ぶっく」を配布し、高島市の子育て支援についての情報を提供しています。また、関係機関にも配布し、子育てに関する情報を共有しています。

子育てに関する施策の充実により、出産や育児に関する情報が多種多様になっており、子育て世帯にとっては、多くの情報の中から自分が必要とする情報にたどり着くまでに時間を要する状況になっています。また、子育て講座の開催やインフルエンザなどの感染症発生状況など、即時性が求められる情報の発信が、難しくなっています。

【施策の方向】

利用者が必要な情報を手軽に取得できるように、子育てアプリの導入を検討します。導入時には、対象者に直接情報が届くように、プッシュ通知機能を活用し、リアルタイムで情報を提供できるようにします。

⑦ 児童館の運営

地域の子どもに多様な遊びや体験を提供し、また安全に遊べる場所を確保するため、マキノ児童館を運営しています。

【現状と課題】

乳幼児や児童が、遊びや体験活動ができる場であるとともに、子どもをとおして様々な世代の保護者同士がつながりを深める場となっています。また、保育士等を配置し、北部地域子育て支援センター事業を実施しています。

施設の利用は、未就園児の親子や小学生が中心になっており、幅広い年代の利用が求められています。

【施策の方向】

土曜日に開館している子育て支援を担う施設が他にないことから、引き続き開設していきます。また、中・高校生などの幅広い年齢の子どもを受け入れられる体制づくりとその周知に努めていきます。

⑧ ブックスタート事業

乳児と保護者が絵本をとおして、心が通いあうきっかけをつくります。また、言葉かけの大切さを感じてもらうため、絵本の読み聞かせと配布を行うことにより、より良い親子関係の構築と心豊かな子どもの育成に努めます。

【現状と課題】

ブックスタートは、事業開始から10年が経過し、保護者にも浸透しています。また、赤ちゃんを対象としたおはなし会など、ブックスタートから始まる乳幼児向けの事業も開催しています。

少子化や低年齢児の保育園入園が増加しているため、参加できる子どもが減少しています。

【施策の方向】

絵本をとおしての親子のふれあいや、乳幼児期から本にふれることの重要性を踏まえ、他自治体の状況や実績を鑑みながら、対象年齢や実施方法について検討します。

⑨ 一時預かり事業（一般型）

保育園・幼稚園・認定こども園（以下「こども園等」といいます。）を利用していない保護者が、育児疲れや急病などで保育ができない場合、乳児または幼児を保育園・認定こども園で一時的に預かることにより、保護者の心理的、身体的負担を軽減します。

【現状と課題】

市内の保育園・認定こども園のうち12園で事業を実施しています。

保育士等が不足する状況の中で、一時預かり専任の保育士を配置する体制が整わないことから、保護者の希望どおりに受け入れができない園があります。

【施策の方向】

子育て家庭の不安を解消するとともに、低年齢児の待機児童が増えている中での一時的な受入先として、事業の充実に努めます。

⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイは、保護者が病気になった場合などに、施設等で子どもを短期間（7日間程度）預かります。また、トワイライトステイは、保護者が仕事などにより、帰宅が夜間になる場合や休日勤務の場合に、施設等で子どもを一時的に預かります。

【現状と課題】

ショートステイおよびトワイライトステイともに、利用日数が年々増加する傾向にあります。利用施設の大きさやスタッフの関係から、利用者数に限りがあります。

【施策の方向】

保護者が必要になった場合に受け入れができるよう体制整備に努めます。また、短期支援事業以外の日中サービス（ファミリー・サポート・センター等）も視野に入れた効果的な実施方法を検討します。

基本施策 1-(2) **子育て支援ネットワークづくり**

① 地域子育て支援拠点事業

地域において子育て親子の交流等を推進するため、子育て支援拠点をこども園等に設置します。設置施設では、子育て不安に対する相談や助言を行うとともに、子育てサークルを支援するなど地域の子育て家庭に対する育児援助を行います。

【現状と課題】

市内4か所の公立こども園等には、地域子育て支援センターを設置し、また市内6か所の私立こども園には、子育て親子つどいの広場を設置しています。それぞれの事業では、未就園児とその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育て講座などを開催してい

ます。また、地域子育て支援センターでは、地域の子育て情報を支援センターだよりとして発行しています。

少子化や低年齢児の保育園入園が増加しているため、利用者が減少しています。

【施策の方向】

子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応するため、引き続き子育て支援センターおよび子育て親子つどいの広場を設置します。なお、利用者が減少していることから、統合や役割分担など効率的な運用について検討します。

② 地域在宅児童子育て支援活動事業等

家庭で保育されている未就園児の健全な育成を図るため、地域の子育てサークルや子育てサロン活動を支援します。

【現状と課題】

未就園児とその保護者が地域で交流し、活動できる場を支援するため、保護者が主体となっ
て行う子育てサークル事業や、地域で運営するサロン事業に、市から運営費を助成しています。

少子化や低年齢児の保育園入所が増加しているため、利用者が減少しています。

【施策の方向】

保護者同士や保護者が地域の方との交流の場を持つことは、子育て世帯の孤立を防ぐとともに、地域で子育てを行う気運を高めるために有用な活動であることから、今後も継続して支援を行っていきます。また、新たなサークル等の立ち上げを支援するとともに、サークル運営に地域の協力者の参加も呼び掛けるなど、スムーズな運営への助言を行います。

基本目標 2 子育て家庭への支援の充実

基本施策 2-(1) 共働き家庭への支援

① 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園児の保護者の就労形態や生活形態の多様化、また、突発的な保育需要に対応するため、教育時間後や長期休業日（夏休み）に、幼稚園・認定こども園（幼稚園部）で預かり保育を実施します。

【現状と課題】

市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部）のうち13園で一時預かり事業（幼稚園型）を実施しています。令和元年10月から始まった子育てのための施設等利用給付により、保育の必要な児童の利用料が一定の範囲で無償化されています。

保育士等が不足する状況の中で、専任の保育士を配置する体制が整わないことから、無償化の対象施設に該当しない園があります。

【施策の方向】

家庭の状況に合わせて一時預かり事業（幼稚園型）を継続して実施します。また、すべての園が子育てのための施設等利用給付の施設となるよう、体制整備に努めます。

② 延長保育事業

保育園・認定こども園（保育園部）の原則的な保育時間以外の保育ニーズに対応するため、各園の状況に応じて保育時間の延長を行います。

【現状と課題】

市内すべての保育園・認定こども園（保育園部）で延長保育を実施しています。

保育士等の確保が困難なため、職員配置が難しくなっています。

【施策の方向】

保護者が安心して子育てをしながら働ける環境を整えるため、今後も継続して事業を実施していきます。また、保護者のニーズに対応できるよう、保育士等の確保に努めます。

③ 休日保育事業

保護者の仕事などで日曜・祝日に家庭で保育ができない場合に、保育園、認定こども園で保

育を行います。

【現状と課題】

事業の実施は、私立園1か所のみになっています。

事業を実施するためには、保育士2名の配置が必要になりますが、利用者が少ないことから、需要と供給のバランスをとることが難しくなっています。

【施策の方向】

保護者の働き方の多様化により今後も必要となることから、継続して事業を実施していきます。また、他園の園児であっても利用できることなどについて周知に努めます。

④ 病児保育事業

子どもが病気の時に、保護者が仕事の都合により家庭で保育することができない場合に、病院内に設置した病児保育室で保育を行います。

【現状と課題】

事業は、高島市民病院で実施しています。病児保育室には、看護師1名と保育士2名を配置し保育しており、保護者が安心して子どもを預けることができます。また、子育てのための施設等利用給付により、保育園・認定こども園への入所を待機している子どもやこども園等に通う子どもは、利用料が無償化されています。

事業の実施場所が市の南部となっていることから、利用者に地域的な偏りがあります。

【施策の方向】

働く保護者にとって欠かせない事業であるため、事業を継続します。また、利用者の地域的な偏りがでないよう、積極的な広報により登録者数や利用者数の増加に向けた取り組みを行っていきます。

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

こども園等の送迎や閉園後の一時的な預かりなど、援助を受けたい人と、援助を行える人の連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の助け合い活動を推進します。

【現状と課題】

子育て家庭の核家族化などにより、身近に子育て支援者がいない家庭にとって、保育園・こども園の施設型保育サービスだけでは、様々なニーズに十分対応できないことから、一時的・緊急的な保育ニーズにも対応できるファミリー・サポート・センター事業の必要性が高まっています。事業は、NPO法人が実施しており、市は活動が円滑に行われるよう支援しています。

子育てサポーター養成講座を実施し、提供会員の確保に努めていますが、提供会員の登録者数は伸び悩んでいます。

【施策の方向】

地域における育児の相互援助活動を推進するため、今後も継続して事業者を支援していきます。また、保護者の多様なニーズに応えられるよう提供会員の増加を図るとともに、利用促進を図るための広報に努めます。

⑥ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

共働き家庭やひとり親家庭など働きながら子育てをしている保護者が、安心して子どもを預けて働き続けることができるよう、放課後および学校休業日（日・祝除く）に家庭に代わる生活の場を提供します。

【現状と課題】

事業は、民間団体が公共施設や民間施設を活用して市内13か所で実施しており、市は運営する団体に対し助成を行っています。

利用児童数が増加する中、施設が手狭になるところもあり、新たな場所を検討する必要があります。また、指導員の確保や資質向上が求められています。

【施策の方向】

増加する児童に対応できるよう、手狭になる施設の状況把握に努め、改善策を検討します。また、県が主催する認定資格研修や資質向上研修を受講するよう各団体に働きかけるとともに、高島市学童保育指導員連絡協議会に補助金を交付することにより、幅広い研修の受講を勧め、指導員等の資質の向上に努めます。さらには、より多くの学童保育所で発達に課題のある子どもの受け入れができるよう努めます。

さらに、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図ります。

⑦ ワーク・ライフ・バランスの推進

働く保護者が家庭において子育てできる時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することが必要になっています。平成31年4月に働き方改革関連法が施行され、今まで以上にワーク・ライフ・バランスの取組みを推進します。

【現状と課題】

それぞれの事業所がワーク・ライフ・バランスの取組みを進められるよう、リーフレット等

により啓発を行っています。また、男性の育児参画を促す写真コンテストや起業を目指す女性による手しごとマルシェ等を通じ、より多くの市民に理解を求めています。

ワーク・ライフ・バランスを実現する女性の働き方と、市内事業者の求める労働力がミスマッチしている状況があります。

【施策の方向】

企業訪問時にワーク・ライフ・バランスについての啓発に努め、引き続き取組みを要請していきます。また、短時間、短期間の就労を支援する求人情報を提供するなど、多様な就労支援によりワーク・ライフ・バランスを推進します。

基本施策 2-(2) 子育て家庭に対する経済的支援の充実

① 児童手当の支給

次代を担う子どもの健やかな育ちと、家庭等における生活の安定を社会全体で応援するため、児童手当法に基づき児童手当を支給します。

【現状と課題】

児童手当は、2月・6月・10月の年3回支給され、子育て世帯の経済的負担の軽減につながっています。

出生数の減少にともない、児童手当の受給者数が減少しています。子どもの出生や年齢到達等による増減があることから、認定・支給事務を遺漏なく適切に行う必要があります。

【施策の方向】

児童手当の支給に申請漏れが生じないように、適正な事務に努めます。また、現況届提出の負担を軽減するため、マイナンバーを活用したマイナポータルの活用を推進します。

② 乳幼児福祉医療費助成制度・子ども医療費助成制度

子どもにかかる医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【現状と課題】

出生から小学校就学前までの乳幼児にかかる医療費に加え、小・中学生の医療費の自己負担額を助成することにより、中学生までの医療費を無償化しています。

【施策の方向】

病気になっても負担を気にすることなく医療を受けられるため保護者の安心につながっていることから、引き続き中学生までの医療費の無償化を行うことにより、他の支援策とともに「子育てしやすい高島市」としてアピールしていきます。

③ 幼児教育・保育の無償化

国では、令和元年10月からこども園等に通う3歳児以上と、住民税非課税世帯の2歳児以下の子どもの保育料を無償化しています。また、保育園・認定こども園が利用できない待機児童や、保育の必要性の認定を受けた3歳以上の子どもと、住民税非課税世帯の2歳以下の子どもが利用する認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業等の保育料も無償化します。

【現状と課題】

市では、こども園等の保育料を平成28年度からは第2子半額、第3子以降無償とし、さらに平成29年度からは第2子以降の保育料を無償とするなど、保護者負担の軽減を行ってきました。また、国の無償化に加え、0歳児から2歳児の子どもの保育料についても市独自に無償化し、乳児・幼児にかかるこども園等の保育料の完全無償化を行っています。さらには、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業等の利用料についても、市が確認した施設や事業を利用する保育の必要性のある子どもの利用料を給付しています。

無償化により、保護者の就労意欲が高まり、保育園・認定こども園に預ける方が増加傾向にあり、特に低年齢児の入所希望が多く、園の受け入れ人数を超える状況があります。

【施策の方向】

幼児教育・保育の重要性や子育て家庭の経済的負担の軽減に鑑み、引き続き完全無償化を継続していきます。また、希望しても保育園・認定こども園に入所できない子どもに対する施策について検討していきます。

④ 奨学金制度による支援

経済的な理由により高校や大学等で学ぶことが困難な子どもに対し、奨学金を貸与し、就学を支援します。

【現状と課題】

市では、3種類の育英資金貸付基金を設置し、無利子での貸し付けを行っています。

卒業後の就労状況によっては、返済の負担が重くなることがあるため、その対策が必要になっています。

【施策の方向】

就学の希望が叶えられるよう、引き続き育英資金による支援を続けます。また、国や他市の状況を鑑みながら給付型奨学金について検討します。

基本目標 3 親子のこころとからだの健康を支える取組みの推進

基本施策 3-(1) 親子の健康づくりの推進

① 利用者支援事業（母子保健型）

子育て世代包括支援センター機能により、妊娠期から子育て期にわたる母子の健康や育児に関する様々な悩みに対し、専門的な相談や支援につなげるマネジメントを行います。

【現状と課題】

母子健康手帳交付時に、保健師・助産師が面談し、妊娠期の健康管理や産後の支援体制を記入した「マタニティ・サポートプラン」を全員に交付します。必要に応じて産科・小児科医療機関、助産院と連携しながら出産後も支援しています。

初めての妊娠では、出産や育児のイメージを持ちにくいことや、産後間もない時期は他者との交流の機会が少なくなること、SNS等の利用による情報の過多や誤りから混乱が生じやすいことなどから、孤独や不安な状態に陥りやすくなることがあります。

【施策の方向】

妊娠中から保健師・助産師・サポート事業支援者とつながりを作っておけるよう、妊娠初期から相談窓口や妊婦対象事業の周知を行い、不安や心配事が生じた際に早い段階から相談できる体制づくりに努めます。

② 妊婦健康診査・産婦健康診査

妊娠期に定期的な健康管理を受けることができるよう、妊婦健康診査の費用を助成します。また、産後間もない時期の健康管理と産後うつ¹の早期発見・支援のため、産婦健康診査の費用を助成します。

【現状と課題】

妊婦健康診査については、費用の全額を助成し、安全な出産に向けた支援を行っています。また、産婦健康診査は、産後2週間および1か月の2回分の費用を助成します。制度が定着したことにより実施医療機関が増加傾向にありますが、産後2週間の産婦健康診査を実施していない医療機関もあり、すべての産婦が受けられてはいません。

妊婦健康診査・産婦健康診査ともに、県内の医療機関との連携は進んできていますが、今後、県外の医療機関とも連携を図っていく必要があります。

【施策の方向】

安心して出産に臨めるよう妊娠期の健康管理が継続するとともに、産後間もない時期の心身の健康管理を目的として、今後も助成を継続します。また、切れ目ない支援を行うために、医療機関との連携を進めていきます。

③ 妊娠・出産包括支援事業

妊娠・出産包括支援事業として、産前産後サポート事業や産後ケア事業があります。

産前産後サポート事業では、妊娠期から子育て期をとおして、孤立や不安を防ぎ、安心して子育てできるように、保健師・助産師等による訪問・来所相談やサロン等を実施します。また、産後ケア事業では、身近な相談者として「先輩ママサポーター」を養成します。

産後の体調や育児・授乳について悩みのある方には、医療機関や助産院への通院や助産師の訪問による産後ケア事業を行います。

【現状と課題】

サロンや相談室の利用者は徐々に増えており、その中で「先輩ママサポーター」との交流も行われています。

母子健康手帳交付時にサロンや相談の周知を行っていますが、就労者もありまだ参加が少ない状況です。妊娠初期には、出産後までをイメージしにくい場合もあることから、効果的な実施方法を検討する必要があります。

【施策の方向】

妊娠期から子育て期における専門職の相談やサロン等の産前産後サポート事業、また、産後ケア事業の実施により切れ目ない支援を行っていきます。

今後、タイムリーで正しい情報の提供や効果的な事業の周知を行うために、対象者が活用しやすい子育てアプリ等の導入を検討します。

④ 新生児聴覚検査助成事業

新生児の耳の聞こえの問題を早期に発見し、早期に適切な支援を開始することを目的に、医療機関等で受ける新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

【現状と課題】

令和元年度より新生児聴覚検査費用の一部を助成しており、検査を受ける子どもが増加傾向にあります。

検査が実施できない産科医療機関があります。

【施策の方向】

聞こえの問題の早期発見・早期支援のため、今後も助成を継続します。保護者に必要性を理解してもらえるような検査内容の周知と、出産医療機関で実施できない場合には、他の医療機関の紹介を行い、聞こえの問題を早期に把握できるようにします。結果により支援が必要な場合は、関係機関と連携して支援していきます。

⑤ 乳幼児訪問事業

乳幼児がいる家庭に保健師・助産師等が訪問し、成長・発達の確認や育児についての相談・助言を行い、また必要に応じて経過観察や適切な支援機関につなぎます。

【現状と課題】

保健師・助産師等が生後1か月前後の子どもがいるすべての家庭を訪問し、子どもの発達状況や母の育児不安・産後うつの有無の確認等を実施しています。育児不安が強い方や親子の健康管理に関する相談が必要な場合は、産科・小児科医療機関、助産院等と連携して継続的な支援を行っています。

近年、産後間もない時期の育児不安が増加傾向にあります。また、幼児期においては、健康診査後の成長・発達面の経過観察を目的とした訪問が多くなっています。

【施策の方向】

乳幼児の健やかな成長・発達を支援し、保護者の育児不安を軽減するとともに、保護者が主体的に問題解決できるよう、医療機関や地域の助産師・子育て支援関係機関と連携して支援していきます。

⑥ 乳幼児健康診査

子どもの健康状態や成長・発達の状況を把握し、相談や保健指導を実施することにより、子どもの健やかな成長・発達に向けた支援を行います。また、保護者の育児不安の軽減につながるよう子育てに関する相談・助言を行います。

【現状と課題】

市内の2会場で、4か月児、10か月児、1歳8か月児、2歳6か月児、3歳6か月児に対して、医師診察を含めた子どもの成長・発達の確認や育児相談を実施しています。7か月児には身体計測・育児相談を実施しています。

受診されない場合は、はがきや電話等により受診を勧めたり、訪問・来所により健康状況を把握するよう努めています。

【施策の方向】

子どもの成長・発達を確認し、今後の見通しやかかわりについて伝える機会として、集団健診を行います。その際には、保護者の交流や育児に関する情報提供ができるよう取り組みます。

⑦ 歯科保健推進事業

子どもの歯の健康管理をとおして家族の歯の健康に対する意識を高め、生涯を通じてむし歯を予防し、健康的な生活習慣の確立につなげます。

【現状と課題】

乳幼児の健康診査や園児むし歯予防教室、各小学校での集団歯科指導を実施しています。集団フッ化物洗口事業は、平成29年度から年長児を対象に、市内のこども園等のうち9園で実施しています。また、すべての小学校においても順次実施学年を拡充し、令和元年度は1年生から3年生までの児童に実施しています。さらには、「高島市親子でいい歯コンクール」、出前講座等の機会を通じて、歯の大切さを啓発しています。

1人あたりのむし歯の数は減ってきていますが、学齢期は県平均に比べ多い状況です。今後、むし歯予防の取組みの推進と効果的な啓発に向けた検討が必要です。

【施策の方向】

むし歯を予防するため、間食や飲み物の内容・とり方なども含めて、生涯にわたる健康なからだづくりのための指導を行います。また、市内のすべてのこども園等でフッ化物洗口によるむし歯予防ができる体制づくりに向けて取り組んでいきます。

⑧ 健康づくりのための啓発

親子の健康の保持・増進のため、適切な食生活や睡眠・運動・禁煙の啓発や健康診査の受診を勧め、生活習慣病の予防を図ります。

【現状と課題】

主に乳幼児健康診査や広報誌等で、幼児の生活リズムに関する啓発を行っています。年齢が上がるにつれて、朝食を食べる子どもが減少する傾向にあり、就寝時間・起床時間との関連が懸念されます。また、近年スマートフォン、携帯型ゲーム機などが普及し、長時間の使用が就寝時間を遅くする一因になっています。

大人的生活リズムが子どもに与える影響が大きいことから、家族ぐるみで生活リズムを整えるための取組みを進める必要があります。

【施策の方向】

家族や地域全体で健康づくりに取り組めるように、健康たかしま21プランに基づき、「早寝、早起きのリズムにして、毎日朝ごはんを食べる。間食は、時間・量を決める。テレビやスマホ、ゲームは時間等のルールを決める。散歩や外遊びで積極的に体を動かす。たばこの害が体に及ぼす影響について学び、受動喫煙を防止して禁煙を勧める。」の取り組みを推進します。

⑨ 予防接種事業

個人の感染予防および感染症のまん延を防止することを目的に、予防接種法で定められている予防接種を実施します。

【現状と課題】

市内医療機関や市外・県外の医療機関で接種をする機会を確保し、より接種を受けやすい環境を整えています。

望ましい時期に予防接種を受ける必要性や効果について、保護者に正しく周知していく必要があります。

【施策の方向】

健康診査時やホームページ、広報誌を通じて、予防接種の重要性を周知します。また、望ましい時期に予防接種が受けられるよう、予防接種アプリ等の導入を検討します。

基本施策3－(2) 思春期保健対策の充実

① 喫煙・薬物に関する教育

各学校において、警察などの関係機関の協力を得ながら、喫煙や薬物乱用などの防止のための教育を推進します。

【現状と課題】

学校薬剤師や薬物防止キャラバン隊等を講師に迎え、喫煙や薬物防止教育を実施しています。喫煙事象に対しては、個別指導を充実させる必要があります。

【施策の方向】

今後も外部講師を招き、より専門的な指導の充実を図ります。

② 性に関する正しい知識の普及

各学校において、子どもたちの性に関する正しい知識の習得を図ります。

【現状と課題】

担任が実施する保健学習や養護教諭と連携した指導、助産師等の外部講師による指導を実施しています。

性問題の低年齢化傾向がみられることから、計画的な性教育が必要です。

【施策の方向】

今後も、養護教諭や助産師等と連携を図りながら、性教育の充実を図ります。

③ 子どものこころの問題への対応

子どものこころの問題に対応し、こころの健康について理解を深めます。

【現状と課題】

平成30年度に高島市自殺予防計画を策定し、子ども・若者への取組みを重点的な取組みと位置づけて啓発活動を行っています。

学校と保健・医療関係者の連携を進めていく必要があります。

【施策の方向】

こころの問題に気づき、早期に支援できるよう、学校と保健・医療関係者の連携を図ります。また、本人・保護者が相談しやすいよう、国が開設しているSNS相談も含めた相談窓口の周知を図ります。

基本施策3-(3) 食育の推進

① 離乳食教室

乳幼児期は、生涯にわたる食生活の基礎を築く大切な時期であることから、望ましい食習慣の確立に向け離乳食教室を実施します。

【現状と課題】

離乳食の講話だけでなく、生涯にわたり健康を保つうえで重要な生活リズムや子どもの成長について伝えています。また、母親同士が交流するきっかけづくりにもなっています。

初めて子どもを持つ保護者の参加率が7割程度にとどまっていることから、特に第1子の保

護者が参加しやすい実施方法を検討する必要があります。

【施策の方向】

今後も教室を実施するとともに、参加できなかった保護者に対しては、次回の教室の案内をしたり、栄養士による電話での指導を行います。

② こども園等における食育の推進

「高島市乳幼児食育計画」に基づき、「食を営む力」の基礎を育む食育活動を推進します。

【現状と課題】

各園での生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを喜び、食を楽しみ合う活動を行っています。

食物アレルギーをもつ子どもへ配慮した食育活動が必要となることがあります。また、保護者を巻き込んだ食育の啓発が必要です。

【施策の方向】

各園での特色ある食育活動の充実に向けて、関係機関との連携や食を通じた保護者への支援に取り組んでいきます。

③ 学校給食における食育の推進

学校給食を食育の教材として積極的に活用し、児童・生徒の食に対する関心を高めるとともに、郷土料理や地場産物を取り入れた献立を提供します。

【現状と課題】

毎月19日（食育の日）を「もりもり高島っ子の日」とし、食事についての正しい理解や判断力を培い、望ましい食習慣を養う指導を行っています。また、和食を中心とした献立に行事食や郷土料理を取り入れ提供しており、高島産野菜（16品目）の使用率は40%を超えています。学校給食では、子どもたちが食体験を広げる機会となるよう様々な食材や調理方法を取り入れ、味わう体験を積み重ねられるよう指導しています。

食べ慣れていない食材や味、苦手なものでもまずは食べてみる「一口チャレンジ」に取り組むとともに、感謝して残さず食べる力を身につける必要があります。

【施策の方向】

各学校での食育事業の充実を図り、家庭や地域と協働した取り組みを行います。

④ 高校生食育推進事業

高校生は多感な時期であり、過度のダイエットや朝食の欠食等の課題もあることから、望ましい食習慣の確立に向けた課題提起を行います。

【現状と課題】

毎年、高島高等学校、安曇川高等学校の文化祭で食育啓発コーナーを設置し、バランスのよい食事や健康管理の方法について、啓発を行っています。また、健康推進員事業としてバランスのよい食事の講話や調理実習を実施しています。不規則な生活リズムによる欠食、食事バランスの乱れ等の課題が見受けられる生徒もいます。

清涼飲料水をよく飲んでいる生徒が多い傾向があります。

【施策の方向】

生徒の食習慣や学校の課題を把握し、生徒で構成する保健委員会と連携しながら、食育推進活動を実施していきます。

基本施策3-(4) 妊娠・出産・子育て期の医療との連携推進

① 周産期・小児期の医療体制の充実

妊娠・出産期の母と子の健康管理が十分行えるよう、医療機関や地域の助産師とのネットワークづくりを進めます。また、医療的なケアが必要な子どもには、かかりつけ医と専門医療機関との連携を図りながら、安心して健康管理が行えるよう医療体制を整えます。

【現状と課題】

平日の診療、必要時の入院、夜間・休日の救急診療等、地域の病院や医師会の協力を得て、安心して医療が受けられる体制を維持しています。また、受診先検索や相談窓口がわかりやすいよう、ホームページやパンフレット等で医療ネット滋賀や「小児救急電話相談#8000」の周知を行っています。

医療的なケアが必要な子どもは増加しており、市内で訪問看護、レスパイト入院、リハビリテーションが受けられる体制づくりが進んできています。一方で、医療サービス提供機関は限られており、今後必要な時に受けられる体制づくりが必要です。また、ケアが必要な子どもに対しては医療以外のサービス機関が少なく、入浴や移動等の家族負担が大きい状況です。

【施策の方向】

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりとして、身近な場所で診察が受けられるよう医療機関と連携します。医療的ケアや療養上の支援が必要な子ども・家族が在宅生活を安心しておくれるよう、医療サービスの提供体制を整えるとともに、医療機関と保健福祉関係機関が連携した支援体制推進に向けて取り組みます。

② 特定不妊治療助成事業

妊娠を望む夫婦に対し、高額な不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して治療を受けて出産までつなげられるよう支援します。

【現状と課題】

助成事業を活用して、不妊治療を受け、妊娠・出産を迎える方もあります。

県の助成を受けることが助成対象の要件となりますが、県の助成回数が縮小されたため、市の申請も減少しています。

【施策の方向】

妊娠・出産を希望する夫婦が、治療を受けやすいよう引き続き助成を行います。

③ 不育症治療費助成事業

不育症治療による経済的負担を軽減するため、費用（保険適用外）の一部を助成し、出産まで支援します。

【現状と課題】

申請のあった夫婦に対し、治療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を行っています。

年間1件程度と非常に件数が少なく、不妊治療と混同しやすいことから周知が必要です。

【施策の方向】

出産を希望する方の利用促進が図られるよう、広報に努めていきます。

基本施策 3 - (5) 支援が必要な子どもや家族を支える体制の充実

① 発達支援体制の構築

新たに児童発達支援センターを設置し、0歳から18歳までの発達に課題のある子どもとその家族を対象に、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携により切れ目なく支援します。

【現状と課題】

市内では、身体障害者手帳または療育手帳を交付されている児童が110人台から130人台で推移しています。また、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「子どものことでの悩みや不安に感じること」の質問に、「病気や発育・発達に関すること」と答えた保護者が就学前では35.7%、小学生では25.4%となっています。

成長段階により支援機関が移行することや、相談窓口が分かりにくい、支援が途切れやすい、保護者が孤立しやすいといった課題があることから、分かりやすい相談窓口機能や成長・発達に応じた相談支援を一貫して行える体制が必要になっています。

【施策の方向】

児童発達支援センターでは、総合相談窓口として児童の発達に関する様々な相談を受け、早期に必要な支援へつないでいきます。専門的な相談や関係機関との連携・調整により、療育等の教室や就学に向けた支援、園・学校等における個別支援等が、適切に受けられるように取り組みます。また、保護者が発達について学ぶ機会や交流の機会を設けるとともに、周囲の理解を深め、社会参加や地域での安心した暮らしにつながるよう地域全体に対する啓発を行います。

② 発達相談事業

対象となる子どもの発達状況について保護者や園・学校等の関係機関と共有し、個々の発達段階に応じた助言・指導を行います。

【現状と課題】

保護者の希望に合わせて発達検査を実施し、相談・助言を行っています。

園や療育教室、学校などの関係機関との連携が進んでいますが、市内には利用できるサービスが少なく、適切な支援に結びつきにくい現状があります。

【施策の方向】

発達相談の実施後に相談内容を最大限に生かすことのできるよう、支援を拡充するとともに支援体制の整備に努めます。

③ 巡回相談事業

巡回相談員を園・学校に派遣し、園児や児童・生徒の集団生活や活動・学習の取組み状況等を観察します。また、必要に応じて児童・生徒に心理発達検査を行います。その後、教育相談を行い、保護者や担任等への助言指導を実施します。

【現状と課題】

学校・園・保護者の求めに応じて、適切な時期に巡回相談員を派遣しています。最新の検査を実施できる相談員が限られています。

【施策の方向】

園児や児童・生徒の状況を把握し、より効果的に巡回相談員を派遣できるように努めます。また、必要な心理発達検査が実施できる体制を整えます。

④ 幼児おやこ教室

行動面での心配事や、発達に遅れの疑いがある子どもに対し、小集団での遊びの活動を通じて、健やかな成長・発達を促すとともに、保護者への育児支援を行います。

【現状と課題】

月2回、幼児おやこ教室を2か所で実施しています。1回の参加人数は平均7、8組で、小集団での親子遊びを通じて親子のふれあいや遊びの経験を増やすきっかけになっています。そのことにより保護者が子どもの発達に対する理解を深め、子どもへのかかわり方を考える機会となっています。

1歳後半から3歳後半と年齢に幅があることから、年齢に応じた遊びの設定に工夫が必要になります。

【施策の方向】

幼児おやこ教室は、幼児の発達を支援する場として有用であり、継続の必要があります。教室では、年齢に応じた遊びの経験ができるよう配慮していきます。今後は専門職が効果的に関わる体制を構築するため、児童発達支援センターで開催していきます。

⑤ カンガルー教室

心身の発達に弱さやつまずきを持つ乳幼児とその家族を対象に療育などを行い、乳幼児の自立支援と福祉増進を図ります。

【現状と課題】

児童福祉法に規定する「児童発達支援事業」として、就学前の乳幼児とその家族が通所し、利用児への発達支援と保護者への支援を行っています。また、こども園等への保育巡回相談を実施し、地域支援（間接的支援）を行っています。

職員配置などの人的要因により、通所を必要とするすべての乳幼児が利用できないといった課題があります。

【施策の方向】

発達支援を必要とする子どもが、乳幼児期から就学期にかけて地域で安心して暮らせるよう、新たに整備する児童発達支援センターにおいて、発達支援に関する療育機能と相談機能および教育支援機能を統合し、機能強化を図ります。

通所が必要なすべての乳幼児が利用できるような環境を整備するとともに、多様な発達課題を持つ乳幼児も通所できるよう、より専門性を高めます。

⑥ ことばの教室

主にこども園等の年長児を対象に、ことばや聞こえに課題のある児童に対し、個別指導や保護者への助言を行います。

【現状と課題】

市内の小学校3校で教室を実施しています。就学前に指導を受け、就学後への継続的な支援に結びつけることができています。

利用児には、ことばに限らず発達全体の課題や集団生活での課題を抱えているケースもあり、支援体制の検討が必要です。

【施策の方向】

実施主体を児童発達支援センターに移管することにより、関係機関や専門職と連携し、ことばの教室の利用児にとって効果的な支援体制を構築します。

⑦ 通級指導教室

ことばや発達に課題のある児童・生徒に対し、一人ひとりがその課題とうまくつきあい、のびのびと成長していけるよう支援します。また保護者や担任と連携し、身につけた力を十分発

揮できるようにします。

【現状と課題】

市内の小学校3校および中学校1校で児童・生徒への個別指導を実施しています。就学前の段階で支援することばの教室と連携し、就学後も児童・生徒の発達課題に応じた支援が受けられる体制になっています。

特別な教育的ニーズがあるにもかかわらず、支援につながない児童・生徒がいます。

【施策の方向】

特別な教育的ニーズがあるものの支援につながない児童・生徒については、教職員への研修や関係機関との連携をとおして早期に発見し、保護者と課題を共有しながら適切な利用につなげられるよう努めます。

⑧ 特別支援教育推進事業

発達障がいのある子どもに対する特別支援教育の推進体制を整備するために、教職員研修の実施、特別支援コーディネーターの配置、児童・生徒への支援について検討する校内委員会の設置等を行います。また、学校の状況に応じて教育支援員を派遣します。

【現状と課題】

教育支援員を配置し、子どもに応じた支援を実施することで、安心して授業に臨める児童・生徒が増加しています。すべての学校、学級に教育支援員を配置することが難しいことから、特別支援教育コーディネーターを中心に、全校体制で特別支援教育の取組みを進めています。

【施策の方向】

児童発達支援センターなど、関係機関と連携を図りながら、総合的な体制を整備することにより、児童・生徒に対して適切な支援が行えるよう努めます。

⑨ 放課後等デイサービス事業

学校に在籍する支援の必要な子どもに対して、放課後または夏休み等の長期休業中に生活能力向上のための訓練などを提供することにより、子どもの社会的自立や社会との交流の促進など、必要な支援を行います。

【現状と課題】

障がい児の自立や社会との交流の促進を行う場所として、放課後等デイサービス事業所の認知が広がり、年々、利用者数が増加しています。

【施策の方向】

支援の必要な子ども一人ひとりに適した成長や自立、社会との交流の促進を行うため、各事業所に指導・支援を継続していきます。

⑩ 障がい福祉サービスの提供

障がいがあり支援が必要な子どもには、計画相談支援事業所の相談支援専門員がサービス等利用（支援）計画を立て、計画に基づき訪問等サービスや日中活動系サービス等を提供します。

【現状と課題】

相談支援相談員が不足しているため、障害児の保護者が作成するサービス等利用（支援）計画により直接サービスを利用するケースが多数あります。

【施策の方向】

相談支援専門員がサービス等利用（支援）計画を立て、スムーズにサービス利用ができるよう継続して支援していきます。

⑪ 地域生活支援事業

障がいに応じた生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や移動支援、日中一時支援事業等を提供します。

【現状と課題】

在宅の障がい児に対し、各種障がい福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行い、自立した日常生活や社会生活が営めるよう支援しています。

移動支援等申請後、一度も利用実績がないケースがあるなど、年々利用回数が減っています。

【施策の方向】

利用形態に応じたサービスの提供ができるよう支援を継続していきます。

⑫ 医療的ケア児の通学にかかる保護者支援事業

医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担軽減のため、道路運送法の許可等を有する事業者の医療的ケア児対応車両に、保護者に代わり看護師が同乗し、学校と自宅等の間を送迎します。

【現状と課題】

医療的ケアを必要とする児童・生徒のうち常時医療的な処置を必要とする児童・生徒については、安全上の配慮から保護者による送迎となっているため、保護者にとって身体的・精神的負担が大きい状況があります。

【施策の方向】

道路運送法の許可、医療的ケア児対応車両を有する運送事業者と訪問看護ステーション等と連携を図りながら支援体制を整え、保護者の身体的・精神的負担の軽減に努めます。

⑬ 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給

障がいのある子どもやその保護者に対し手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

【現状と課題】

特別児童扶養手当は、身体または精神に重度または中度以上の障がいのある子どもの保護者に対し、所得状況に応じて手当を支給しています。また、障害児福祉手当は、在宅の重度心身障がい児で、日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の子どもに対し、所得状況に応じて手当を支給しています。

【施策の方向】

支給にかかる過誤がないよう適正な事務を行います。また、申請漏れが生じないよう支給要件等について周知に努めます。

⑭ 重度心身障害者（児）福祉医療費助成制度

一定程度以上の障がいのある方にかかる医療費（保険診療のみ）の自己負担額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

【現状と課題】

身体障がい（1、2級）、知的障がい（A判定）など一定程度以上の障がいのある方にかかる医療費（保険診療のみ）の自己負担額を所得状況に応じて助成しています。

なお、小学校就学前の乳幼児は、乳幼児福祉医療費助成制度の対象となります。

【施策の方向】

障がいを持つ子どもを養育する保護者の経済的負担を軽減するため、県や県内各市町の動向を注視しながら、現行の制度を継続します。

⑮ 特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、所得状況に応じて特別支援教育就学奨励費を給付します。

【現状と課題】

小学校または中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、学用品費や校外学習に参加するために必要な交通費等を給付し、保護者負担の軽減を図っています。

【施策の方向】

障がいを持つ子どもを養育する保護者の経済的負担を軽減するため、国や県内各市町の動向を注視しながら、現行の制度を継続します。

⑯ 保育士等に対する障がい児保育（特別支援教育）研修

保育士等に対し、障がい児保育（特別支援教育）研修を実施し、専門的知識・情報の習得や保育実践の向上を図ります。

【現状と課題】

障がい児保育（特別支援教育）に特化した研修会を実施し、保育士等の専門性の向上に努めています。

近年特別支援に関する保育ニーズが多様化し、よりきめ細やかな支援や関係機関との連携が必要となっています。

【施策の方向】

職員全体の専門的知識や保育力の向上に努めていきます。また、実施にあたっては、研修を受けやすい開催時間や内容等を考慮します。

基本目標 4 充実した教育・保育の提供体制の推進

基本施策4-(1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実

① 教育・保育の質の確保・向上

保護者が安心してこども園等に子どもを預けられるとともに、子どもたちが健やかに成長していけるよう、教育・保育の質の確保や向上を図ります。

【現状と課題】

高島市の教育・保育目標である「やさしく、強く、心豊かに『ヒトが人間』に育つ」教育・保育を目指すため、「高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラム」に基づく教育・保育を推進しています。共通カリキュラムは、「高島の子ども」として公立園、私立園を問わずに、こども園等の保育士等が協働して議論・作成したもので、保育巡回指導や職員研修会等を通じて日々の保育につなげています。また、市に幼児教育相談員を配置し、それぞれの園が実施する保育がより充実したものになるよう相談・助言を行っています。

子どもの減少により、園によっては幼児期の集団生活における社会性等の育ちの確保が難しくなりつつあります。

【施策の方向】

保育士等の専門性を高めるため、それぞれの園の教育・保育内容、課題等の相談を受け、それに対する助言を行える体制を継続して整えていきます。また、子どもの人口が減少する中、幼児期に適切な集団生活を送れるよう園のあり方を検討します。

② こども園等における自己評価の実施

こども園等では、保育士等が保育の内容等に関する自己評価を行い、教育・保育の質の向上に向けた課題の把握、改善を組織的に取り組みます。

【現状と課題】

市内のこども園等では、毎年、県の評価システムに基づき、自らの園の教育・保育の内容について評価し、その内容を公表しています。また、保護者に対するアンケート調査などにより、園運営の向上に努めています。

より多角的、客観的に現状や課題を把握できるよう、外部評価等の導入が求められています。

【施策の方向】

教育・保育の質の向上に向けた課題を園全体で共有し、改善・見直しを組織的に取り組んでいけるよう努めます。また、外部評価等の導入について検討していきます。

③ 私立幼稚園・認定こども園の支援

私立の幼稚園・認定こども園での保育が、充実したものになるよう、教育・保育給付と補助金の交付を行います。

【現状と課題】

私立の幼稚園・認定こども園の状況等に応じた給付と、取組み状況に応じて補助金の交付を行っています。

共働き家庭の増加により、幼稚園の入園児童数が減少する傾向にあります。

【施策の方向】

各園の特色に応じた教育・保育事業の充実のため、引き続き給付を行うとともに、園の状況に応じた助成を行っていきます。また、公立園を含めて、入園児童数に応じた施設の配置を検討します。

④ 自然や人とのふれあいによる活動の充実

多様な体験活動を通じた保育を実施することにより、「目標に向かって頑張る力」や「人とうまく関わる力」、「感情のコントロール力」を育てていきます。

【現状と課題】

こども園等では、高島の豊かな自然を生かした自然とのふれあいや「たかしま『心育む』ぬくもり事業」（里山遊び）、異年齢や世代間交流活動を行っています。

地域資源を活用した、さらなる活動の充実を図っていくことが大切です。

【施策の方向】

「たかしま『心育む』ぬくもり事業」等により、実体験を通して心を揺さぶられたり、自分の思い通りにはならないことも、自分で気持ちの折り合いをつけて乗り越えようとしていたりする体験が、将来の「学びの意欲・態度」や「生きる力」を育むことにつながるよう努めていきます。

⑤ こども園等と小学校との連携

こども園等と小学校が連絡会や研修会等を通じて交流し、相互に保育や教育内容を理解するとともに、乳幼児期に育まれた一人ひとりの発達の姿を小学校へ円滑に接続します。

【現状と課題】

園児と小学生の交流や、就学時の連絡会等での丁寧な引継ぎ、また保育士等と教員がお互

いの保育や授業の見学や、園・校内研究会に参加し、幼児教育と小学校教育を理解し合いながら、円滑な接続に努めています。

校区により、保幼小の接続の取組みに差異が生じています。

【施策の方向】

子ども一人ひとりの発達と学びの連続性が確保できるよう、取組みを充実させていくとともに、幼児教育と小学校教育の互いのカリキュラムをつなぐ「アプローチカリキュラム」や「スタートカリキュラム」の検討を行います。

⑥ 保育士等の確保対策

こども園等では、児童数に応じた保育士等の配置が必要になりますが、保育士等の確保が難しくなる傾向があることから、さまざまな保育士等の確保策を実施します。

【現状と課題】

現在、市には待機児童が発生しており、その原因の一つとしてこども園等において保育士等が確保できない状況が挙げられます。また、一時預かり等においても、保育士等が確保できないことから、保護者のニーズに十分応えきれていない状況があります。

保育士不足の原因は、保育士等は身体的負担が大きく、それに見合う処遇等が十分でないことが考えられます。また、責任の大きさから正職員を敬遠し、パート職員に移行する者が多くなる傾向があります。

【施策の方向】

保護者ニーズに応えるため、各園での保育士等が十分確保できるよう、県の施策に加え市独自の助成策を講じることにより、保育士等として就労する動機づけの一つとします。

⑦ 認可外保育施設の質の確保・向上

認可を受けず保育事業を実施する認可外保育施設についても、県に届け出をし、一定の基準を満たす施設は、子育てのための施設等利用給付の支給を受けることができます。この場合の基準を満たす要件について、5年間の猶予期間が設けられており、その間は基準を満たしていない場合であっても、支給対象施設となります。

【現状と課題】

市内には、病院内の託児所として認可外保育施設がありますが、国が定める基準を満たしていない施設になっています。経過措置後においても、子育てのための施設等利用給付の支給を受けることができる施設となるためには、期間内に基準を満たす施設に改善する必要があります。

す。

【施策の方向】

認可外保育施設が国の定める基準を満たす施設となるよう、必要な助言等を行うとともに、認可化移行について支援していきます。また、市に配置する幼児教育相談員により、巡回指導を新たに実施し、保育の質の向上を図っていきます。

基本施策 4－(2) 子育て施設的环境づくり

① 地域型保育事業等の推進

国では、都市部を中心に待機児童が発生しており、この対応として小規模な保育園等を増やすことによって、解消を図るとしています。また、人口減少地域では、近隣のこども園等と連携しながら小規模な保育等を拠点化することにより、地域の子育て支援機能を維持・確保するとしています。

【現状と課題】

高島市においては、平成27年10月に初めて待機児童が発生しており、そのほとんどが0歳児から2歳児になっています。この対応策の一つとして、国が推進する地域型保育事業等の整備により、待機児童解消に努めることが必要になっています。

【施策の方向】

待機児童の解消を目指し、小規模保育事業所の整備を進めます。整備にあたっては、民間主導により整備することとし、市として連携施設の確保など、必要な支援を行っていきます。

なお、新たな地域型保育事業所の設置によって、計画の見込量を超える場合には、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

② 認定こども園の整備（移行）

新たな子育て施策の実施により、それまでの幼稚園や保育園に加え、新たな施設類型として認定こども園が整備します。

【現状と課題】

市内では、幼稚園・保育園の認定こども園化が進み、公立園のうち4園が、私立園のうち6園が認定こども園に移行しました。

教育・保育の一体的提供の推進のため、認定こども園がない地域においても整備が求められ

ています。

【施策の方向】

未移行の園については、児童の人口の減少と保育ニーズを見極めながら、認定こども園へ移行を促進します。特に、幼稚園と保育園が同じ施設に共存している施設では、幼稚園の人数の動向を鑑みながら、幼児期の集団生活における社会性等の育ちを保障するために認定こども園への移行を図ります。

③ 保育の実施体制の整備

保育園においては、集団の中で同年齢の子どもとともに育っていけるよう、年齢別クラスを編成します。

【現状と課題】

公立のこども園等では、少子化の影響により同年齢のクラスの児童が少数となっており、特に3歳以上児にとって必要となる集団での保育の実施が難しくなりつつあります。このため公立のこども園等のあり方について、見直すことが必要になっています。

【施策の方向】

地域ごとの少子化の状況を見極めながら、将来にわたり集団保育の実施が難しい地域の公立こども園等については、乳児保育に特化した保育園への変更や私立こども園への統合、公立園同士の統合等について検討をしていきます。

④ 児童福祉施設・設備の改修

児童が安全に利用でき、また保護者が安心して子どもを施設に預けられるよう、老朽化した施設の改修を計画的に行います。

【現状と課題】

市内のこども園等については、私立こども園の多くが施設の改築により新しくなっていますが、一部の施設では改修等が必要な状況になっています。特に、公立のこども園等では古くなった建物が多く、改修の必要性に迫られています。一方で、少子化により児童数が減少しており、公立園の今後のあり方を踏まえ検討する必要があります。

【施策の方向】

改修が必要な施設については、今後の施設のあり方を検討しながら、児童の安全性に配慮した施設・設備の改修を計画的に行います。

基本目標5 未来を担う人づくりの推進

基本施策5-(1) 未来を担う人材の育成に向けた学校教育の充実

① 小中一貫教育推進事業

義務教育9年間を見通し、子どもの成長と学習の連続性を重視した教育を行うことにより、一人ひとりの学力の向上を図るとともに、豊かな人間性やたくましい心身を育みます。

【現状と課題】

高島プログラム（共同研究システム・小学校の教科担任制、学びの集団作り）に基づき、各中学校区で一つの目標に向かって、特色ある取組みを行っています。

新学習指導要領を踏まえ、今求められる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて小中一貫した取組みが必要になっています。

【施策の方向】

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、各中学校区で子どもたちの主体性を育てる取組みを進めます。

② 小・中学校外国語指導助手設置事業

小学校では、英語に対する興味・関心を高めるための楽しい外国語活動を展開します。また、中学生の英語での表現力の向上に向けて、外国語指導助手が充実した指導を行うとともに、小学校英語教育との連携を進めます。

【現状と課題】

市内の小学校での外国語活動は、外国語指導助手と学級担任や英語専科教員が、コミュニケーション活動を中心としたチームティーチングで展開しています。また、市内の中学校には、英語を母国語とする外国語指導助手を1名ずつ配置しています。

小学校では、令和2年度から本格実施となる教科としての外国語指導に向けて、教師および外国語指導助手の資質向上のための研修が必要です。また、中学校では、令和2年度から小学校で実施される教科としての外国語との連携を図る必要があります。

【施策の方向】

小学校では、新学習指導要領に基づき、小学生の英語でのコミュニケーションに対する意欲を高め、進んで英語で話そうとする態度を養うため、英語を母国語とする外国語指導助手の有効活用を図ります。

中学校では、小学校外国語指導助手の中学校英語科授業への乗り入れ等により、中学生の英語でのコミュニケーションに対する意欲を引き出すとともに、能力を育成するために有効活用を図ります。

③ 学校運営協議会の設置

地域に開かれた学校づくりを一層推進するため、学校運営協議会を設置し、地域の人たちから学校運営についての意見を伺います。

【現状と課題】

平成30年度よりコミュニティスクール(学校運営協議会制度を導入した学校)を立ち上げ、地域に開かれた学校づくりを進めています。

地域の方が学校の中に入り、様々なことを一緒にする機会が増えましたが、子どもたちが地域の中で活動する機会がまだまだ少ない状況です。

【施策の方向】

今まで以上に学校と地域がつながり、学校だけでなく地域の中で子どもが活躍できる場を増やしていきます。

④ 情報教育の推進

各学校で情報教育全体計画を作成し、発達段階に応じて、正しい情報活用能力と健全な情報モラルを育成します。

【現状と課題】

各学校で情報教育全体計画を作成しており、発達段階に応じて適時必要な指導を行っています。

新学習指導要領で学習の基盤として位置づけられた情報活用能力を、教科横断的かつ体系的に育成していく必要があります。

【施策の方向】

SNS利用に関する指導など情報モラル教育の実施と併せて、情報活用に関する指導を進め、情報活用能力の育成を推進します。

⑤ 学校における読書活動の推進

各学校において、学校図書館の利用を啓発し、読書活動の推進に努めます。

【現状と課題】

学校図書館のリニューアルを徐々に行っています。また、市立図書館の蔵書を活用して、本を貸し出す学校もあります。

学校図書館のリニューアルができていない学校があります。また、読書量に個人差があります。

【施策の方向】

引き続き学校図書館のリニューアルを進めます。また、市立図書館との連携を図るなどにより、読書量の増加を図ります。

⑥ キャリア教育の充実

働くことの厳しさや楽しさ、やりがいへの気づき、社会性を学ぶことにより、将来の進路選択について考える機会として職場体験を実施します。

【現状と課題】

5日間程度の職場体験学習をとおして、働くことの意義を学び、自分の進路設計の機会としています。また、学校での学びが将来の働くことや生きることにつながるということを実感するとともに、地域に愛着を持ち貢献しようとする意識を高めるため、保幼小中高をつなぐ、系統的なキャリア教育の推進に取り組んでいます。

事業所の数や種類が地域によって制限されることがあります。

【施策の方向】

地域の事業所の理解のもと、働くことの厳しさや楽しさ、やりがいへの気づき、社会性を学びながら、将来の進路選択について考える機会をつくります。また、保幼小中高をつなぐ系統的なキャリア教育の充実を図ります。

⑦ 地域連携による高校生キャリアデザイン事業

地域の創り手を確保することを目的に、高校生を中心に地域を知るための取組みを行います。また、その過程において、多様な市民と協働し、地域課題の解決へ導く「グローバル」な人材づくりを行い、将来的なUターンの増加を推進します。

【現状と課題】

今後の持続可能なまちづくりを進めるためには、地域で活躍できる人材はもとより、広い視野をもって様々な課題に対応できる若者を育成する必要があります。そのため、市内の高等学校の総合的な学習の時間やPBL型（課題解決型学習：Project Based Learning）の授業において、地域経済や産業振興を担う人材と対話を行うことや、企業と協働した地域の課題解決の取組みをとおして、高島市での働き方や暮らし方を知る機会を設けています。また、市内在住の高校生の自己理解を促進するとともに、主体的な学びや地域理解を深める機会として、課題解決型ゼミを開催しています。

【施策の方向】

子どもたちが現代的な地域課題を解決する力を身につけるために、地域住民や関係機関等と連携・協働した取組みを行います。

⑧ 環境出前講座

環境問題への理解や取組みを推進するため、各学校などに出向き学習会を開催します。

【現状と課題】

毎年、学校からの要請に応じて出前講座を行っています。また、市内の小学校の社会学習として、環境センターの見学を積極的に受け入れています。

学校行事等が多い中で、各学校とも年1回の出前講座の受け入れに留まっており、テーマ別の学習やより深い学習は難しい状況になっています。

【施策の方向】

環境問題に取り組み、学習を深めるため、講座回数の増加や内容の充実に努めます。

⑨ たんぼの子体験事業

地域の農家などの協力を得ながら、田植えや稲刈りから収穫物を活用した食体験まで、一貫した農業体験を行います。

【現状と課題】

農家の協力を得ながら9校の小学校が実施しています。

田植えや稲刈り体験の学習に留めず、農業の重要性や食物への感謝の気持ちなどにつなげる学習展開が必要になっています。

【施策の方向】

地域産業の中心の一つである農業に関心を持つとともに、作業をとおして食物に感謝する気持ちを育てるために、実施方法を工夫しながら引き続き開催していきます。

⑩ こども園等と中学校の連携

こども園等での絵本の読み聞かせや運動会の手伝い、職場体験や保育実習をとおして、中学生が乳幼児とふれあうことの楽しさや喜びが味わえる機会を持ちます。

【現状と課題】

中学校家庭科で保育実習、総合的な学習の時間で職場体験を実施しています。園児と関わることで、中学生の自尊感情を高める取組みとなっています。

【施策の方向】

中学生にとって、幼児理解と自分の成長を振り返る機会にもなっていることから、園と中学校が連携しやすい環境づくりに努めます。

基本施策5-(2) 豊かな自然環境や歴史・文化を生かした人づくり

① 緑の少年団活動事業

地域または小学校単位で結成された緑の少年団が行う緑の募金運動や植栽、清掃活動に対して助成を行うことにより、青少年の緑化推進や環境保全に対する意識の醸成を図ります。

【現状と課題】

市内3団体により、緑の募金活動や植栽、清掃活動等が積極的に行われています。一部の団体において、少子化の影響もあり団員の減少が進んでいるため、新規団員の獲得に取り組む必要があります。

【施策の方向】

既存団体が引き続き活動できるよう支援を行います。また、新規団員の獲得に向けた広報活動を行います。

② 森林環境学習やまのこ事業

森林の持つ寛容性や役割の重要性を認識するため、間伐体験や植樹体験、自然観察など、体験型の森林学習を実施します。

【現状と課題】

小学4年生のやまのこ事業については市内の全校が参加しています。4年生以外にも全校を対象とした事業や学校林を活用した事業なども実施しています。

継続した事業実施のため、拠点施設の老朽化対策などが必要です。

【施策の方向】

森林が多い高島市の特性に鑑み、引き続き森林体験事業を実施します。また、事業が継続できるよう、拠点施設の整備を検討します。

③ 地域に根ざした体験活動の推進

地域の自然や歴史、文化等を生かし、保護者や地域の協力を得ながら、児童・生徒の発達段階に応じ、感動や成就感のある体験活動を重視した教育活動を展開します。

【現状と課題】

各学校において、保護者や地域の協力を得て、授業や校外学習等の教育活動を充実させています。

事業内容・規模が異なることから、事業の目的・目標が達成できる事業内容となっているか検証する必要があります。

【施策の方向】

今後も保護者や地域の協力を得て、授業や校外学習等の教育活動を充実させます。

④ 「心を見がく良知を見がく」実践活動

「志の教育」として中江藤樹先生の教えに触れたり、深めたりする活動により、思いやりや優しさを育みます。

【現状と課題】

市内の小・中学校において、子どもの豊かな心を育て、自ら善い行いをしようとする態度を育成するため、藤樹読本や藤樹紙芝居、カルタ等の教材を活用し、道徳の時間の充実を図っています。

学習したことを自らの生活に実践していこうとする意識が弱い傾向がみられます。

【施策の方向】

道徳の授業や学校行事、立志祭などをとおして、豊かな心と善い行いをしようとする子どもを育成します。

⑤ マイルスクール事業

各学校が策定する学校教育達成目標の実現に向け、児童・生徒や地域の実態に応じて、学校ごとに特色ある自然体験活動や文化芸術活動を推進します。

【現状と課題】

ふるさとを愛し、豊かな自然を守る心を育てています。また、保護者の協力や地域の人々との交流により、地域全体で子どもたちの育ちを支える気運を醸成しています。

各小・中学校において、事業の目的・目標が達成できる事業内容となっているか検証する必要があります。

【施策の方向】

今後も保護者の協力や地域の人々との交流により、地域全体で子どもたちの育ちを支える気運を醸成します。また、事業に参加した児童・生徒や保護者、地域のボランティアの意見を反映しながら、事業内容の充実を図ります。

基本施策5-(3) **体験活動による子どもの健全育成の推進**

① 児童交流活動の推進

小学生に対し、屋外活動などの様々な体験活動、他市町村への訪問や来訪による交流活動により、子どもの郷土を愛する心を育み、将来郷土に貢献できる青少年の育成を図ります。

【現状と課題】

昭和63年から続く北海道ニセコ町と相互に訪問し合う交流事業では、2年に1度の北海道への訪問により、雄大な自然の中での交流を通じて子どもの成長がみられます。また、吹田市立少年自然の家を会場に、キャンプ等の野外活動を通じて吹田市の子どもと交流する吹田・高島少年キャンプでは、見知らぬ子ども同士が、次第に打ち解け合うなど、楽しく過ごすことができるようになります。さらには、小学校の4年生から6年生を対象に様々な体験活動を行う「よえもん道場」、小学校1年生から3年生を対象に交流・体験事業を行う「たかしまワイワイキッズ」、また、沖縄県伊江村とのスポーツ・体験活動を通じた交流など、学校では経験できない交流活動や体験活動により、子どもたちの成長が図れています。

【施策の方向】

いずれもが青少年育成のための体験活動の機会であることから、内容等に工夫を凝らしながら、引き続き実施します。また、参加対象者の年齢枠の拡大や日程を検討し、参加者の増加を図ります。

② 子どもの体験活動の支援

子どもの体験活動を支援するため、体験活動コーディネーターを設置します。また、青少年の健全育成を担う人材を育成するため、「子どもの体験活動サポーター養成講座」を開催するとともに、養成したサポーターの派遣を行います。

【現状と課題】

子どもの興味や関心および発達段階に応じた豊かな体験活動を支援・推進するため、指導者の登録・紹介・派遣等を行っています。また、体験活動をとおして子どもたちの成長を促すため、子どもたちの様々な体験活動を支援・指導するサポーターの養成講座を開催しています。

登録サポーターが高齢化しており、派遣するメンバーも固定化しています。また、様々な派遣要請に対応できるサポーターの養成と登録者の確保が必要となります。

【施策の方向】

体験活動の支援となるよう、新規サポーターを発掘するとともに、サポーター養成に努めます。

③ 地域で育む高島こどもの宿

集会所などの宿泊可能施設を利用して、小学生が自分の力で炊事などをしながら宿泊し、生活体験を積みます。

【現状と課題】

地域や団体で立ち上げた推進委員会が、小学4～6年生を対象とした「高島こどもの宿」を開催しています。

地域の子どもの減少により参加者が減り、開催が困難になっています。

【施策の方向】

子どもの規則正しい生活への気付きに資するよう、引き続き実施していきます。また、地域での実施が困難な場合は、広域での実施を検討します。

④ 図書館活動の充実

おはなし会で読み聞かせを行うことにより、子どもたちから読書への興味を広げ、読書振興を図ります。また、ブックトーク事業により、テーマにそって本を体系的に紹介することで幅広い読書への関心を喚起します。

【現状と課題】

おはなし会は、市内6館（室）で定期的実施しています。ブックトーク事業では、子どもが本に接し、本に親しむ機会や時間を増やすため、小学校で実施しています。

ボランティアサークルのメンバーやブックトークの演者が不足していることから、担い手の育成が必要になっています。

【施策の方向】

おはなし会は、幼児期から本に親しみを持ってもらい、また、保護者と子どもが本を通じて多くのコミュニケーションを図るきっかけとなるよう、継続して行います。また、ブックトーク事業は、子どもの頃から読書に関心を持ち、読書を習慣としてもらえるようなきっかけづくりの一つとして今後も実施していきます。

⑤ 文化活動の推進

演劇や音楽鑑賞など、子どもたちのための優れた舞台芸術体験や、少年少女合唱団の支援、演劇教室等により、文化の継承と発展、青少年の健全育成を推進します。

【現状と課題】

「心を豊かにする舞台芸術鑑賞事業」では、生の芸術文化に触れる貴重な機会として、演劇事業や音楽鑑賞などを毎年開催しています。また、少年少女合唱団3団体に補助金を交付し、活動を支援しています。さらには、年間をとおして小学5年生から18歳までの参加者対象に演劇教室を行い、3月の演劇祭で公演しています。

「心を豊かにする舞台芸術鑑賞事業」では、ジャンル、演目、演奏団体等については、アンケート結果や子どもたちの反応を十分反映して、選定する必要があります。また、少子化により参加者が減少しています。

【施策の方向】

参加対象の年齢や条件を再検討しながら、参加しやすい方法を模索し、子どもたちの豊かな感性の育成を図る支援となるよう取り組むとともに、参加者を増やすために発信に努めます。

基本施策 5-(4) スポーツによる子どもの健全育成の推進

① 学校施設の開放

団体などが行う生涯スポーツおよびレクリエーションなどを推進するため、小・中学校のグラウンドおよび体育館を開放します。

【現状と課題】

スポーツ少年団、学童保育等に、小・中学校のグラウンドおよび体育館を開放し、スポーツおよびレクリエーションを通じて、青少年の健全育成を図っています。

【施策の方向】

引き続き学校施設の開放を行うことにより、スポーツ等をとおして青少年の健全育成を図ります。

② 青少年スポーツ団体の育成

スポーツ少年団活動に助成することにより、子どもの心身の健全な育成を図ります。

【現状と課題】

高島市スポーツ少年団に加盟する市内各単位団への活動助成を行うことにより、スポーツ少年団の交流活動、体験活動、研修会を通じて、青少年の健全育成を図っています。

少子化にともなう団員数の減少、指導者の高齢化にともなう新たな指導者の確保が必要になっています。

【施策の方向】

今後も引き続き、活動助成を行うことにより、青少年の健全育成を図るとともに、新たな指導者の育成に取り組みます。

基本施策 5-(5) 家庭や地域の教育力向上

① 家庭教育の充実

子どもを取り巻く課題を知り、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、未来を担う心豊かな子どもを育成し、大人もともに育つことができるよう研修会を開催します。また、子育て世代が直面する課題についての学習会を行います。

【現状と課題】

地域教育力向上講座や共育（ともいく）学習会を開催しています。また、子育て家庭や家庭教育に関する相談対応や親子に学習機会を提供する「ひろばパラソル」を開催しています。

講座の参加者は減少傾向にあり、また、地域の人が子育て中の家庭とかかわる機会が減少しています。

【施策の方向】

家庭教育に関する学習会を継続して実施します。また、参加者を増やすための広報に努めます。なお、「ひろばパラソル」は、事業の実施を見直します。

② 子どもにどうかかわりあうか講座

「子どもにどうかかわりあうか」のテーマのもと、こども園等や学校で保護者を対象に、子どもの発達段階や年齢、保護者のニーズに合わせて、学習情報を提供します。

【現状と課題】

小・中学校やこども園等と連携し、保護者を対象とした講座を開催しています。保護者のニーズに合わせた講座内容を検討する必要があります。

【施策の方向】

子どもの発達段階に応じて、課題が異なることから、年齢に応じた内容にするなど、保護者のニーズにあった講座を開設します。

③ つながり響き合う教育推進事業（地域学校協働活動）

地域と学校が連携協働する仕組みづくりを推進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習や自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり、きずなを強化し、地域の活性化を図ります。

【現状と課題】

平成30年度に市内全域に地域学校協働活動を拡げ、各中学校区に地域学校協働活動推進員を配置して、地域と学校をつなぐ取組みを進めています。主な学校支援活動としては、登下校時の見守りやあいさつ運動、図書ボランティアなどによる環境整備活動、家庭科実習などの学習支援活動、校外学習やマラソン大会等の学校行事の支援活動があります。また、子どもたちが地域に出向いていく地域支援活動（伝統行事やイベントへの参画、福祉施設訪問等）も広がりを見せています。

地域ボランティアの方が気軽に学校を訪れるようになっていますが、ボランティアが固定化

しています。

【施策の方向】

学校や地域における啓発活動や研修などを通じて活動への理解を深め、さらなる充実を図るとともに、持続可能な活動を目指します。

④ 青少年健全育成事業

青少年が学校や学年の枠を超えた集団活動により、自然体験や社会体験を行うことで家庭や地域に積極的にいかかわっていく力を培います。

【現状と課題】

青少年育成市民会議が中心となり、地域の子供会やPTA等と連携して、青少年を地域で育む活動を行っています。地域の豊かな自然や文化、歴史を生かし、子どもたちの興味や関心および発達段階に応じた体験活動の機会を提供しています。

活動の中心となる青少年育成市民会議の指導者が、年々高齢化しています。

【施策の方向】

青少年育成市民会議が中心となって行う子どもたちの様々な体験活動を通じて、青少年の健全育成を促進します。

⑤ 青少年団体活動支援

地域の異年齢の子どもたちがともに活動することで、自立心や主体性を培い、青少年の地域への愛情と誇りを養います。

【現状と課題】

地域活性化につながる活動を支援するため、青少年育成団体等に補助金等の支援を行っています。

少子化により各団体の人数が減少し、活動が停滞しています。

【施策の方向】

青少年団体の活動を支援することで、それぞれの団体が目的に応じた事業を展開し、積極的に参加できる自立心と社会力を持った心豊かな青少年の育成を図っていきます。

基本目標 6 子どもの安心の提供

基本施策 6-(1) 児童虐待防止対策の充実

① 要保護児童対策地域協議会

児童虐待防止のための施策や進行管理、被虐待児童やその家族への適切な支援方法などを検討するため、要保護児童対策地域協議会を設置します。

【現状と課題】

要保護児童対策地域協議会では、代表者会議を年2回、実務者会議を月1回程度開催するとともに、個別ケース検討会議や養育支援情報交換会等を開催しています。また、児童虐待防止のための体制構築やケースの進行管理、支援検討に取り組んでいます。

代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造で協議会を開催していますが、系統立てた課題協議の場として、更なる効果的な運用や工夫が必要になっています。

【施策の方向】

虐待予防のための体制構築、虐待への早期対応と支援強化など、課題解決に向けた協議、関係機関相互の連携に努めます。

② 相談体制の充実

要保護児童対策地域協議会での調整業務や相談支援業務を担うため、専門的な知識および技能を有する者を配置します。

【現状と課題】

要保護児童対策地域協議会の調整担当者は、地域の連携体制の充実を図るため、児童福祉法に基づく専門研修を受講しています。また、相談業務担当として、社会福祉主事や保育士等の有資格者の配置に努めるとともに、相談支援業務の質の向上を図るため、スーパーバイザーの確保や児童福祉司任用資格研修の計画的な受講に努めています。

調整業務や相談支援業務は、より専門性が必要ですが、安定的・継続的な職員体制の確保が難しくなっています。

【施策の方向】

保護者に寄り添う相談になるよう、有資格者の配置や児童福祉司任用資格研修などの計画的な受講に努めます。また、スーパーバイザーの配置や相談支援業務の質の向上を図るための研修機会の確保、職場内での人材育成に努めます。

③ 子ども虐待防止に向けた啓発事業

オレンジリボン・キャンペーンなどにより、児童虐待の通告先や通告義務について広く周知します。また、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てについて啓発を行います。

【現状と課題】

市独自に実施している7月の児童虐待防止推進週間や、11月の推進月間に合わせた街頭啓発、オレンジリボン・キャンペーン、市民や関係者に向けた研修などにより、市民への予防啓発に努めています。

【施策の方向】

地域ぐるみで児童虐待を予防する意識の醸成や体罰によらない子育てを推進します。引き続き広く市民や関係者に啓発を行います。

④ CAPプログラム推進事業

子ども自身が自分の持つ人権を意識し、虐待などの暴力から身を守る知識と技術を習得するためにCAPプログラムを実施します。

【現状と課題】

こども園等の関係者、市内全園の年長児や保護者に対し、それぞれワークショップを毎年実施しています。

小学生やその保護者にもCAPプログラム研修を勧める必要があります。

【施策の方向】

子ども自身が虐待などの暴力から身を守る知識と技術を習得する機会として、こども園等の関係者、および市内全園の年長児ならびに保護者に対し継続して実施します。

基本施策6-② いじめ防止の推進

① いじめ対策事業

各学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応等の支援を行い、安心・安全な学習環境の整備を図ります。また、「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、市・教育委員会・学校・地域・関係機関および家庭が一体となって、いじめ問題を克服する取組みを進めます。

【現状と課題】

平成30年度に各学校のいじめ防止基本方針を改定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や安心・安全な学習環境の整備に努めています。また、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等に関連する機関および団体と情報共有や研修を行っています。

いじめは学校だけの問題ではなく、家庭や地域との連携が必要になっています。

【施策の方向】

学校のいじめ防止の基本方針に基づき、いじめの未然防止等に努めます。また、児童生徒が主体となりいじめをなくす活動を進めます。さらには、いじめ問題対策連絡協議会を通じて関係団体が連携を深めるとともに、啓発活動を行うことにより地域全体で子どもを見守る気運を高め、いじめ防止を図っていきます。

基本施策6-(3) 一人ひとりの育ちをサポートする体制の整備

① 別室登校児童生徒支援事業

別室登校・不登校の児童生徒が教室復帰できるよう、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）との面談を行ったり、教育支援員を小・中学校に配置したりするなど、組織的な取組みを進めることにより、児童生徒の心の安定を図ります。

【現状と課題】

組織的に不登校や別室登校児童生徒に対する学習支援や生活支援を行うことにより徐々に当該児童・生徒が、集団生活に馴染めるようになっていきます。また、SCやSSWと連携し、「チーム学校」で対応しています。

個々の課題や特性に応じた支援をより充実させる必要があります。

【施策の方向】

引き続き組織的に個々の課題や特性に応じた支援の充実に取り組んでいきます。

② 教育相談事業

教育相談・課題対応室では、様々な生徒指導上の課題解決に向けて、相談員や臨床心理士等が相談を受け、必要に応じて関係機関へのつなぎや解決に向けた支援を行います。

【現状と課題】

毎年600件を上回る教育相談がありますが、その7割以上が、年度内に解決あるいは改善し

ています。一方で、時間をかけて相談を続けていかなければならないケースもあり、年度をまたいで対応を継続するケースが毎年度10件以上あります。

粘り強い相談活動を続けて、解決・改善に向かうように努める必要があります。

【施策の方向】

学校や医療、福祉などの関係機関との連携を深め、さらによりよい相談活動となるよう努めます。

③ 教育支援センター「スマイル」設置事業

不登校児童生徒の学校復帰および社会的自立に向けて支援します。

【現状と課題】

不登校により家に引きこもりがちになっている児童・生徒を対象に、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談や適応指導を行い、学校復帰を支援しています。

個々の課題や特性に応じた支援をより充実させる必要があります。

【施策の方向】

今後も学校や各関係機関との連携により、個々の課題や特性に応じた支援を充実させていきます。

④ 子ども・若者育成支援事業

「社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者」に関する相談支援や立ち直りと社会参加に向けた取組みをとおして、ともに学び育ち合うことができる関係性を醸成し、地域に定着させます。

【現状と課題】

学校でもない、家庭でもない第3の拠点や居場所機能として、導入段階（出会いの場面・再びの出会い）では、「シェルター的な初期段階の居場所機能」をイメージしています。若年無業や引きこもり状態にあるなど、若者の自立をめぐる問題の深刻化や、不登校、いじめ、青少年が関わる重大事件、有害情報の氾濫、ネット環境・薬物をめぐる問題、JKビジネス・AV出演強要問題、子どもや若者をターゲットにした違法ビジネスの横行など、子どもや若者をめぐる状況はますます厳しいものとなっています。

【施策の方向】

居場所機能を意図した事業展開を大切にし、セーフティネットの拡充とそれを核にしたともに学び育ち合うことのできる地域づくりを推進します。

⑤ 地域生活つむぎあいプロジェクト

市では、子ども、高齢者、障がい者、ひとり親など様々な暮らしづらさを抱えるすべての人々が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。

【現状と課題】

子どもや子育て世代が住み慣れた地域で安心して住み続けられることを目指し、「地域生活つむぎあい会議」、「くらし連携会議」等での多機関協働による包括的支援体制の構築および地域力強化の推進を図っています。

少子高齢化の進行、ひとり親家庭の増加、人口減少、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境の変化等により、住民の抱える地域生活課題や福祉ニーズが多様化、複雑化していることを踏まえ、包括的な支援体制を整備するための創意工夫ある取組みを実施することが求められています。また、制度・サービスでは支えられない子どもや子育て世代を地域の助け合いや見守りにより支援するしくみが必要となっています。

【施策の方向】

住民に身近な圏域において住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるとともに、様々な支援対象者を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図るための環境および体制の整備を推進します。地域子ども・子育て支援事業や子ども・若者育成支援事業、児童虐待防止対策、地域学校協働活動等の取組みとの協働を図ります。

基本施策 6-(4) 交通安全対策の充実

① 散歩コースの安全の確保

こども園等の散歩は、子どもにとって自然や地域社会にふれる機会であり、また交通ルールを学ぶ機会でもあるなど、子どもの成長にとって重要な取組みです。こども園等では、安全に十分配慮しながら実施していますが、県内では散歩中の園児が交通事故に巻き込まれる事件も発生していることから、安全の確保に努めます。

【現状と課題】

こども園等では、散歩を含む園外活動が子どもの成長のうえで重要であることに鑑み、園外保育等での安全確保について確認するとともに、日常的に利用する散歩の経路について、警察官同行のもとで交通量、危険な個所等の点検を実施しています。また、点検により確認した経路の危険性について保育士同士で話し合いを行うとともに、経路の見直しや交通安全施設の設置の要望を行っています。さらには、引率者数の見直しや歩行中における子どもの存在を示す旗の持参、蛍光色のベストの着用など新たな安全対策を実施しています。

【施策の方向】

散歩コースの安全性を毎年点検するとともに、保育士同士が安全を確認しあえる取り組みを実施します。また、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずる「キッズゾーン」の設定および子どもが集団で移動する際の安全確保を図る「キッズ・ガード」の配置について検討していきます。

② 就学前幼児交通安全教育実施事業の支援

幼児を対象とした交通安全マナー指導等活動への支援を行います。

【現状と課題】

幼児の交通安全への意識高揚を図るため、こども園等のカンガルークラブ等に対し、交通安全マナー指導等活動の支援を行っています。

より一層、幼児への交通安全の意識高揚を図り、交通事故防止に努める必要があります。

【施策の方向】

今後も、交通事故防止活動として、幼児への交通安全の意識高揚を図るため、引き続き交通安全マナー指導等活動へ支援を行います。

基本施策6-(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

① デートDV防止講座

未来を担う子どもたちが将来、DV（ドメスティックバイオレンス）の加害者にも被害者にもならないように、お互いを尊重する対等な関係の築き方について学びます。

【現状と課題】

高島高等学校や安曇川高等学校でデートDV（交際中のカップル間で起こる暴力）講座を行

っています。

高校生時期のDV加害は、成人後も同様の行動につながる恐れがあるため、すべての高校生への意識付けが必要になっています。

【施策の方向】

多感な高校生の時期にデートDVについて学ぶことで、被害者にも加害者にもならない基礎が身に付くことから、今後も事業を継続していきます。

② 少年センター事業

青少年をめぐる環境の変化や困難さが多様化・複雑化していることへの対応とともに、青少年を社会全体で支える環境を整えることを目指し、少年補導委員や警察署等と協力して、青少年の非行・犯罪や被害を未然に防止するため、補導活動、街頭啓発、未然防止教室を行います。

【現状と課題】

未然防止活動として補導・啓発・環境浄化（立ち入り調査）を実施しています。また、広報活動「少年センター・あすくるだより」、「あすくる高島リーフレット」、「子ども・若者通信」、「みまもり通信」の発行を行っています。今、求められている子ども観・若者観が関係者間に浸透し、健全育成や未然防止・再犯防止などの予防的な取組みに厚みが出ています。

新たな課題に対応するため、新たな教材の導入や開発に積極的に取り組む必要があります。

【施策の方向】

居場所機能を意図した事業展開を大切にし、原点である「今」を生きる子ども・若者とそれをめぐる状況に学ぶことに取り組みます。また、セーフティネットの拡充とそれを核にしたともに学び育ち合うことのできる地域づくりを推進します。

③ 子どもを見守る体制整備

地域の子どもたちを犯罪等の被害から守るため、「こども110ばんのおうち」を設置します。

【現状と課題】

子どもたちが危険を感じたときの避難場所となるよう、個人宅や事業所に協力を依頼するこども110番事業を行っています。また、市内の郵便局と子どもの安全対策に関する協定を締結し、登下校時や長期休業中での子どもたちの見守りと、不審者・不審車両発見情報を提供いただいています。

【施策の方向】

こども110番事業と郵便局との協定を組み合わせ、地域で子どもを見守る体制づくりを推進します。

④ 子ども安全リーダーと不審者情報メール

地域住民や関係機関等が相互の連携を図り、子どもを事件・事故から守るための見守りを行います。

【現状と課題】

高島警察署長・教育長連名による子ども安全リーダーを委嘱しています。また、高島警察署からの不審者情報のメール配信を行っています。

【施策の方向】

引き続き関係機関（事業所）から子ども安全リーダーを選出いただき、活動継続を行っていきます。

⑤ 学校安全防犯対策事業

児童生徒の安全を確保するため、小学生に防犯ブザー、熊よけ鈴、中学生にヘルメットの配付を行います。

【現状と課題】

児童生徒の安全確保のため、小学校1年生に防犯ブザー、中学生1年生にヘルメットを貸与しています。

学年が上がるにつれ、故障したままの防犯ブザーの携行や不携行等の課題があります。

【施策の方向】

防犯ブザーのメンテナンスは保護者に対応を依頼しており、今後も保護者の協力を得ながら対応します。

⑥ スクールガード等による子どもの見守り

子どもの安全確保のため、スクールガードによる子どもの登下校の見守り活動を行います。

【現状と課題】

登下校中の児童生徒の安全確保のため、スクールガードによる見守り活動を実施していただ

いています。また、警察OBのスクールガードリーダーを講師に、スクールガード研修会を開催しています。さらに、市の防災無線で、広く子どもの見守り活動の協力依頼を行うとともに、地域学校協働活動を活用した児童生徒の見守り体制強化に取り組んでいます。

スクールガードの減少や下校時の見守り体制の強化が必要になります。

【施策の方向】

引き続き、地域学校協働活動や防災無線等、様々な方法で児童生徒の登下校中の見守りを行っていきます。

⑦ 見守りネットワーク事業

市内企業等と協定を締結し、日頃の活動の中で異変や気になることを発見した場合、速やかに関係機関に通報してもらうネットワークを構築します。

【現状と課題】

協定を結んでいる企業は増加しています。気になる子どもを発見した場合は、関係機関に繋いでいます。

【施策の方向】

今後もさらに協力していただける企業を増やしていきながら子どもたちの見守り活動を推進していきます。

⑧ 有害図書等販売対策

青少年に有害な図書・ビデオ・玩具等の販売に対し、適切な陳列や販売方法について、協力・改善を求めます。

【現状と課題】

少年センター職員、生活安全課補導職員、県立学校図書立ち入り調査員が、月3回立ち入り調査を行っています。有害図書に対する認識、販売・貸付の方法、区分陳列、監視体制について、青少年の健全育成を阻害する恐れがある場合は、改善を求めています。

【施策の方向】

有害図書に加え、ビデオ・携帯電話・危険玩具・刃物類等の取扱店に対しても、立ち入り調査を行い、協力を求めています。

基本施策 6-(6) 外国人児童への支援

① 外国人児童への支援

国際化の進展や地域における労働力の確保のため、市内で外国人が就労するケースが増えています。外国人が家族で住む場合は、その子どもの保育や教育を支援します。

【現状と課題】

福祉施策を必要とする外国人児童やその保護者が、各種の申請やこども園等、学校等で困ることがないように支援が必要になっています。また、就学中の子どもには、母語支援員や日本語指導を担当する教員等を配置し、支援を行っています。

今後、外国にルーツを持つ子どもが増加することが見込まれることから、母語支援員等の人材確保が必要になります。

【施策の方向】

外国人の申請手続き等にあたっては、国際協会の支援を求めるとともに、簡易翻訳機等の活用を図っていきます。また、言葉の問題や文化の相違等により、児童が孤立することがないように支援していきます。

学校での母語支援員等の配置については、県の施策の動向を注視しながら、人材確保に努めます。

基本目標 7 子どもの夢をかなえる体制整備

基本施策 7-(1) 子どもの居場所の確保

① 子どもの生活・学習支援事業

子どもの居場所機能であるフリースペースにおいて生活支援や学習支援を行うことにより、生活困窮世帯およびひとり親家庭等の子どもの日常生活習慣や社会性の形成を図ります。

【現状と課題】

フリースペースは生活困窮世帯のための既存の取組みに加え、平成31年度からひとり親家庭等の子どもを対象に事業を拡大し、市内6か所において実施しています。

ボランティアの確保、送迎支援体制など運用上の課題があります。

【施策の方向】

生活困窮世帯およびひとり親家庭等の子どもの居場所として引き続き実施するとともに、効果的な事業内容、市内の活動拠点の在り方について、関係者間で検討を行います。

② 子ども食堂の実施

子ども食堂は、食事を通じて地域ぐるみで子どもを見守り育てていく、垣根のない居場所です。食堂をきっかけに様々な世代がつながり、誰もがかかわり合える、あたたかいまなざしがあられる地域づくりを目指します。

【現状と課題】

平成29年に市内で最初の子供食堂が開設されてから、現在では6か所で実施されています。実施主体は、地域の住民福祉団体や任意団体など様々で、多様な関係者により個性的な取組みが実施されています。また、子どもを中心に、地域で多世代が集まれる場としての機能も期待されています。

子ども食堂は民間資源による自由な取組みですが、実施されていない地域もあります。どの地域の子どもたちも参加できるよう、新たな展開が必要になっています。

【施策の方向】

県社会福祉協議会の活動助成制度等を活用し、新たな開設のための支援や既存活動の継続に向けた環境整備などの検討を、実施主体と行政が協働して行います。また、子どもや世帯の状況、地域の実情に応じた居場所が確保できるよう地域づくりを推進します。

③ 児童生徒就学援助事業

経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対し、学用品費などの経費の一部を援助します。

【現状と課題】

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者を対象に学用品費・学校給食費等の扶助を行い、保護者負担の軽減を図っています。なお、就学援助制度の対象経費のうち新入学児童生徒学用品費等については、入学前の3月に給付しています。

【施策の方向】

経済的な理由により就学が困難にならないよう、国や県内各市町の動向を注視しながら、現行の制度を継続します。

④ ファミリー・サポート・センター事業利用料助成

ひとり親家庭や生活保護を受給している保護者が、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合に、その利用料について助成を行います。

【現状と課題】

生活保護の受給者やひとり親家庭等の保護者が利用する場合に、利用料の一部について助成を行っています。

【施策の方向】

経済的理由により利用ができないことにならないよう、制度を継続します。また、助成対象者の活用が図られるよう、制度の周知を図ります。

基本施策7-(2) 相談体制の整備

① 子ども家庭総合支援拠点の整備

児童虐待を含む育児相談や家庭相談は、家庭訪問や来所、電話によって対応しています。また、要保護児童に対して積極的に関われるように、こども園等や学校、関係機関との連携を強化します。

【現状と課題】

出産後の子どもの養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦

の対応など健康福祉部局との連携による予防的支援、こども園等や小・中学校など、日頃の関係機関との連携対応強化に努めています。相談件数は増加傾向にあり、平成30年度実績は556件（うち虐待相談303件）でした。

養育相談の背景は、保護者の健康や経済面など複合的な課題を有するケースが多く、ケースマネジメントの困難さがあります。

【施策の方向】

特定妊婦には、妊娠期からの予防的支援、関係機関との連携強化により、効果的な支援に努めます。また、子ども家庭総合支援拠点の在り方について検討します。

② 養育支援訪問事業

特に支援が必要である家庭に対し、保健師などが訪問し、適切に養育が行われるよう子育てに関する相談やアドバイスなどを行います。

【現状と課題】

子育てに不安や孤立感等を抱える家庭、不適切な養育状態にある家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行っています。

困難さを抱えた家庭には継続したかかわりが必要です。

【施策の方向】

継続的な支援が必要な家庭に保健師などが訪問し、子育てに関するアドバイスや相談に応じます。

③ 保護者の就労支援

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者に対する就労支援を行い、就労機会の確保を図ることにより経済的自立を促します。

【現状と課題】

生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員や母子・父子自立支援員等による就労支援を行っています。ひとり親家庭については、高等職業訓練促進給付金等の活用により、キャリアアップにつながる資格の習得を視野に入れた支援や、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターとも連携を図りながら、就労に関する情報提供に努めています。

【施策の方向】

保護者の安定した就労に向け、就労支援員や母子・父子自立支援員等による相談支援に努めます。また、関係機関とも連携しながら、身近な就労相談の機会の確保や情報提供に努めます。

基本施策 7-(3) ひとり親家庭への支援

① 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。支給対象世帯の生活状況の現況と課題をもとに、困難を抱えるひとり親家庭への支援を行います。

【現状と課題】

ひとり親家庭の現況に応じて手当を支給するとともに、母子・父子自立支援員を配置し、支援策に関する情報提供や就労を含む生活相談に対応しています。

【施策の方向】

現況届等の支給手続きの機会を利用し、手当支給対象者の現状や課題を把握し、困難を抱えるひとり親家庭への支援につなげます。

② ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給

キャリアアップにつながる職業訓練を受講する保護者を支援することで、ひとり親家庭の経済的自立を図ります。

【現状と課題】

看護師や介護福祉士などの資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講する場合に、受講期間の生活資金を所得に応じて支給する「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」や、雇用保険制度の指定教育訓練講座などの受講料を助成する、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」によりひとり親家庭の経済的自立を支援しています。

【施策の方向】

引き続き、就労のための資格取得期間の生活資金や受講料の助成を行い、ひとり親家庭の経済的不安の軽減に努めます。

③ 母子家庭・父子家庭福祉医療費助成制度

ひとり親が18歳未満の子どもを扶養しているとき、その母（父）と子どもにかかる医療費の自己負担額を所得に応じて助成します。

【現状と課題】

ひとり親の母（父）と子どもにかかる医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を図っています。

【施策の方向】

ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、県や県内各市町の動向を注視しながら、現行の制度を継続します。

④ 母子・父子・寡婦福祉資金の活用

滋賀県が実施する母子・父子家庭等を対象にした就学資金や資格取得等の貸付制度を活用し、子どもの健やかな成長と安心した生活が送れるよう支援します。

【現状と課題】

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談件数は、平成29年度が85件、平成30年度が26件、新規貸付件数は、平成29年度が2件、30年度が1件でした。

ひとり親家庭に対する貸付制度の周知とともに、適切な利用に向けた相談対応が必要です。また、日常の家計相談、返納に関する相談対応が必要な場合があり、状況に応じて関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭への包括的な支援が求められます。

【施策の方向】

引き続きひとり親家庭への情報提供や適切な相談対応に努めます。

⑤ 母子・父子自立支援員の配置

ひとり親家庭の自立支援に向け、母子・父子自立支援員を配置し、就労相談や生活相談を行います。

【現状と課題】

母子・父子自立支援員を配置し、生活の自立に必要な情報提供、就労や生活全般に関わる相談に努めています。相談実績は平成29年度が387件、平成30年度が324件でした。

ひとり親家庭は保護者の心身の病気や障がい、家族関係、経済困窮等、複合多問題を抱えている場合があり、様々な関係機関と連携しながら、家庭全体を視野に入れた相談対応が求めら

れます。

【施策の方向】

引き続き母子・父子自立支援員を配置し、関係機関との連携を図りながら、家庭の実情に応じた包括的な対応に努めます。

⑥ ひとり親家庭福祉推進員の活動支援

ひとり親家庭福祉推進員は身近な相談相手として、滋賀県が地域ごとにひとり親家庭40世帯あたり1人の割合で配置しています。ひとり親家庭福祉推進員は、支援を必要とする家庭を把握し、支援に関する情報を提供するとともに、早期に適切な支援につなぎます。

【現状と課題】

市内では現在15名が活動しており、県が年3回発行する情報誌「サポート定期便」を希望するひとり親家庭に対し、訪問して配付するとともに、地域での身近な相談者として、つながりをつくるよう努めています。

【施策の方向】

県との連携を図りながら、ひとり親家庭福祉推進員の配置、活動支援に努めます。

第4章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたっては、教育・保育提供区域を定め、その区域ごとに教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めるとされています。

<教育・保育>

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

<地域子ども・子育て支援事業>

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等

子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

高島市は、平成17年1月に6町村が合併した市であり、それまではそれぞれの町村が日常生活圏を形成していました。この旧6町村の区域が現在の中学校区であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画でもこの6つの圏域を日常生活圏域としてとらえています。

このような中で、教育・保育提供区域を定めるにあたっては、次のことを重視し検討します。

(1) 供給過多あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

全市域の中で細かく区域を設定すると、教育・保育事業の新たな申請があったときに、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準を満たす申請であれば認可することになります。隣接する区域が供給過多であっても当該区域では新たに認可することになり、市全体の資源の有効活用が妨げられるおそれがあるため、そういった状況になることを避ける必要があります。

(2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

本市における区域設定は、子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実績を踏まえ、次のとおりとします。

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

事業名・事業概要	提供区域	考え方
放課後児童健全育成事業	中学校区 (6地域)	現状の小中学校区を基本として、中学校区単位での実施とします。
延長保育事業	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
子育て短期支援事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	利用状況を踏まえ、市内全域とします。
一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、市内全域とします。
病児保育事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市内全域	現状どおり市内全域とします。
利用者支援事業	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
妊婦健康診査事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に関する事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。

2. 将来の子ども人口

事業量の目標を設定するため、基礎となる将来の子ども人口の推計を行います。

① 推計方法：コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法です。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

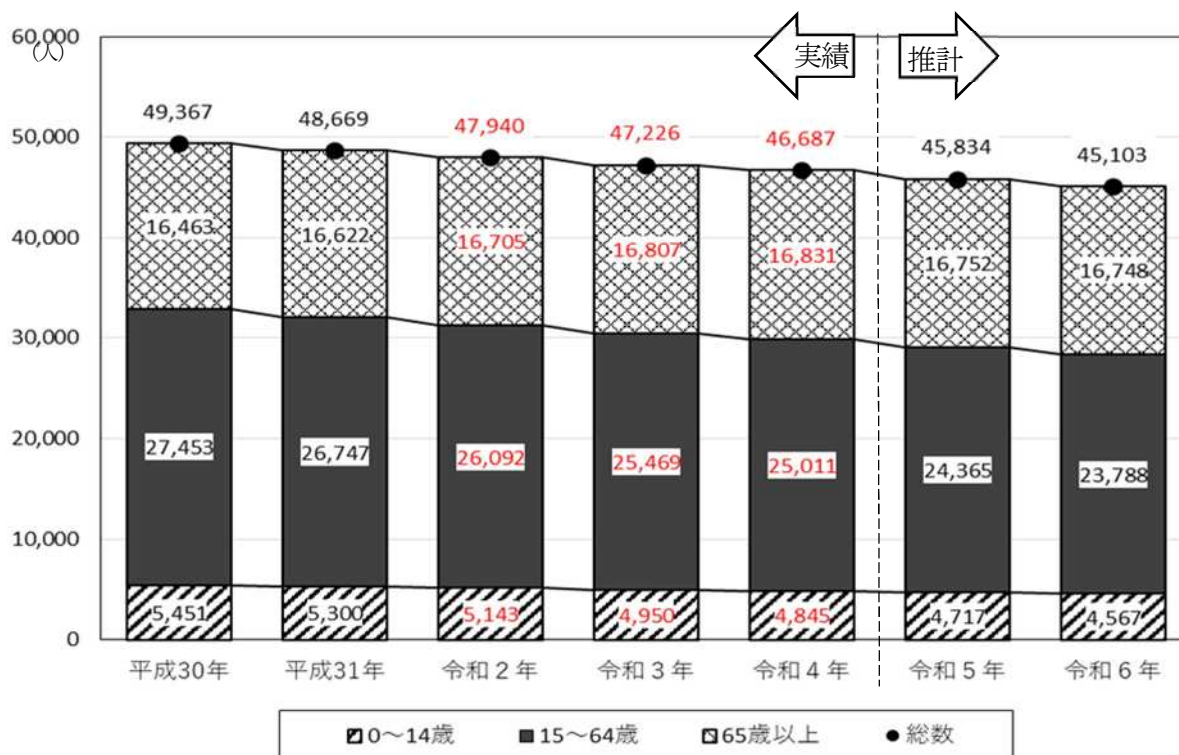
② 基準年：平成31年

③ データ：平成26年～31年の3月末現在の地域（旧町村）別、性・年齢別1歳階級人口
（住民基本台帳人口：日本人+外国人）

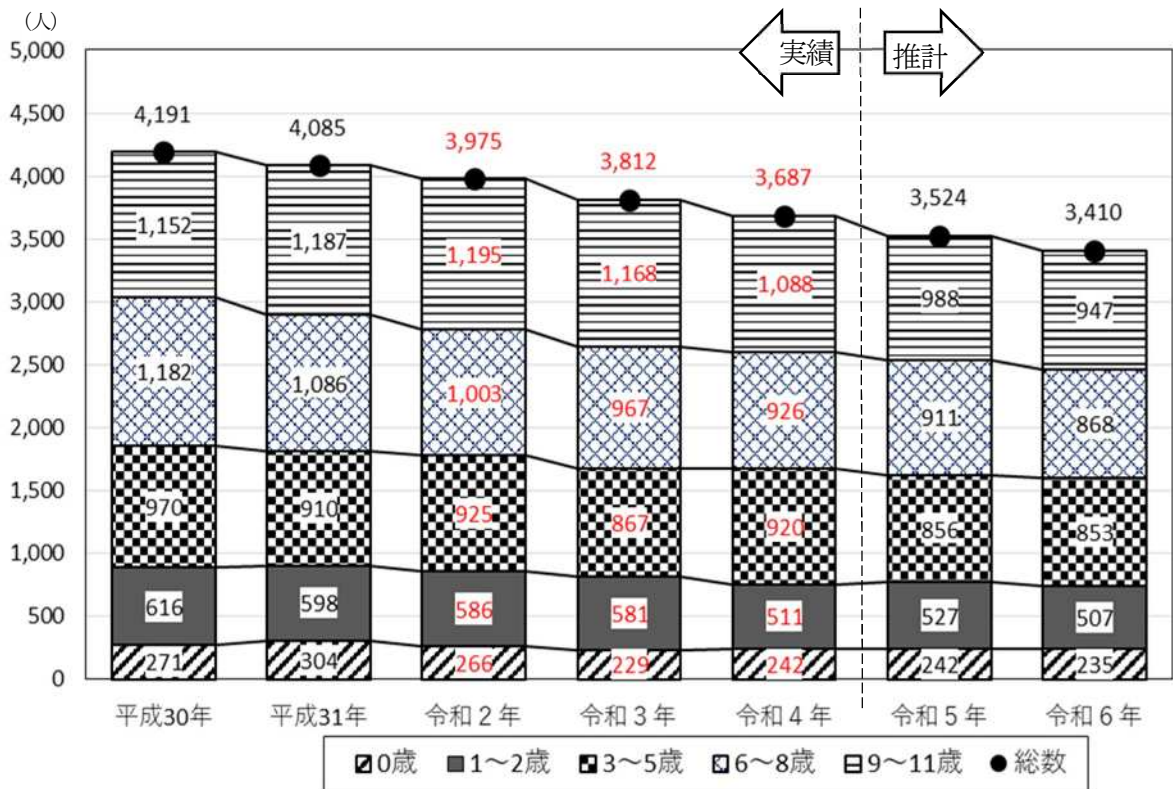
④ 男女児性比：平成29～30年度出生数の平均性比を使用

データは各年3月末日

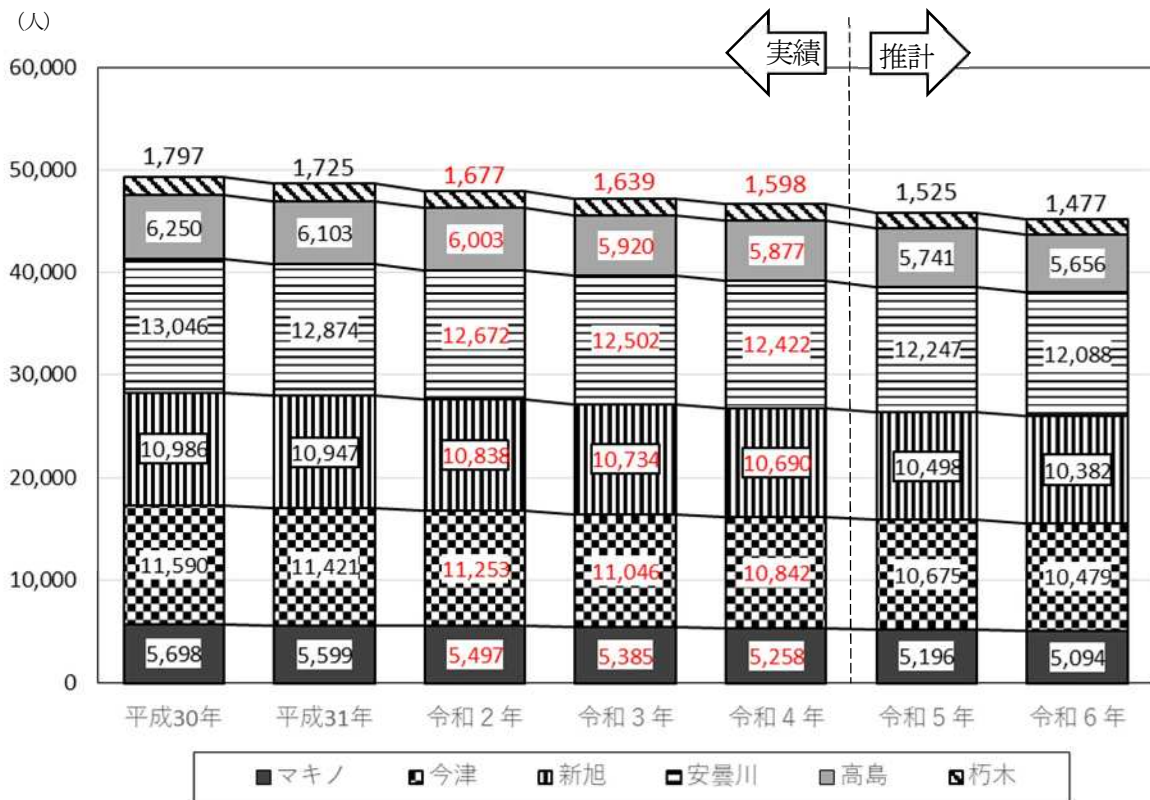
■市全体 総人口・年齢3区分別人口の推移



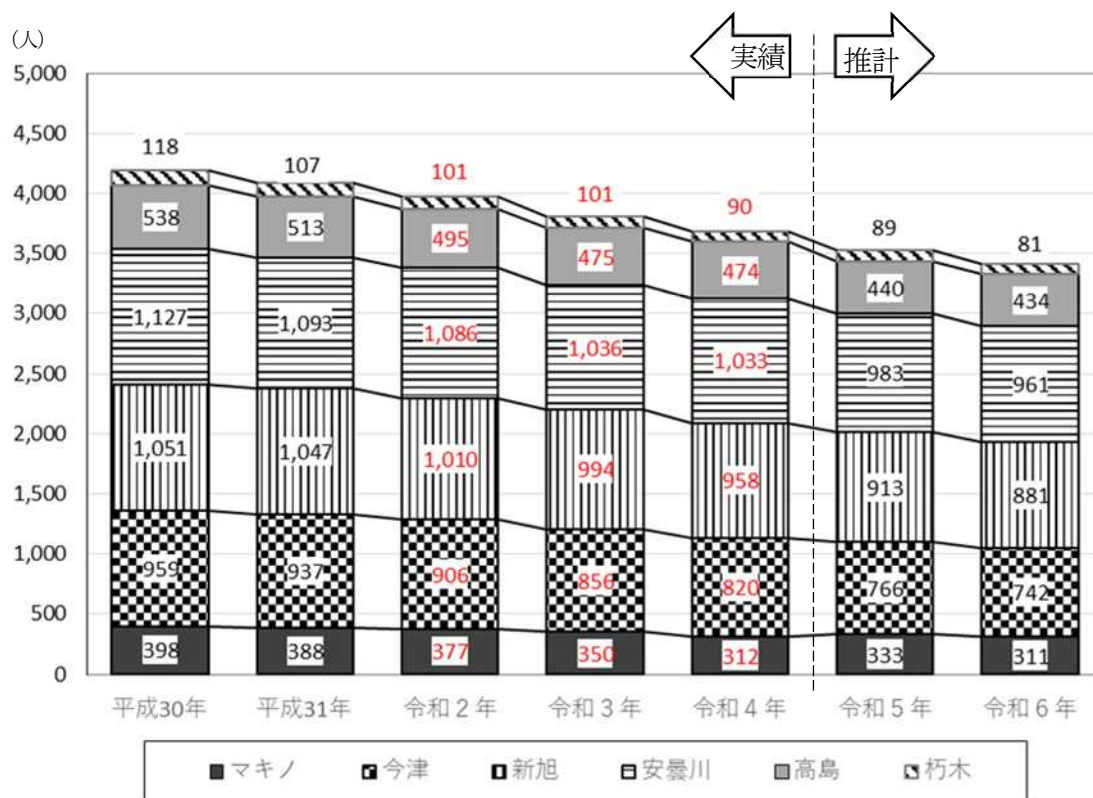
■市全体 事業対象子ども（0～11歳）人口の推計



■地域別 総人口の推計



■地域別 事業対象子ども（0～11歳）人口の推計



■マキノ地域 子ども人口の推計

年齢	実績				推計	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	22	19	18	14	20	19
1歳	31	27	19	16	24	22
2歳	24	32	28	19	27	26
3歳	21	26	33	27	27	27
4歳	34	22	25	34	26	27
5歳	30	34	24	24	33	26
小計	162	160	147	134	157	147
6歳	18	30	33	24	24	33
7歳	44	19	32	33	21	24
8歳	29	45	19	32	35	21
9歳	49	31	43	16	31	36
10歳	46	46	30	43	19	31
11歳	40	46	46	30	46	19
小計	226	217	203	178	176	164
合計	388	377	350	312	333	311

■今津地域 子ども人口の推計

年齢	実績				推計	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	79	64	48	49	52	50
1歳	54	80	62	54	53	52
2歳	62	46	79	62	57	53
3歳	66	63	50	77	59	56
4歳	61	62	60	48	77	59
5歳	83	62	63	63	53	77
小計	405	377	362	353	351	347
6歳	86	85	64	67	61	53
7歳	72	86	83	63	65	60
8歳	108	73	83	80	59	64
9歳	91	106	72	81	79	57
10歳	88	90	105	73	82	79
11歳	87	86	87	103	69	82
小計	532	526	494	467	415	395
合計	937	903	856	820	766	742

■新旭地域 子ども人口の推計

年齢	実績				推計	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	74	61	65	62	60	59
1歳	70	79	57	71	64	62
2歳	96	74	81	63	66	64
3歳	69	98	74	80	65	66
4歳	74	70	93	77	76	65
5歳	81	74	67	92	70	76
小計	464	456	437	445	401	392
6歳	88	80	78	67	98	72
7歳	94	87	82	76	71	97
8歳	105	93	88	82	77	71
9歳	107	106	94	86	83	77
10歳	85	105	107	95	88	84
11歳	104	83	108	107	95	88
小計	583	554	557	513	512	489
合計	1,047	1,010	994	958	913	881

■安曇川地域 子ども人口の推計

年齢	実績				推計	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	99	82	71	76	73	72
1歳	85	95	79	72	77	74
2歳	95	81	98	81	79	76
3歳	76	93	73	101	80	80
4歳	93	79	94	77	98	78
5歳	81	97	78	97	82	97
小計	529	527	493	504	489	477
6歳	78	80	95	76	91	80
7歳	89	76	78	96	70	90
8歳	105	90	76	81	89	70
9歳	102	106	90	79	78	89
10歳	109	100	105	89	77	78
11歳	81	107	99	108	89	77
小計	564	559	543	529	494	484
合計	1,093	1,086	1,036	1,033	983	961

■高島地域 子ども人口の推計

年齢	実績				推計	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	25	35	20	38	29	28
1歳	26	26	37	22	31	31
2歳	37	29	29	38	32	30
3歳	42	36	32	32	37	34
4歳	44	40	38	35	28	38
5歳	34	46	41	37	27	28
小計	208	212	197	202	184	189
6歳	50	36	45	43	42	28
7歳	39	51	35	46	44	42
8歳	49	39	51	38	46	45
9歳	57	49	39	54	35	46
10歳	52	57	51	39	50	34
11歳	58	51	57	52	39	50
小計	305	283	278	272	256	245
合計	513	495	475	474	440	434

■朽木地域 子ども人口の推計

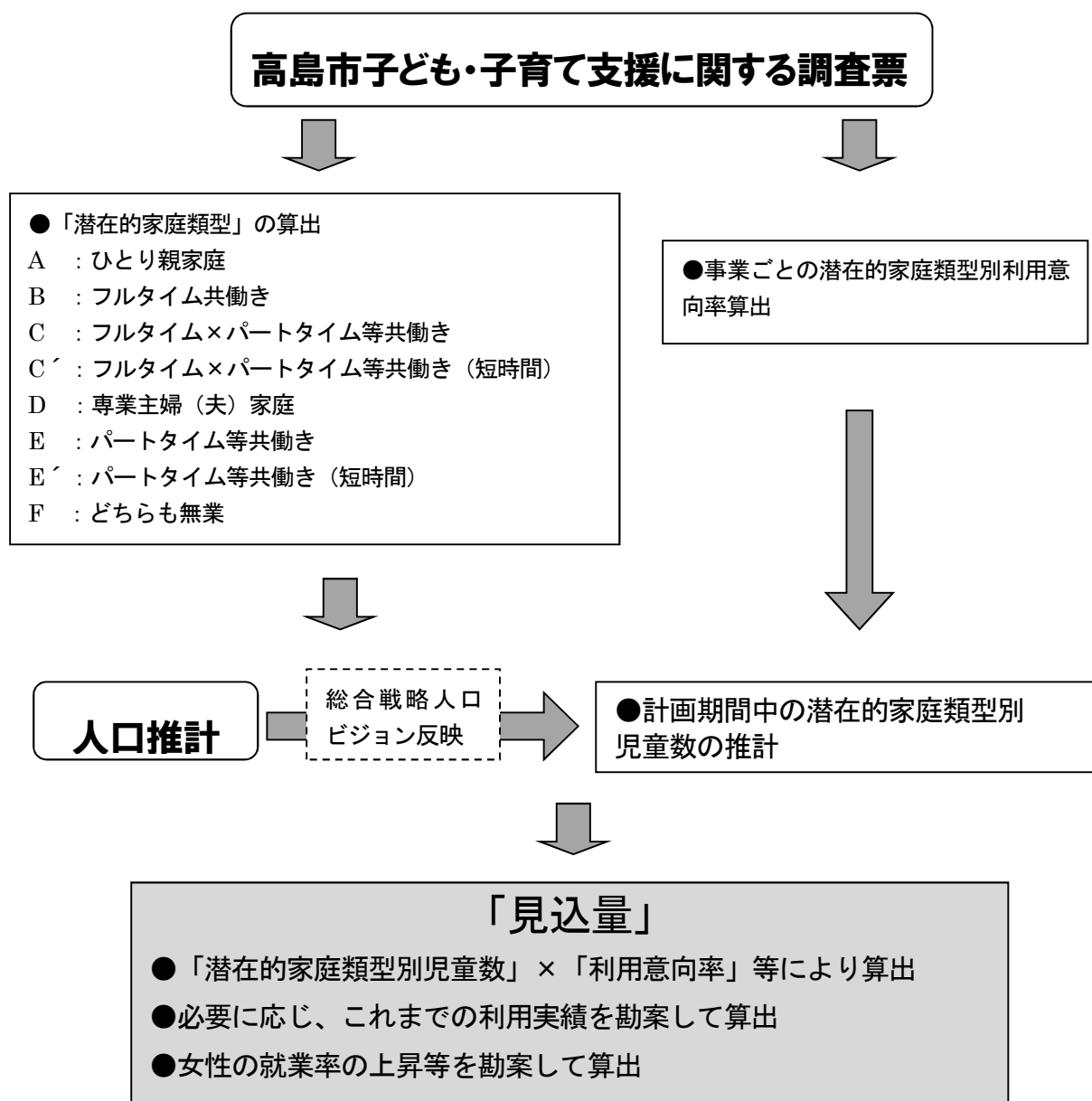
年齢	実績				推計	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	5	5	7	3	8	7
1歳	8	7	6	7	9	9
2歳	10	7	6	6	8	8
3歳	5	10	7	5	7	7
4歳	7	6	9	6	5	7
5歳	9	7	6	8	6	5
小計	44	42	41	35	43	43
6歳	9	9	8	5	7	6
7歳	15	9	8	9	5	7
8歳	8	15	9	8	6	5
9歳	13	8	15	9	8	6
10歳	5	13	8	15	7	7
11歳	13	5	12	9	13	7
小計	63	59	60	55	46	38
合計	107	101	101	90	89	81

3. 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

① 教育・保育の見込量設定の考え方

各事業の「量の見込み」は、国の示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方」を基本とします。

なお、「量の見込み」に用いる人口は、「第2期高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口ビジョン「年間出生数300人」を反映させたものとします。



② 教育の実施

概 要	幼稚園、認定こども園の幼稚園部
対 象	1号認定：3～5歳
施設数	令和4年度現在：13か所 (うち公立6か所、私立7か所) (うち認定こども園12か所、幼稚園1か所)
定 員	令和4年度現在：301人

■地域別 施設の利用状況

4月1日現在

地域	施設数 (か所)	平成30年度利用実績			令和元年度利用実績		
		定員数 (人)	人数 (人)	充足率 (%)	定員数 (人)	人数 (人)	充足率 (%)
マキノ	2	30	18	60	30	15	50
今津	3	47	42	89	55	37	67
朽木	1	13	7	54	13	3	23
安曇川	3	90	80	89	73	57	78
高島	2	30	25	83	30	26	87
新旭	2	110	76	69	110	60	55
計	13	320	248	74	311	198	60

■幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の見込量および確保方策

単位：人

認定区分（年齢）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	200	174	152	201	198
確保方策 特定教育・保育施設	200	174	152	201	198

見直し 見直し

確保方策の説明

○「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2015」では、中学校区内に幼稚園がない地域においては、保育園を認定こども園に移行し、1号認定こどもに係る施設を確保する方針を立て、平成27年4月1日に保育園を認定こども園に移行し、市内全域で教育を実施してきました。

○近年、幼稚園および認定こども園の幼稚園部の在園児は減少しており、一方で保育園部では低年齢児が増加し、また待機児童も発生しています。

○1号認定の子どもは、幼稚園だけでなく認定こども園の幼稚園部でも教育が可能であり、また集団での子どもの育ちを確保する必要があることから、公立幼稚園・保育園の併設施設を認定こども園に移行し教育を確保しながら、空いた教室や保育士等を活用することにより、**待機児童対策を講じました。（令和3年度に大師山さくら園、静里なのはな園を認定こども園に移行）**

③ 保育の実施

概要	育園、認定こども園の保育園部、 特定地域型保育事業
対象	2号認定：3～5歳　3号認定：0～2歳
施設数	令和4年度現在：16か所 (うち公立8か所、私立8か所) (うち認定こども園12か所、保育園1か所、 特定地域型保育事業3か所)
定員	令和4年度現在：1,218人

■地域別 施設の利用状況

4月1日現在

地域	施設数 (か所)	平成30年度利用実績			令和元年度利用実績		
		定員数 (人)	人数 (人)	充足率 (%)	定員数 (人)	人数 (人)	充足率 (%)
マキノ	2	120	81	68	120	87	73
今津	3	303	267	88	300	244	81
朽木	1	37	29	78	37	28	76
安曇川	4	307	282	92	356	308	87
高島	2	135	134	99	135	134	99
新旭	2	300	222	74	300	235	78
計	14	1,202	1,015	83	1,248	1,036	82

■保育園・認定こども園（保育園部）の見込量および確保方策

単位：人

認定区分（年齢）		計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定（0歳）		50	54	58	53	56
3号認定（1～2歳）		289	323	332	297	297
小計		339	377	390	350	353
2号認定（3～5歳）		702	689	743	645	643
見込量計		1,041	1,066	1,133	995	996
確保方策	特定教育・保育施設	1,001	1,034	1,100	960	960
	3号認定（0歳）	19	44	47	43	45
	3号認定（1～2歳）	280	301	310	272	272
	2号認定（3～5歳）	702	689	743	645	643
	特定地域型保育事業	0	32	33	35	36
	3号認定（0歳）	0	10	11	10	11
	3号認定（1～2歳）	0	22	22	25	25
計		1,001	1,066	1,133	995	996

<参考>

見直し

見直し

認可外保育施設	19	19	19	19	19
---------	----	----	----	----	----

確保方策の説明

- 平成 27 年度から 0～2 歳児で待機児童が発生しています。令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が始まり、今後さらに待機児童の増加が予想されることから、保育事業の供給不足が見込まれます。
- 民間事業者において小規模保育事業所の開設の計画が進んでいることから、不足する保育ニーズには、特定地域型保育事業により確保します。
- 広域入所は、高島市内への通勤者の児童、または病気・里帰り出産等にもなうことが多く、大幅な増減は見込まれないことから、見込量および確保方策には計上しません。
- こども園等によってはクラスごとの人数が減少し、集団での子どもの育ちが確保できない状況です。このため、クラス編成が難しくなるこども園等においては、幼児教育・保育の提供体制の見直しにより、集団での育ちの確保を目指します。
- 全国的に保育士等の確保が困難な状況であり、高島市においても近隣他市に比べ、さらに厳しい状況にあることから、さらなる確保対策を進めます。
- 令和 3 年度に大師山さくら園と静里なのはな園を認定こども園に移行し、幼児教育・保育の提供体制を見直しました。
- 令和 2 年度に小規模保育事業 A 型はこぶね保育園ひかりの、令和 3 年度に家庭的保育事業 Peek-a-boo が開園。令和 4 年度には今津東保育園が小規模保育事業 A 型に移行しました。
- 令和 6 年度から古賀保育園を小規模保育事業所に移行します。
- 多様な保育ニーズに対応できる施設の整備や、将来的な児童数に見合った適正な園配置を検討していきます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

① 放課後児童健全育成事業

対 象	小学生
内 容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に放課後児童クラブ（学童保育所）で生活指導および適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
施設数	令和 4 年度現在：14 か所 うち NPO 法人：3 団体、12 か所 社会福祉法人：1 団体、1 か所 保護者会：1 団体、1 か所

■地域別 施設の利用状況

地域	平成29年度利用実績			平成30年度利用実績		
	施設数 (か所)	登録数 (人)	利用数 (人)	施設数 (か所)	登録数 (人)	利用数 (人)
マキノ	1	73	45	1	76	62
今津	4	181	127	4	174	117
朽木	1	18	4	1	26	8
安曇川	3	119	85	3	166	104
高島	1	92	50	1	95	39
新旭	3	126	84	3	145	87
計	13	609	395	13	682	417

※登録児童数は年度末。利用児童数は該当年度3月に週4日以上利用した児童数

■学年別 学童保育所（放課後児童クラブ）の見込量および確保方策

単位：人

市全体	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	507	486	449	473	458
1年生	224	220	196	236	212
2年生	100	99	95	84	101
3年生	72	60	62	65	56
4年生	55	49	44	44	46
5年生	37	37	31	28	28
6年生	19	21	21	16	15
確保方策	507	486	449	473	458

※週4日以上利用児童数

見直し

見直し

■地域別 学童保育所（放課後児童クラブ）の見込量および確保方策

単位：人

	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	507	486	449	473	458
マキノ	58	56	50	49	49
今津	149	133	124	80	74
朽木	13	10	9	6	6
安曇川	110	116	104	160	160
高島	57	58	59	58	49
新旭	120	113	103	120	120
確保方策	507	486	449	473	458

※週4日以上利用児童数

見直し

見直し

確保方策の説明
<p>○既存の学童保育所14か所において、利用児童の受け入れを行います。</p> <p>○週4日以上の利用児童数で、40人規模を超える学童保育所があるため、既存施設内において複数の部屋を利用し区分することや、新たな場所への移転等を検討します。</p> <p>○今津地域と安曇川地域の学童保育所の一部が、本計画期間中にそれぞれ空き公共施設へ移転しました。</p> <p>○安曇川・新旭地域では、学童保育所への通所ニーズが高く、既存学童保育所の集団規模および施設数だけでは対応が困難であるため、計画期間内に新たに学童保育所を開設し、ニーズに対応できるよう努めることとします。</p>

② 延長保育事業

対 象	2号認定（3～5歳）および3号認定（0～2歳）の乳幼児
内 容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育園、認定こども園および特定地域型保育事業で保育を行います。
施設数	令和4年度現在：15園

■地域別 利用実績 単位：のべ人

	平成29年度	平成30年度
マキノ	28	28
今津	138	127
朽木	17	11
安曇川	126	107
高島	73	67
新旭	111	98
計	493	438

■時間外（延長）保育事業の見込量および確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	460	460	460	368	368
確保方策	460	460	460	368	368

見直し

見直し

確保方策の説明	
<p>○既存の保育園、認定こども園および特定地域型保育事業の計15園で延長保育を実施しています。</p> <p>○現状の体制をもとに、引き続き延長保育の利用ニーズに対応します。</p>	

③ 子育て短期支援事業

対 象	0歳～18歳
内 容	保護者の疾病、残業等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等においてショートステイ（宿泊を伴う預かり）やトワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）を実施し、必要な保護を行います。
施設数	令和元年度現在：1か所

■ 事業実績

単位：のべ人

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て短期支援事業（ショートステイ）	9	24	28
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	6	25	30

■ 子育て短期支援事業の見込量および確保方策

単位：のべ人

	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	70	70	70	70	70
確保方策	70	70	70	70	70
ショートステイ	35	35	35	35	35
トワイライトステイ	35	35	35	35	35

確保方策の説明	
<p>○市内には児童養護施設がないため、引き続き民間団体に委託し、利用ニーズに対応します。また、制度の周知について検討します。</p>	

④ 地域子育て支援拠点事業

対 象	就園前の乳幼児およびその保護者
内 容	児童館や認定こども園等身近な場所で、乳幼児およびその保護者が交流する場を設定するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の支援を行います。
施設数	令和4年度現在：高島市地域子育て支援センター2か所、子育て親子つどいの広場6か所

■地域別 地域子育て支援センターの利用状況（利用者数） 単位：のべ人

地域	平成29年度			平成30年度		
	保護者	児童	計	保護者	児童	計
マキノ	1,192	1,317	2,509	953	1,107	2,060
朽木	342	354	696	399	458	857
高島	1,277	1,442	2,719	1,408	1,611	3,019
新旭	1,389	1,519	2,908	1,107	1,228	2,335
計	4,200	4,632	8,832	3,867	4,404	8,271

■地域別 地域子育て支援拠点事業の利用状況（相談件数） 単位：件

地域	平成29年度			平成30年度		
	来室相談	電話相談	計	来室相談	電話相談	計
マキノ	51	0	51	74	1	75
朽木	7	0	7	64	0	64
高島	11	0	11	19	3	22
新旭	34	0	34	20	0	20
計	103	0	103	177	4	181

■施設別 子育て親子つどいの広場の利用状況（利用者数） 単位：のべ人

施設	平成29年度			平成30年度			
	保護者	児童	計	保護者	児童	計	
今津	ふれあいひろば	2,869	3,022	5,891	2,263	2,634	4,897
	あいあいひろば	1,165	1,280	2,445	1,041	1,174	2,215
高島	プチしろふじ	840	1,119	1,959	571	575	1,146
安曇川	はこふねびヨビクラブ	1,078	1,171	2,249	1,045	1,337	2,382
	さくらんぼ広場	944	1,057	2,001	936	946	1,882
	子育て支援フェスタ	1,366	1,570	2,936	1,496	1,600	3,096
計	8,262	9,219	17,481	7,352	8,266	15,618	

■地域別 地域子育て支援拠点事業の利用者数見込量

単位：人

地域	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
マキノ	157	156	146	142	137
今津	323	321	300	291	281
朽木	48	48	45	44	42
安曇川	366	363	340	330	318
高島	173	171	161	156	150
新旭	312	310	290	281	271
計	1,379	1,369	1,282	1,244	1,199

■地域子育て支援拠点事業の見込量および確保方策

単位：か所

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	10	8	8	8	8
確保方策	10	8	8	8	8

確保方策の説明

○少子化や、低年齢からの保育園等への入所が増加しているため、利用児童数は減少しています。

○地域子育て支援センター事業と子育て親子つどいの広場事業は、地域の児童数等を考慮しながら、各地域子育て支援拠点事業所間の連携を強化し、ニーズに対応します。

【地域子育て支援センター】 2か所（公立）

高島市地域子育て支援センター「ほのぼの」（マキノ児童館内）

高島市地域子育て支援センター「あっぷっぷ」（静里なのはな園内）

【子育て親子つどいの広場】 6か所（私立）

今津地域 ふれあいひろば（なないろこども園）

今津地域 あいあいひろば（愛隣こども園）

安曇川地域 ピヨピヨクラブ（安曇川はこぶね保育園）

安曇川地域 遊びの広場チューリップ（中央ユニバーサルこども園）

安曇川地域 さくらんぼ広場（藤波こども園）

高島地域 プチしろふじ（しろふじ保育園）

子育て親子つどいの広場は継続し、地域子育て支援センターを集約することで8か所に再編しました。

○地域内の複数か所で事業実施している場合は、相互の交流・情報交換を行い、利用者にとって利用しやすく、また効果的な事業の展開を目指します。

⑤ 一時預かり事業

対 象	1号認定の幼児、その他就学前の乳幼児
内 容	①幼稚園型 1号認定の在園児を対象に、通常の教育時間に加え、延長して預かります。 ②一般型 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育園・認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
施設数	令和元年度現在：幼稚園型13園、一般型12園

■一時預かり事業（幼稚園型）の実績

単位：のべ人

項目	認定区分	計画期間		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	1号・2号	2,129	1,547	1,307

■一時預かり事業（幼稚園型）の見込量と確保方策

単位：のべ人

項目	認定区分	計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	1号・2号	1,600	1,600	1,600	1,920	1,920
確保方策	1号・2号	1,600	1,600	1,600	1,920	1,920

見直し 見直し

■一時預かり事業（一般型）の実績

単位：のべ人

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	956	1,112	940

■一時預かり事業（一般型）の見込量と確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	1,000	1,000	1,000	543	543
確保方策	1,000	992	1,000	543	543
一時預かり事業 （一般型）	915	915	915	458	458
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポートセンター事業）	50	50	50	50	50
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	35	35	35	35	35

見直し 見直し

確保方策の説明
○幼稚園型の一時預かり事業は、幼稚園と、幼稚園部のある認定こども園すべてで実施しており、今後もこの体制でニーズに対応します。
○一般型の一時預かり事業については、実施していない認定こども園2園についても、今後の実施を目指します。
○一般型の一時預かり事業は、未就園児の保護者の一時的な就労や疾病・事故・看護、育児に伴う心理的負担の軽減を図るものであり、保育園および認定こども園の保育園部でニーズに対応するほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）でも対応します。

⑥ 病児・病後児保育事業

対 象	生後6か月から小学校3年生
内 容	子どもが病気のと看、保護者が仕事等の都合で子どもを家庭でみるこが困難な場合に、病児保育室で一時的に保育します。
施設数	令和元年度現在：高島市民病院内病児保育室1か所

■地域別 事業実績（病児保育の利用状況）

単位：人

地域	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	利用日数 (日)	利用のべ 児童数	利用日数 (日)	利用のべ 児童数	利用日数 (日)	利用のべ 児童数
マキノ	0	0	5	5	1	1
今津	5	8	3	4	9	10
朽木	0	0	0	0	0	0
安曇川	16	28	14	15	33	36
高島	36	38	16	18	10	14
新旭	38	39	29	32	44	53
市外	1	1	0	0	0	0
計	96	114	67	74	97	114

■病児・病後児保育事業、子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）

の見込量および確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	311	303	299	229	224
確保方策	311	303	299	229	224
病児・病後児保育事業	311	303	299	229	224
子育て援助活動事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

見直し 見直し

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

対 象	中学生以下の児童を有する子育て中の保護者
内 容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

■事業実績（平成30年度）

地域	開設日	会員数	援助活動件数
全市	260日	提供会員：160 依頼会員：207 両方会員：33	172件 保育園、幼稚園の送迎等

確保方策の説明

○働く保護者にとって必要な事業であるため、今後も継続してニーズに対応します。
○事業の実施場所が市の南部1か所のみであるため、今後のニーズ状況を見ながら事業実施場所等の充実を検討します。

■子育て援助活動支援事業の見込量（年間当たり利用平均日数）

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用平均日数	220	240	260	270	280

■子育て援助活動支援事業（就学後児童対象）の見込量および確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	110	120	130	135	140
確保方策	110	120	130	135	140
子育て援助活動支援事業（就学後児童対象）	110	120	130	135	140
子育て短期支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

確保方策の説明

- 保育園・認定こども園等の施設型保育サービスでは対応できない保育ニーズに対応するため、事業を実施します。
- 事業拡大には、提供会員の人材確保が必要であるため、子育てサポーター養成講座を開催して人材確保に努めます。
- 様々な広報媒体やPRの場を活用して、事業についての周知を図ります。

⑧ 利用者支援事業

対象	妊産婦、0～18歳、保護者
内容	子どもおよびその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようなサポートします。
施設数	令和4年度現在：基本型1か所、 特定型1か所 、母子保健型1か所

■利用者支援事業の見込量と確保方策

単位：か所

項目		計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	基本型・特定型	1	1	1	2	2
確保方策	基本型・特定型	1	1	1	2	2

見直し 見直し

■利用者支援事業の見込量と確保方策

単位：か所

項目		計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	母子保健型	1	1	1	1	1

確保方策の説明

○基本型は、地域の子育て支援事業の情報提供や相談・援助、各関係機関との連絡調整等をNPO法人等に委託することにより、ニーズに対応します。

○特定型は、保育サービスに関する相談に応じ、子育て家庭への情報提供・利用支援を行います。

○母子保健型は、子育て世代支援包括支援センター（健康推進課）で事業を実施します。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

対 象	生後4か月までの乳児とその保護者
内 容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■地域別 事業実績

単位：人

地域	平成29年度		平成30年度	
	対象児童	訪問数	対象児童	訪問数
マキノ	28	28	21	20
今津	52	45	79	72
朽木	8	7	6	6
安曇川	83	76	92	89
高島	25	20	25	23
新旭	72	66	72	70
計	268	242	295	280

■乳児家庭全戸訪問事業の見込量および確保方策

単位：人

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300
実施場所	市内一円	市内一円	市内一円	市内一円	市内一円
実施機関	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課
実施者	主任児童委員	主任児童委員	主任児童委員	主任児童委員	主任児童委員

確保方策の説明

○保健師による新生児訪問に加え、平成29年度から主任児童委員により3か月児のいる家庭を訪問しています。

○今後も、主任児童委員による訪問により、ニーズ（年間出生児数）に対応していきます。

⑩ 妊婦健康診査事業

対 象	妊娠届出者
内 容	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査（①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導）および妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を受けるための費用を助成しています。

■ 事業実績

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診実人数（人）	461	437	450	313	445
受診延べ回数（回）	3,221	2,755	3,551	3,488	3,240

■ 妊婦健康診査事業の見込量と確保方策

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人）	300	300	300	300	300
健診回数（回）	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保方策	300人/4,200回	300人/4,200回	300人/4,200回	300人/4,200回	300人/4,200回
実施場所	高島市、県内・県外	高島市、県内・県外	高島市、県内・県外	高島市、県内・県外	高島市、県内・県外
実施体制	高島市民病院他	高島市民病院他	高島市民病院他	高島市民病院他	高島市民病院他
検査項目	7種	7種	7種	7種	7種
実施時期	妊娠23週まで1回/4週間 24～35週まで1回/2週間 36週以降 1回/1週間				

確保方策の説明

○高島市民病院ほか県内の協力医療機関や助産院での受診は、妊婦健康診査受診券 14 回分、検査券 10 枚を公費負担し、県外の医療機関で受診した場合は償還払いで対応することで、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。

<参考>

妊婦健康診査受診券 ～利用方法の目安～から

【基本受診券】

- ①8～11週 ②12～15週 ③16～19週 ④20～23週
⑤24・25週 ⑥26・27週 ⑦28・29週 ⑧30・31週
⑨32・33週 ⑩34・35週 ⑪36週 ⑫37週 ⑬38週 ⑭39週

【検査項目および検査時期】

- ①超音波検査 23週までの間に2回
24週から35週までの間に1回
36週以降に1回
- ②血液検査（妊娠初期） 初期に1回
- ③ // （妊娠中期） 24週から35週までの間に1回
- ④ // （妊娠後期） 36週以降に1回
- ⑤B群GBS検査 24週から35週までの間に1回
- ⑥クラミア検査 33週までの間に1回
- ⑦子宮頸がん検診 初期に1回

⑪ 養育支援訪問事業

対象	養育の支援が特に必要な家庭
内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■ 事業実績

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問実家庭数（世帯）	139	207	194	237	249
訪問延べ件数（件）	594	716	638	719	957

■ 養育支援訪問事業の見込量および確保方策（対象世帯と訪問延べ件数）

項目	計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量					
訪問実家庭数（世帯）	200	200	200	200	200
訪問延べ件数（件）	900	900	900	900	900
確保方策					
訪問実家庭数（世帯）	200	200	200	200	200
訪問延べ件数（件）	900	900	900	900	900

確保方策の説明

○過去5年間、訪問実家庭数は増加していましたが、継続的な支援や妊娠期からの支援が充実してきたことから、令和元年度には200世帯になる見込みです。

今後の見込量も令和元年度と同数とし、対応していきます。

○関係機関と連携し、対象家庭の早期把握と訪問相談、適切な支援に努めます。

⑫ 要支援児童訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

対象	保護者のいない児童または保護者に監護されることが不適切であると認められる児童等
内容	対象家庭等を訪問するとともに、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携してケース検討等を行い、要保護児童の適切な監護につなげます。

■ 事業実績（要保護児童対策地域協議会等の開催状況）

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
代表者会議（回）	2	2	2	2	2
実務者会議（回）	10	11	10	12	10
個別ケース検討会議（回）	56	52	53	55	54
養育支援情報交換会（回）	8	9	10	3	2
計	76	74	75	72	68

■養育支援訪問事業および要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業の見込量および確保方策

単位：人・回

項目		計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	訪問人数	200	200	200	200	200
	開催回数	65	65	65	65	65
確保方策	訪問人数	200	200	200	200	200
	開催回数	65	65	65	65	65
実施場所		市内一円	市内一円	市内一円	市内一円	市内一円
委託団体等		-	-	-	-	-

第5章 計画の推進

1. 計画の推進主体と連携の強化

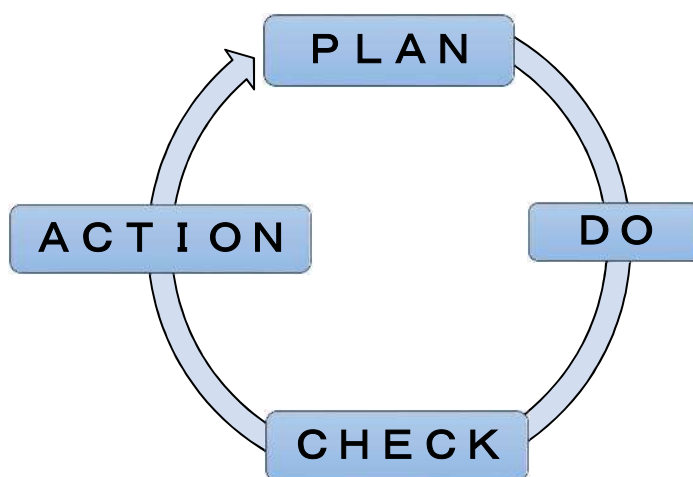
高島市における子育て施策は、保護者を含む地域住民や園、学校、地域団体、関係機関、企業、ボランティアグループ等と市が連携・協働し、地域社会全体で進めていくことが必要です。子どもの成長にとっても、子どもを取り巻く身近な地域社会の中で、多様な交流や体験の機会を創出することが重要となっています。

また、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、こうした連携・協働により様々な人や団体が身近な相談相手となり、必要な情報を提供しながら、社会全体で保護者に寄り添い支援していくことが必要になってきます。さらには、子どもが家庭で保護者と過ごす時間が少しでも長くなるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、その点から事業所の役割が大きくなっていきます。

これらのことから、本計画の推進にあたっては、市のみならず地域社会を構成する様々な人や団体が一体となって、取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

本計画（Plan）を総合的、効果的に実施（Do）するとともに、毎年、計画の実施状況の把握・点検（Check）を行います。また、実施状況について、高島市子ども・子育て会議に報告し、評価していただきます。その結果や社会情勢の変化を鑑みながら、必要な見直し・改善（Action）を行い、更なる計画の推進を図っていきます。



資料編

1. 計画の策定経過

高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2020 策定の経過

年月日	事項	内容
平成31年 2月28日	平成30年度第2回 高島市子ども・子育て会議	○計画にかかるアンケート調査の実施について
3月8日～ 3月18日	高島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査実施	・配布数：2,858件 ・回収数：1,956件 ・回収率：就学前子どもの保護者 69.9% 小学生の保護者 70.3%
3月18日	平成30年度第3回 高島市子ども・子育て会議	○アンケート調査票の進捗について
令和元年 6月17日	令和元年度第1回 高島市子ども・子育て会議	○高島市の子ども・子育てを取り巻く状況について ○平成30年度の事業実施の結果について ○高島市子ども・子育て支援に関する調査結果について
7月26日	令和元年度第2回 高島市子ども・子育て会議	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2015の進捗状況について ○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020の基本理念等の検討について
9月18日	令和元年度第3回 高島市子ども・子育て会議	○基本理念の検討について ○計画策定の支援および基本目標の検討について
10月1日	高島市子ども・子育て会議委員の改選	○任期満了による高島市子ども・子育て会議委員の改選
10月29日	令和元年度第4回 高島市子ども・子育て会議	○計画の基本的な考え方について ○事業量の目標について ○目標実現のための施策の推進について
11月25日	令和元年度第5回 高島市子ども・子育て会議	○目標実現のための施策の推進について ○事業量の目標について
12月19日	令和元年度第6回 高島市子ども・子育て会議	○目標実現のための施策の推進について ○今後のスケジュールについて
令和2年 1月29日～ 2月28日	高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020（案）のパブリックコメント実施	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020（案）のパブリックコメントを実施 意見 なし
3月19日	令和元年度第7回 高島市子ども・子育て会議 （新型コロナウイルス感染症感染防止のため書面開催）	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020（案）のパブリックコメントの結果について ○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020（案）の修正について
令和4年 11月4日	令和4年度第2回 高島市子ども・子育て会議	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020 中間見直しに係る見直し方針等について
令和5年 2月17日	令和4年度第3回 高島市子ども・子育て会議	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020 中間見直し（案）の審議について

高島市子ども・子育て会議 委員名簿

(在任期間：令和4年10月1日～令和7年9月30日)

(敬称略)

区分	所属等	氏名	備考
第1号委員 (学識経験者)	元 小学校長	峯 森 吉 晴	会長
	元 公立園長	橋 本 妙 子	副会長
第2号委員 (子どもの保護者)	高島市立朽木こども園 保護者	大 島 克 美	
	藤波こども園 保護者	木 村 真 志	
	高島市立静里なのはな園 保護者	吉 田 綾 菜	
	第9学童保育所 保護者	眞 川 瑞 穂	
第3号委員 (子ども・子育て 支援に関する 事業に従事す る者)	高島市立高島こども園 園長	地 村 順 子	
	なないろこども園 園長	松 本 貴 志	
	高島市学童保育指導員連絡協議会 副会長	鎌 田 み どり	
	高島市立マキノ児童館 館長心得	前 田 ひ と み	
	高島市健康福祉部健康推進課	落 川 昌 子	
第4号委員 (関係団体の推 薦を受けた者)	高島市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員(朽木)	澤 田 恵	
	高島市社会福祉協議会	是 永 麻 記 子	
第5号委員 (市民)	公募委員	小 菅 孝 子	
	公募委員	松 井 香 奈	

2. 用語の説明

(1)子ども・子育て支援制度に関する用語

用語	定義
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織および運営に関する法律ほかの一部改正)
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。(子ども・子育て支援法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園および児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。(子ども・子育て支援法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(子ども・子育て支援法第11条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付する仕組み。(子ども・子育て支援法第19条) 【認定区分】 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども) 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)
子育てのための施設等利用給付	保育を必要とする子どもについて、幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料などを無償化する事業。

(2)子ども・子育て支援制度に関する用語

事業	内容
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、事業の終了後や夏休み等長期休業中に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日・時間において、認定こども園・保育所等において保育を実施する事業。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。（地域子育て支援センター、つどいの広場）
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園・幼稚園・保育所等で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
病児・病後児保育事業	病児または病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に関する事業	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に関する事業は、要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

(3) その他の用語

ア行

【育児休業、育児・介護休業法】

育児休業とは、労働者がその子を養育するために行う休業のことで、育児・介護休業法では育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援する制度で、労働時間を柔軟にしたり、休暇を取りやすくしたりする具体的な制度が盛り込まれています。

【いじめ防止対策推進法】

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関して基本理念を定め、国および地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

【NPO】

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的、自発的な社会活動を行っています。

【オレンジリボン・キャンペーン】

子どもへの虐待をなくしたいという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広める市民活動です。リボンには、子どもの虐待の現状を広く知らせ、子どもの虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちが込められています。国では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

カ行

【CAPプログラム】

CAPはChild Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略で、CAPプログラムとは、いじめ・誘拐・性的な暴力などに対して、「～してはいけません」という禁止教育の方法ではなく、子どもたちが本来持っている力を引き出し、子どもたち自身があらゆる暴力を跳ね返し、自分を大切にすることを育む教育プログラムです。知識中心に教え込むのではなく、ワークショップ（参加型学習）形式で行います。

【キャリア教育】

望ましい職業観や職業に関する知識を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育のことです。

【グローバル】

グローバルとローカルという言葉の掛け合わせた造語です。地球規模の視野でものを考えつつ、必要に応じて地域視点で行動することです。

【ケースマネジメント】

対象者が持つ複数のニーズと、福祉的な制度や機関などの社会資源を、窓口を一元化して結びつけようとする援助技法のことです。ケアマネジメントともいわれます。

【合計特殊出生率】

15～49歳の女性の年齢別出生率の合計のことで、ひとりの女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

【子ども安全リーダー】

警察および教育委員会から委嘱され、通学路などでの子どもの安全を守るため、巡回パトロールや不審者情報の把握・通報などを行います。

【子どもの貧困】

必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、または等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在および生活状況をいいます。

サ行

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

労働者一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことをいいます。

【少子高齢化】

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まることをいいます。

【食育】

一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現し、食文化の継承や健康の確保などが図れるよう、食に関する様々な知識や食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取り組みのことです。

【スクールガード】

各小学校に登録している学校安全ボランティアで、子どもの登下校の時間にあわせて通学路などの巡回パトロールや危険か所の監視などを行います。

【生活困窮者自立支援法】

平成25年12月13日に公布され、平成27年4月1日施行の法律で、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立の促進を図ることを目的としています。

【セルフケア】

自分で自分の健康を管理することです。

夕行

【地域の福祉力】

その地域が持つ課題を住民自身が認識し、その課題の解決に向けて取り組む活動などのことです。

【特別支援教育】

障がいのある幼児や児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）、デートDV】

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある（またはあった）男女間における、男性から女性への暴力という意味で使われています。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為なども含まれます。

デートDVは、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことです。親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指します。

八行

【ハイリスク妊産婦】

ハイリスク妊産婦は、妊娠高血圧症候群やその他の合併症をもつなど、母体や胎児あるいは新生児に重大な障がいを生ずる危険性の高い妊婦のことです。ハイリスク産婦は、育児不安がみられ、保健指導が必要な産婦などのことをいいます。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

【バリアフリー化】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方をいいます。具体的には、車いすでも通ることができるように、道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけでなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【ブックスタート事業】

親が乳児を抱きながら絵本を読み聞かせて、親子関係を築くきっかけにしたり、子どもの情緒的な成長を促そうとするもので、乳幼児健診などにおいて絵本をプレゼントし、その楽しさを知らせる活動です。

【ブックトーク事業】

特定のテーマに沿って、複数の本を順序良く組み合わせ、あらすじや著者などを交えて紹介、本に対する興味をおこさせることを目的とした本の紹介の手法のことです。

【放課後等デイサービス】

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

ラ行

【良知】

人が生まれつき持っている良心、美しい心のことです。

ワ行

【ワークショップ】

参加体験型学習とも訳されます。講義などの一方的な知識伝達ではなく、参加者自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあたり作り出したりする形式のことです。また、その作業そのものを意味することもあります。

高島市子ども・子育て支援事業計画
および次世代育成支援対策地域行動計画

「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぱらん 2020」

令和2年3月

令和5年3月中間見直し

発行・編集 高島市 子ども未来部 子育て支援課

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL : 0740-25-8136 (直通)

FAX : 0740-25-5490

